

国づくりの研修

43
1988

地域の発展とは何か



建設大臣
労働大臣 指定校

北海道測量専門学校

本校は、測量並びに土木に関する基礎理論と実際に役立つ専門技術を系統的に教授し、あわせて心身ともに健全にして旺盛な実践力をもった測量、土木技術者の養成を目的とする専門学校です。

昭和48年道内関係各機関の要望によって開校して以来、その独自の教育方針をもって北海道開発第一線の担手となる測量技術者の養成と人間性の育成につとめ、関係方面の期待に応じて今日にいたっており、将来一層の発展が期待されています。



◎設置学科

工業専門課程

測 量 科 (1 ㇿ年)	測 量 工 学 科 (2 ㇿ年)
土 木 工 学 科 (2 ㇿ年)	情 報 測 量 工 学 科 (2 ㇿ年)
製 図 科 (1 ㇿ年)	

◇募集人員	測 量 科 100名	測 量 工 学 科 60名
	土 木 工 学 科 80名	情 報 測 量 工 学 科 70名
	製 図 科 40名	

◇応募資格 高等学校卒業（卒業見込）以上。

◇試験科目 数学(Ⅰ)・作文

◇推せん入学 高等学校長，地方公共団体の長，および測量・土木・建設会社社長の推せん制度あり。
製図科は書類審査のみ。

◎特 典

測 量 科	}	測量士補（国家試験免除）実務経験2年で測量士
測 量 工 学 科		土地家屋調査士（法規のみ要試験）
土 木 工 学 科		測量科と同資格取得・2級土木施工管理技士受験資格
情 報 測 量 工 学 科		測量科と同資格取得・情報処理技術者第二種（国家資格取得目標）
製 図 科		2級地図製図士（日本測量協会認定）

(〒069) 北海道江別市野幌若葉町552-7 TEL 011-386-4151(代)

企業は人なりとよくいわれる。地域づくりもまったく同様である。地域づくりの優れたリーダーを育成することがコミュニティアイデンティティを確立するうえで最も大切である。大分県では、一村一品運動やローカル外交の積極的な推進によって地域づくりのリーダーが育ってきている。また次代を担う地域のリーダーを育てるために、「豊の国づくり塾」をつくっている。県下十二地域に設けられた塾では、地域の若者が教科書にはない地域づくりの実践的な研鑽に努めている。

力に変える方向と不可

分の関係にあります。四全総の提起した「多極分散型国土の形成」という課題は、画一化しつつある我が国の国土編成に多様性を付け加え、地域ちいきがそれぞれの特性を生かして発展する新しい社会システムの形成をねらったものであると思います。四全総では、そのための国土基盤整備の方向が示され、また今回制定された「多極分散型国土形成促進法」では地域からの発想を重視した諸機能の地方誘導の制度的枠組

亀地

日本の地域とい

福岡

なってきたんだという部分は豊かになってきた

本全体が戦後四十数年の間で、たむしろそれは長、安定成長というように考えるとき、高



北海道・十勝池田町ワイン城

異質性を発展力に

——北海道から地域の発展を考える——

北海道 知事

横路 孝弘

一、転換期を乗り越えて

北海道は今日、明治以来の基幹産業であった石炭産業や鉄鋼、造船業が閉山や合理化を迫られ、また農産物の市場開放問題がクローズアップされるなど、産業経済をめぐって大変厳しい問題が次々と起こっています。

こうした状況は、北海道が今、これまでの百二〇年の歴史を経て、大きな曲がり角にさしかかっていることを示しているように思います。資源依存型で相互の結びつきの弱い産業構造や、公共投資に頼る度合いの高い経済構造が、時代の変化の中で問い直され、転換を迫られているのです。

しかし、私は北海道が必ずやこの転換期を乗り越えて、未来に向かって大きくはばたくことができると確信しています。厳しさの中にあつて、新しい時代の萌芽が着実に生まれています。果敢に新しい試みにチャレンジする若い人びとに、北海道の未来を切り開く、開拓時代以来のパイオニア精神の継承を感じることができるところからです。

二、変わりつつある北海道

北海道では、さまざまな新しい取り組みが生まれています。先端技術を積極的に取り入れ、新しい分野を開拓する地場企業が増え、特色のある中堅企業群を形成しつつあります。特に、

メカトロニクス技術を生かした農業機械や漁業機械など、北海道らしい創造的な成果を上げる企業が現れてきています。また、農林水産業では、バイオテクノロジーを用いた品種開発や増殖技術、加工技術の研究開発などの面で、産学官の共同による真剣な努力が行われています。情報化を支えるソフトウェア産業が札幌を中心に急成長をし、今では日本でも有数の集積を持つに至っています。

国際交流も、北方圏諸国との生活文化交流が年々盛んになり、経済交流へと発展してきています。草の根レベルの民間交流の輪も、大きな広がりを持つようになってきています。農業技術交流を契機として始まった中国東北部との交流が、技術者や研修生の相互派遣、地域開発



面の交流へと発展してきています。また、医療技術や農業技術を生かして発展途上国の開発に参加する青年が、この北海道から沢山生まれるようになってきました。

また、地域ちいきで、個性的なまちづくりの取り組みが活発になってきています。大陸的な自然と調和した都市景観やユニークなイベント、特色のある産品づくりが進められており、その中から北国らしい生活文化や地域の若い担い手たちが育ってきています。地中海クラブなど世界的なスケールのリゾートが開発され、また、「世界の祭典」や「青函博」など、北海道らしい新鮮なコンセプトのイベントも現在開催されています。

こうした、道内各地の生き生きとした取り組みこそが、北海道を着実に変えていく原動力になっています。

三、夢を形に変える

北海道では、今、時代を先取りする二一世紀型の大型プロジェクトが動きはじめています。

「国際エアカーゴ基地構想」は、現在最も力を入れているプロジェクトです。北海道は北方圏諸国とアジア太平洋地域の結び目に位置し、北太平洋線、北回り欧州線、東南アジア線などの航空路線に対して、時間距離の短縮や燃料の軽減などコスト面で大きなメリットを提供でき

ます。また、最新の貨物のハンドリング・システムの導入や二四時間運用体制、自由貿易地域の設定などにより、日本で最も便利なエアカーゴ基地として機能することができそうです。この七月に新千歳空港が供用を開始しますが、私はこうした優位性を生かして、新東京国際空港を補完する日本の北の国際物流拠点の形成をめざしていきたいと思っています。

「航空宇宙産業基地」のプロジェクトも始動しています。広いスペースを生かしてフライト・センターや研究機関、宇宙関連産業、バイオなど宇宙空間利用産業の集積をつくる構想です。日本の宇宙政策は有人宇宙開発をめざした新しい段階を迎えようとしており、それに対応する機能をこの北海道につくろうということです。今年の五月にISTIS（宇宙技術及び科学の国際シンポジウム）が札幌で開催されるなど、着々と準備が進められています。

このほか、磁気浮上式鉄道やコミュニティー航空により北海道の交通体系をつくりかえるプロジェクトや優れた自然環境と札幌の都市機能を生かして、世界の頭脳を集める研究開発機能の集積をつくるプロジェクトなど、二一世紀に向かって道民の夢、日本中の人の夢を実現する場として北海道は大きく変わろうとしています。

四、異質性を発展力に

北海道で育ちつつある新しい動きやプロジェクトに共通に流れているものは、時代変化を見据えながら、北海道の「異質性」を生かすということだと思います。北海道は国土の二二％という広大な面積を持ち、本州の府県とは全く異なった自然と歴史の中で、特色のある景観や居住空間、産業を有しています。今、こうした北海道の特性に着目して、新しい時代の地域発展の要素としてとらえ直し、地域づくりを進める努力が進められているのです。

北海道のめざす、異質性を発展力に変えるというテーマは、わが国の国土形成の方向と不可分の関係にあります。四全総の提起した「多極分散型国土の形成」という課題は、画一化しつつある我が国の国土編成に多様性を付け加え、地域ちいきがそれぞれの特性を生かして発展する新しい社会システムの形成をねらったものであると思います。四全総では、そのための国土基盤整備の方向が示され、また今回制定された「多極分散型国土形成促進法」では地域からの発想を重視した諸機能の地方誘導の制度的枠組みが整備されました。私はこうした政策が実効性の高いものとして実施に移されるとともに、さらに地方行財政制度を含めて、地域の多様な特性を受容する柔軟な社会形成が図られることを強く期待しております。

地域発展の条件を考える

大分県 知事

平松 守彦



地域発展の意味

——GNPからGNSへ——

東京への人、物、情報の一極集中、国際摩擦の激化など地域の経済社会を取り巻く環境は大きく変動している。昨年、国は多極分散型国土の形成をめざす第四次全国総合開発計画を策定した。東京への一極集中を排し、地域の発展を図ることによって、個性と活力に満ちた地域社会を創造する。それが今回の四全総のねらいである。

では、地域の発展とは何か。私は地域の発展には二つの視点が必要であると考えている。一つは、GNP、つまり県民所得の向上である。大分県の県民所得は、私が昭和五四年に知事になったときは全国四〇位程度で、その後、段々順位が上がり、昭和六〇年では三一位である。しかし、所得だけがあげれば地域が発展し

たことになるかという点、そうではない。

地域の発展のもう一つの視点は、地域に住む人々が地域に誇りと愛着をもち、豊かな心をもち、やる気や活力がみなぎるような社会をつくるということである。県民所得という物的、ハードな側面に加えて、美しい自然環境や心の満足などのソフトな側面、このソフトとハードの

(豊かさの指数)

最近、日本開発銀行が都道府県別の「ゆとりの指数」、「豊かさの指数」を発表している。「ゆとりの指数」は、各種の指標を加重平均して、所得のゆとり、時間のゆとり、空間のゆとりをそれぞれ算出し、その平均をとって指標化したものである。これに、県民の余暇活動、安心・安全の指標を加味したものが「豊かさの指標」

両面がバランスのとれた社会になること、これが地域の発展であると考えている。

私はこれをGNS型社会（グロスナショナルサテイスフアクション、国民総満足度）と呼んでおり、大分県は二一世紀に向けてこのような活力とゆとりに満ちたGNS型社会の実現を目指している。

である。

たとえば、「所得のゆとり」は、消費者物価や宅地価格、教育費の地域格差で一人当りの県民所得を割り戻したものである。また、所得がいくら大きくても時間のゆとりがなければ、ゆとりのある生活とはいえないだろうし、生活の中の緑や、公園等のオープンスペースの存在等の「空間のゆとり」も生活のゆとり度を測る重要な指標である。こうして算出した「ゆとりの指

標”でみると、大分県は全国一六位、九州では一位である。また「豊かさの指標”でみても、全国二一位であり、一人当たり県民所得の三一位に比べて順位は大幅に上昇する。大分県は県民所得の水準は決して高いとはいえないが、県民

一村一品運動と地域づくり

本県が進めている一村一品運動は地域住民のやる気を引き出して、物づくりを通じての人づくり、地域づくりを進め、これによって地域を活性化させ、各地域に魅力ある「磁場」をつくる運動である。

昭和五四年に提唱して以来、今年で十年目を迎えているが、いま県下各地域で活性化の気運が盛り上がっている。

一村一品運動による活性化の例をみてみよう。国東半島の北端に姫島村という離島がある。この村では、離島という地理的に不利な条件のもとで、村をあげて車エビの養殖に取り組み、いまでは年間販売額が十五億円を突破している。姫島村が筆頭株主である第三セクター養殖会社の発展とともに、雇用の場もでき、人口も増加に転じている。また、大分県の西部、日田杉に囲まれた過疎の村である中津江村では、かつての金鉱の跡地を活用して、地底博物館としてよみがえらせ、多くの観光客を集め、新たな雇用の場をつくりだしている。県南の漁村である米

生活をトータルでみれば全国中位の水準にあるといえる。今後、物もゆたか、心もゆたかな新しい豊の国づくりをめざして、さらに内容を高めていきたいと考えている。

水津村では、Uターン青年が中心となり、いわし、あじ等を新しい技術を用いて乾燥させ、消費者ニーズに対応した商品として出荷しており、年間販売額は二〇億円に達している。地元の主婦を中心に約四百人の雇用の場をつくりだしている。このほか、多種多様な産品が一村一品運動の進展とともに生まれてきている。またこの運動のもう一つのねらいである人づくりも着実に進展している。

地域発展の条件

それでは、地域発展の条件とは何であろうか。私は、三つのことが必要であると考えている。

第一番目は地域のポテンシャルを引き出すこと。地域の潜在力を引き出し、その地域のマイナスをどうプラスにするかというアイデア、実践力をもった人づくりを進める。美しい自然環境を生かしたりゾート開発でもよい。長い伝統に培われたローカルテクノロジー（地域技術）を見直し、振興することでもよい。要は地域が持っている、自然条件、人材、技術、資源等の

ポテンシャルをうまく引き出して発展させることが重要である。

第二番目は地方連合である。従来の県のワクを超えて、地域と地域が連合し、人、物、情報の流れを地域内で循環できるようにして東京圏に対抗できるような特色ある地方経済圏を構築することである。

東京一極集中を是正するため、現在、遷都論や一省庁一機関の移転が話題となっているが、これでは問題が解決しない。東京一極集中の根本原因である中央集権を改め、地方に権限を委譲する地方分権を徹底することが不可欠である。もし、すぐにできないとすれば第一段階として、各地方ブロックにある中央官庁の地方支部局を統合し、そこに権限を委譲して次官クラスの大物長官をトップとする地方府を置く。九州でいえば、福岡に九州府を置いて、九州のことはここに行けばすべて解決できるようにする。そのうえで徐々に各県段階に権限をおろしていくようにすればよい。

他方で、地方も努力して、地方連合を推進することによって、東京にある高次機能を自らたぐり寄せ、東京圏に対抗できる経済圏を構築する。そのためには、インフラの整備、特に地方間を循環する高速道路やコミュニティ航空など高速交通体系の整備を急ぐ必要がある。

第三番目は、コミュニティアイデンティティの確立と人づくりである。地域の発展は、つま

ふるさとを興す 一村一品



るところ、他の地域にない独自性を持つこと、東京とは一味違った個性ある地域を創造すること、すなわちコミュニティアイデンティティをどう確立していくかにかかっている。

企業は人なりとよくいわれる。地域づくりもまったく同様である。地域づくりの優れたリーダーを育成することがコミュニティアイデンティティを確立するうえで最も大切である。大分県では、一村一品運動やローカル外交の積極的な推進によって地域づくりのリーダーが育ってきている。また次代を担う地域のリーダーを育てるために、「豊の国づくり塾」をつくっている。県下十二地域に設けられた塾では、地域の若者が教科書にはない地域づくりの実践的な研鑽に努めている。

また急速な技術革新の進展に対応するため、地域の発展を支える優秀な頭脳を育成することも大切である。そのためには、豊かな環境を生かして時代の先端をいく研究所の誘致、整備をすることも必要であろう。これにリゾートを結びつけたソフトコンプレックスを形成することによって、魅力と活力に満ちた地域社会ができていものと考えている。

いまや地方にも国際化の波が押し寄せてきており、地域づくりにも国際的な視点が求められる。グローバルに考え、ローカルに行動する人づくり、これが地域の発展に欠かせない重要な条件である。

時代はいま、地方にとって試練の過渡期にあると言われる。しかし、ここでもう一度、捉え直してみよう。地方は本当に豊かになったのかどうか、そうでないとすれば、何が原因で、何が地方に欠けているのか、そして、地域の発展とは何なのかを。

地域の発展とは何か

日本経済新聞社

日本地域経済研究所・研究部長

駒沢大学・助教授

亀地 宏氏 / 福岡 政行氏

聞き手・編集部

昭和63年5月10日実施

——当誌では、昨年策定されました四全総の見直しを一つ念頭に置いた上で本年度の特集テーマを設定しております。そこで今回、四全総における国土計画の基本的課題の一つのポイントとしてある「定住と交流による地域の活性化」に焦点を当て、考えてみたいと思います。

特に、全国各地を回られ、地域の魅力あるリーダーの方々にも数多く接してこられ、現在も活躍しておられるお二人にきょう、具体例を交えながらお話しいただき、そこから地域発展の意匠を探っていきたく存じます。

最初に「地域」の概念をどういうふうにとらえるかということも思います。これは、これだけで大きな命題になりますが、一応、基本的には行政単位ととらえるか、あるいは辞書でひもときますと、地域社会というのは「社会的特徴を持った地域の繁栄の上に成立している共同体である」とか、多義的にとらえられるわけですけれども、その辺のところからお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

地域をどうとらえるか

亀地 私はあまり概念規定はしないんです。だから、「地域とは何か——こういうものだ」ということを前提にしてものを考えるということもしないんです。たとえば、ひとつの町が地域の場合もあるし、小さな集落が地域のこともあ

る。反対に大都市を指す場合もあります。そのときそのときで地域の概念が変わるのは構わないと思うんです。

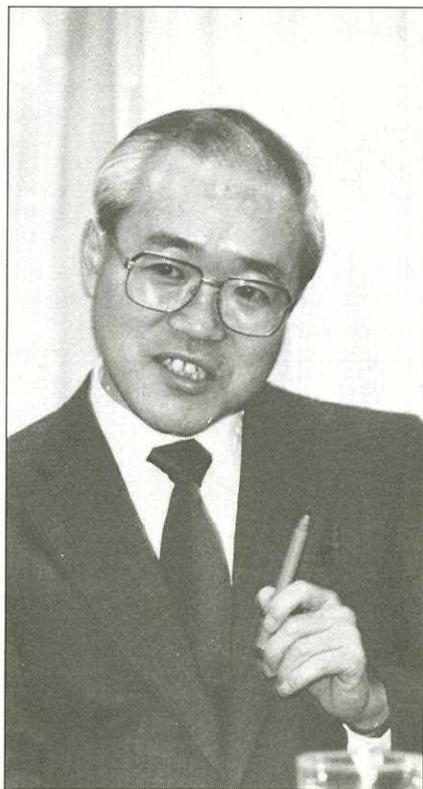
福岡 たとえばボルドーのワインができる地域とかいうように、そのときの話によって、地域というのは非常に弾力的に動くんだと思います。むしろ四全総なんかの絡みの中で、いま地域主義という言葉が、比較的大学の先生の中で使われますが、やっぱり地域主義というのは中央に対する地域といいますが、その中で活性化の問題や自立の問題というものが語られると思うんです。ですから、亀地さんも自分で歩かれるタイプだし、僕もフィールドワークをしてみても、やはり中央対地方といいますが、その絡みで語っていった方が、地域のコンセプトがより明確になるだろうし、これからの日本の地域社会の発展の中で、非常に生きてくるような気がします。ですから、行政単位とか、経済圏、文化圏、そういうようなことで定義をしていくことよりも、むしろ広くとらえていった方がいいのかなという気がします。

——では、そういうことを踏まえた上で、「地域の発展」ということについてお聞きしたいのですが、たとえば発展していく地域と、同じようにやっても発展していかない地域とに分かれるのはなぜか。先天的な条件との関連、すなわちそのときの地域資源に、人材も含めまして、どういうふうに関係してくるのでしょうか。

地域発展の意味

亀地 その場合に、発展というのは何を指すのか、むずかしいところですね。

福岡 発展というよりも、とにかく過疎にならないで、経済的にも多少豊かになって、雇用が広がるとか、嫁不足がないというような意味なんじゃないかね。ですから、とにかく全国の三、三〇〇の自治体を歩いていて、過疎進行地域が一、一〇〇近くある。三分の一ありますよね。もうちょっと言うなら、弘前とか、長岡、高岡という人口一八万の都市がちょうど境目かなと思うんですが、一五万から二〇万ぐらいの都市ですら、もういろいろな意味で経済的な指標が落ち込んでくるわけです。私はむしろ日本というのは、いま二重集中論ということで、東京



亀地 宏氏

日本経済新聞社、編集局地方部次長を経て現在日本地域経済研究所研究部長。
著書に「むらおこしルネッサンス」、「まちづくり交響曲」。

に集中する一点集中。そして四七都道府県というの、福岡県とか三重県というのは別格ですけど、基本的には県庁所在地に集中をする。そういうようなことを考えて、少なくとも経済的にある程度豊かになり、そしてまた人口もそれほど減らないで、むしろ社会増がある。このぐらいでしょうね。

亀地 日本の地域というのは豊かになってきたんですか。

福岡 全体的な底上げという部分では豊かにはなってきたんでしょうね。ただ、むしろそれは日本全体が戦後四十数年の間で、たとえば一〇〇だった力が三〇〇になったというような、高度成長、安定成長というように考えると、この

豊かさというのは、相当歪みがあって、地域によつては相当格差があるというような印象を持つんですね。

ですから、昭和五二年、地方自治法制定三〇年で、神奈川県の大分県知事が「地方の時代」という言葉を使われて、それからちょうど一〇年たった、去年になりますけれども、鹿児島県の鎌田知事とか、平松大分県知事も含めまして、「地方切り捨ての時代」とか、「地方試練の時代」と。この一〇年間で著しく、高度成長からゼロ成長、安定成長になってきた中で、非常に格差が広がったような気がします。一連のいろいろなところでうまくいった村おこし先進市町村がいま、かなり苦しんでいるようなケースもありますよね。

亀地 最近いろいろな地域を見ていて、おもしろいところが少なくなってきましたね。みんな大体同じでしょう。あのケースはあそこで見たとか、この話はこっちで聞いたとか、昔みたいに「あつ！」というような地域が少なくなってきましたね。

福岡 それはいろいろな情報が進んじやったから、オリジナリテイがなくなっている。たとえば大山町（大分）の人なんか、他から視察団がいっぱい来るのでいろいろな仕事がとてもできないというような苦情を僕らも聞きました。

——以前、その大山町（注、参照）について、その後の「ムラおこし」を含めて、本誌（四一号）



福岡 政行氏

駒沢大学法学部助教授（政治学）
早稲田大学講師。
著書に「時代の潮目を読む」、「島根ふるさと論と大分一村一品」など多数。

でも書いていただいたりしたんですけれども、昭和三〇年代後半、「ウメ・クリ植えてハワイに行こう」で、一村一品運動の先駆けとしてやってきて以来、確かに若者の残存率は高い。活気もある。しかし、問題はこれからなんだ、と。そういう転換期を過ぎた、村おこし以降の継続こそが大変というか、よく、地方は過渡期の時代とか言われるんですけれども、そういうことなんでしょうか。

“ムラ”おこし以降の問題

亀地 これは私たちにも責任があるんですが、たとえばものを書くときに、「このまちはすばらしいまちだ」ということを、いかに相手にわからせるかと考えますね。ですから、それを読むと、きつと「ああ、すごいことをやっている

ところだ」と思うんですね。ところが、実際にはそんなことはないんですよ。動いているのはごくわずかです。「このまちは花の町だ」と書いたとしても本当に町全体が花だらけかと言うとそうではない。一部に花壇があって、フラワロードが多少できていっているという程度のところはたくさんあります。また、どこかに行ったらみんなが燃えているかという、燃えているのはごく少数です。ぶつぶつ言っている方がはるかに多いんです。相当の先進地でも、本当に燃えているのはきわめて少ない人数なんです。

福岡 全国各地を歩いていて、「〇〇シヨツピング街が何とかだ」とか、「〇〇スーパーが郊外シヨツピングスーパーをつくって成功した」なんていうケースをいろいろ見るけれども、東京の基準で考えると、それは全然違うわけですよ。けれども、その少ない人口のまちでこれ

だけのことをやっている。少なくとも人口減が抑えられて、少しでも上向いてくる。それから、県内五十幾つの市町村の中で、ブービーだった大山町が、もういまでは十何番目までやってきた。それから、一億円産業が幾つかできた、一〇億円の産業が一つ二つできたまちがある、みたいなことになる、それはそれなりに評価しなきゃいけないということになるでしょうね。

亀地 最初に「発展とは何だろうか」と言ったのは、結局そういうことなんですね。みんなが豊かになった状態を言うのか、豊かな人がふえた状態なのか、それとも、貧しくなくなったという状態、というようにいろいろあります。たとえば大山町にしても、高い所得を得る人の割合がふえたということは言えると思うんです。でも、そうでない人もたくさんいます。そうすると、果たして大山はむらおこしでうまくいったと言えるのかどうか。

福岡 大山一千百数十世帯の中で、非常に豊かになったところと、それほど変わらないところがある。しかし、これはどの町村にもある。これは個人の村おこしに参加する度合いや意欲、あるいは個人が、同じ畑や田んぼを持って、努力の仕方によって変わるので、これは村おこしでなくても、人間社会には共通する現象です。からね。そういう意味で、総体として成功したのかどうかというふうに見ていかなければいけないと思うんです。

地域の発展みたいなかの中で、僕が気づいたのは、一つは越後湯沢というところにずうつと行ってみて、これは越後湯沢ががんばったからじゃなくて、構造的に、新幹線や関越道が開通したというような、いわゆる日本の高速交通体系と雪国、そして一時間一五分という上野からの利便性、この辺が相乗効果的にうまくいった。きょうの新聞にも、「トンネルを抜けるとそこはマンション群だった」という川端康成的な書き方の中で出てくると、これは非常に大きいですね。

それからもう一つは、いまの大山なんかは、まさに人と情報とアイデア、この三つで、とにかく浮揚力を持って、二〇年近くにわたってがんばってきた。それから十勝ワインで成功した北海道の池田町、ここなんかはちよつと陰りというか、一つの限界点に達した、そういう印象を持ちましたが、去年、大山の人と話をしましたら、一つの世代交代みたいなのがあった、後継者育成がちよつと苦しいんだというのを聞いたことがあるんです。これは、人間社会、何でもそうですけれども、やっぱり持続をするのはなかなかむずかしいという気がしますね。

逆に、東京近辺で、たとえば相模原とか、船橋、大宮とか、こういうところはベッドタウンという条件だけで人口が集まっているから、決して発展したとは思えない。あれは、地震とか大洪水があれば、本当に惨憺たる災害が生じる

かもしれないけれども、とにかくみんなが住んで、まち並みが確実によくなってくる。横浜市の青葉台なんていうようなところが高級住宅街になってくる。このようにそれぞれのケースで、構造的な問題、人や情報、アイデアの問題、あるいはベッドタウンという、東京周辺、大都市周辺の問題、それぞれの条件が与えられることによって、地域の発展というのはさまざまなものがある。本当の意味での村おこしは、やはり人がいて、情報をつくり、アイデアがあるというものです。その点で三、三〇〇の中では、亀地さんがさっきおっしゃった、このまちにしかないというようなオリジナリティを持っているのが少なくともありましたよね。

亀地 たしかに、少なくともありましたね。

——いま「地域発展の条件」ということで先天的要素との関連についてお話しただいたんですけれども、企業でも、国でも何でも、一番は人材育成といいますか、人づくりだとよく言われるわけですが、亀地さんや福岡先生の村おこしに関する本を読んでいて思ったのは、だれかが人を育成しようとかいうんじゃないで、何かのきっかけ——その人の個人的なもので何でもいいんですけれども——があって、それが突発的にパツと燃え上がったってして、結果としてまちづくりにつながる、そういうふうなものも感じたわけですよ。

その辺いかがでしょう。

地域と人材

亀地 私はいつも、それは運だと思うと言っています。つくってできるものではないんです。たまたまそこに、何かをやってみようとか、素養を持った人がいる。これは運命だと思っんです。そういう人がいない限り、よそから、たとえば国とか県とか、だれかやれ、なにかやれと言っても、それはちよつとむずかしいところがあ

るんですね。

では私たちがいったいどういう形で地域とかわることができるといって、ある程度外から刺激を与えることだけはできるんですね。たとえば、新聞とか雑誌を通して、特定の町に対して高い評価をし続けるんです。「いいところだ、すばらしい」と書き続けるんです。そうすると最初は、「何でうちがそんなにいいと思っんですか」と言っていたようなところの人たちが、しばらくすると、私たちが書いたようなことを、今度は自分で話せるようになるんですね。これは一つの効果なんです。そういう役割というものが、ジャーナリズムにはありますし、それによって育った人も多はずです。

福岡 がんばってやっている人を見て、自分でほとんど気づいていないというか、あたりまえでやっている。僕らが見ると、すごいことをや

っているんだけど、彼らにはそういう認識というか、「別にどうってことないよ。自分の中で、与えられた条件の中で、こう考えたからこういうことをやっているんだよ」という人が、僕はそれがすばらしいと思う。いま亀地さんが言うように、僕らはいわゆる語り部といいますか、いろいろなところを見て歩いて、こうなんだ、ああいうのがあるんだという情報の運搬人としてそういうことが言える。

それから、いまのお話で、やっぱり行政が上からどうこう言っても、これはやっぱりだめですね。ただ、民間と、行政が一体になって努力するというのが、一番効率が高いでしょうね。行政がどんなに旗を振っても、人が動かなければだめなんで、自分でインセンティブを感じてやらなきゃだめなんだという、これは教育をしていて、学生もそうで、何か自分たちで問題意識を持った学生というのは、とてつもなく伸びる。そういう印象は、全国を歩いていて感じますね。

地域を導く行政の役割

亀地 ただ私はいつも、行政主導の方がいいと言ってますよ。行政がなにもしないですくなる地域はないんです。なぜかという、行政は、いわゆるまちづくりのプロでしょう。地域をよくする、発展させるということは行政の本来の

役割ですね。福祉の向上ということも含めて、どうしたら自分たちの住んでいるところがよくなるかということを考えるのが行政でしょう。

だから、私はいつも「行政が走らなければダメだ」と言ってきました。そうすると民間の領域を侵すのはどうかという主張が出てきます。私はいいいですよ、どんな民間の領域を侵していい、いろいろなことをしてあげなさい。それで、それはおれの領分だよ、と言われたときに、初めて、「わかった」と返してあげればいいんですね。そういうことをしないと、地域を変えるとか、豊かにするというのはむずかしいのではないかと思うんです。

福岡 僕は若干違ってます、行政主導でやるというの必要な分だけども、やっぱり行政と民間サイドがどの程度交流できるか、対話ができるか、そういう部分が非常に大切だろうと思います。やっぱり日本の行政機構というのは、どうしても上から下へ流れるというラインがありますので、行政が全面的に出てくると、地域住民が何となく頼っちゃうんですね。依頼心が出てきちゃうんです。ですから、四全総の策定みたいなインセンティブを与えるとか、方向性を何とか出すというようなものは大切です。しかし、それをどう受けとめるか、この部分がなかなかむずかしいのかな。

それから、たとえば最近いろいろなところに行って、「〇〇町の〇〇十年計画」なんていう

いろいろなものを見ますと、大体大きな、〇〇研究所がつくっているわけですよ。それなんかも、コンピュータ的にはかなりインプットされている情報でその地域の情報を出しますから、見ていると、総論の部分なんて各町村ともほとんど変わらないんですね。そうなると、七割も八割も同じようなのだと、先ほどのオリジナリテイの欠如みたいなのも同じで、果たして「〇〇計画書」で、このまちが浮上してくるのか、特性が生きてくるのかどうか疑問ですね。

亀地 依頼心が出るのかどうか疑問ですね。ただ、住民が依頼心を持てるのは、まだずうっと手前の部分だと思ってるんですね。頼れないぐらい突っ走ったらいいんです。つまり必死になっただけ追いかけないと追いつかないぐらいに走る。池田でも、大山でも、そういうところですよ。そのぐらいいまで行政が突き進まない、いわゆる変革みたいなことはむずかしい。ちよつと寄りかかれるようなものだったら、バタツと倒れてしまいます。

福岡 いつも二歩も三歩も先に出て追いつけないという走り方ですね。

亀地 だから、おそらく大山町で矢幡さんたちが、牛を追放しろとか、果樹をやれと言ったことは、とんでもないことだったんですね。農林省は当時、「梅とか栗はだめだ」と言った。普通だったら、みんなそういう農林省の考え方に、「そうですね」と同調するところですよ。池田の

ワインだって、同じです。そのぐらい強引に行ったところだけがあとで伸びた。それを追いかける数人の人が生まれ、それがエネルギーを呼びおこした。本当にまちを変えるということは、並大抵のことではないんです。

福岡 アメリカなどでは、シテイマネージャーのような、専門官をとり入れて、行政を任せて、

「定住」と「交流」

——いまの行政との兼ね合いで、三全総の「定住圏構想」にかえて、今回、四全総では「定住と交流」という新しいモチーフを掲げてやっているわけですが、果たしてこの「定住」と「交流」が地域開発のネットワークを解決するキーワードとなるのかどうか、そういう方向で若者が戻ってくるかどうか、どう関連してくるのか。たとえば、交流という事で言いますと、「全国一日交通圏構想」ですとか、いわゆる東京との兼ね合いにもなると思うんですが、地方にとって、どういう意味を持つてくるのでしょうか。

今、地方に欠けているものは

亀地 私は、地方に対してはきわめて悲観的なんです。いくら交流とか定住とかと言われても、地方に若い人は戻らないと思います。決定的に欠けているものがあるんです。それは何かとい

経営感覚を入れて、効率よく、行政改革だけではなくて地域にいろいろな雇用だとか、産業を考えるとというようなことを行っています。そういうのを見てみると、日本の場合には、自治体の中で、お役人さんも勉強不足、議会の議員さんも勉強不足なところがある。

うと、さっきの人の問題と関連するんですが、知的雰囲気というものが、いまの地方に少ないんです。東京にいますと、いろいろな人が周りにいるでしょう。だからいろんな話ができますところが、地方だと、そういうわけにはいきません。ですから定住という意味も、いまそこにいる人がずっといるということだけを考えるのなら成り立つかも知れませんが、もしそこに都会なり、ほかの地域から人を呼んでこようと思うんだしたら、つまり人口増とかUターンとか、そういうものを考えるんだしたら、その知的雰囲気の部分を何とかしないと、幾ら雇用だとか、レジャーだとかいってもダメなんです。福岡 それは決定的に大きいのかも知れませんが、結局、学生たちが地方から東京に出てきて、優秀な人間ほど東京に残ってしまう。優秀な人間ほど、東京及びその周辺に居住を始めていく。外国にも行く。日本の経済や産業の空洞化論が

非常に出てくるけれども、いまやっぱり一番感じるのは、地方の空洞化だと思っただけですね。それは、いまの知的な空洞化もあるだろう、人口的な空洞化、文化の空洞化、いろいろな意味での空洞化が進んでくる。ですから、定住圏構想が三全総で出て、実際はそれほど成功もしない。そして今回、「定住」と「交流」という二つのコンセプトで出してくるけれども、地域に定住するとなると、よほどの高速交通体系を整備しない限り、やっぱり知的雰囲気とか、少なくとも、具体的には学校、こういったものを考えていかなないと無理でしょうね。

ただ、そういうような、知的雰囲気に対する言葉とするならば、自然的な雰囲気と言いますか、こういうようなものをエンジヨイしたいという人たちが、徐々に始めていますよね。

「リゾート構想」というのが四全総の中に出てきて、政府の中でもここに非常に期待をしている。ただ、これはどうもサプライサイドの発想で、供給側は、リゾートの建設によって何となく交流もあって、人が動くから、経済的にもいろいろなものが出てくるだろうというふうに思われる。たまたま一昨日までフランスのデフオンスという都市の再開発をずっと見て、フランスのバカンスの状況は、伝統的に、夏は一カ月休むとかいがあるわけですね。それから見ると、日本では、長期バカンスに行くのはまだまだといった状況ですね。

東京を基点とした交通体系

亀地 高速交通体系というのは大事です。ただ、だれがそれを使うかと考えたときにどうなりますか。たとえば瀬戸大橋ができるでしょう。東京の感覚からみると、五、五〇〇円かけて二〇分短縮できる、いいことだなと思います。ところが四国の運送業界では、五、五〇〇円かかるんだったら、もっと運賃の安いフェリーで、寝て行った方がいいということになるんです。そうすると、向こうの人はあまり橋を利用しません。

それは飛行機でも同じです。整備するということは大事ですが、それを利用するにはカネがいります。その分だけ向こうの所得が高くなっていなければダメなんです。もし、たとえば九州の人は、さわめて安い運賃で飛行機に乗れますという状態であれば、交流が非常に盛んになります。東京にどんどん出てきて、帰ることができるようになります。ところが、片道で五万円くらいになると、社用車で、出張で工面できる人はいいんですが、普通にそこで生活をしている人は、運賃負担がきわめて重荷だと思ってしまう。気軽に出てきて、情報を仕入れて帰れるかといったら、そうではないでしょう。そうなる、交流と、そのベースになる高速交通体系をどのように考えるのが大事になります。所得

水準の高い中央の人が、それを使って出かけて、いろいろなものを売ったり、買ったりして帰ってくる、そういう結果に終わりませんか。

福岡 たとえば東北だとか、新潟に行ってみて、向こうで生活をしている人は、ほとんど高速道路には乗りませんよね。在来線で、「いや、ものの一五分しか変わらないんだよ」と。僕らにとつての一五分、二〇分は、時間的に早いからいいじゃないかと思うけれども、向こうの人にとつての一五分は、それほど大きな違いではない。それで六〇〇円だ、八〇〇円だというお金では、これは現金収入の問題がありますからとてもむずかしい。この辺の感覚が、どうも東京サイドで決めている気がしますね。

亀地 一日交通圏といっても、それは東京を基点にして考えたものでしょう。東京から一日で行き帰りできるところを、どれだけ多くするかということでしょう。

東京一極集中と多極分散

——いまの東京との絡みの問題ですけれども、四全総の中でも、「多極分散型国土の形成」ということで言っているわけですが、東京対地方という図式によって、東京一極集中が地方をますます衰退させていくというような見方ですとか、あるいは、「東京と地方とは関係ないんだ。地方自身の問題だ」というような意見もある。

その辺、東京一極集中と地方は、どう関連しましょうか。

亀地 もし、国なり財界なりが東京集中を抑えようとして、多極分散を提唱するんならいいんですよ。だけど、現実に行っていることは、東京集中をむしろ加速させようということでしょう。都庁の移転、新幹線の乗り入れ、成田空港の二期工事、羽田空港の沖合移転、「みなとみらい21」、「幕張メッセ」、大宮の「ユー・アンド・アイ」、川崎の「テクノピア」、あらゆる大工事がいま集中をしています。数えあげたら、数十のプロジェクトが東京に集中しています。二一世紀まで続きます。それだけの事業をすれば、そこに圧倒的に多額のカネが流れます。民活といいますが、国の金も投入されます。これから首都圏でこれだけやりますよと宣言し、事業を始めておいて、さあ、そこで多極分散というのがあり得ますか。しかも青函トンネルは終わりました、瀬戸大橋は終わりました。あとは当分、ローカル空港と高速道路ぐらいですよ。整備新幹線も危ないですよとやっておいて、「さあ、多極分散だ、ふるさと創生だ」と言われても、これは信用できません。

福岡 いまのお話のように、東京一極集中を増幅させておきながら、多極分散と言っても、それは虹を追いかけるようなもので、それはとても無理だと思っんです。

私はきれいごととは言わないで、日本は二重集

中論だから、東京をある程度集中させるのはいいだろう。しかし、これはもうマキシマムをはるかに越えているんだから、東京の場合には、私は遷都論というのはないと思うけれども、分都論とか展都論という形で、東京の機能を少しずつ地方に分散をし、なおかつ東京を関東圏へ展都というか、広げていく、これは必要だろう。あとは地方の三、三〇〇をそれぞれ生かすなんていっても、とてもいまの円高で、NICSの追い上げの中ではむずかしい。農産物の市場開放は、農村社会に非常にきついと思うんですね。そこで、やっぱり地方は四七都道府県のうち、県庁所在地を中心にする。あるいは東北地方は仙台とか、中国地方は広島、九州は福岡、博多と、真ん中の大分、熊本でも、そういうような状況をつくり上げていきながら、とにかく格差を少しでも縮めていく一〇年計画、「二一世紀日本構想」みたいなものを、地方サイドの目から、それから現実的なレベルでつくらないと、おそらくだめだと思えますね。いままではまだ国に財源があったから、多少のことはできたかもしれないけれども、もうこれはできない。

「テレポートピア〇〇」などという構想が各県で相当できたけれども、果たしてそういう横文字やスローガンに踊らされていて、何だったのかという気がする。東京の幾つかのプロジェクトは成功すると思いますよ。「みなとみらい」だって成功すると思うけれども、それはやっぱり、



東京、一、一〇〇万、二〇〇万を抱えた、そして七〇〇万近い神奈川県だから成功するので、これが一〇万だ、三万だ、五万だのまちが三つあるところで何かのプロジェクトをやる、〇〇博をやっても成功はしないという厳然たる事実があるわけですから、そのことを踏まえての二一世紀構想を考えていった方がいいような気がします。

亀地 東京でそういう事業に対する批判をする時、「いえ、民活です」と言うんですね。そうおっしゃるのなら、首都圏のあらゆる事業は、

少なくとも一都三県の分はすべて民間の事業としてやればいいと思うんです。そして、公的な資金は全部地方へ持つていく、そのような姿勢なら、それでいいと思うんです。そうではなくて、民活という名前に隠れて、多額の公共投資を現にやっているわけでしょう。特に行政投資の東京都に対する配分なんて、この数年間、だんだん上がってきているわけでしょう。ということは、やはりカムフラージュなんです。そのへんのことをきちんと明らかにすることもジャーナリズムの役割なんだと思います。一体どちらに国の本當の顔が向いているのか。「もうそっちにおカネが行きませんから、どうぞ地方は自分たちの創意と工夫でおやりください」というのが現実です。そういうことを言われたって、「はい、そうですか」とは言えません。

福岡 東京を中心とするプロジェクトは、みんな無税国債か何かを出して、それこそ民活だけでやるというような方向、それでも、おそらく成立はしますね。それから、やっぱりいまの東京周辺というのは、合成の誤謬で、集まり過ぎて、たとえばここへ来るのに、青山一丁目の交差点が信号七回待ちですからね。もう考えられない。ミスマッチという問題と、こういう合成の誤謬という二つの考え方で、これからの地域発展といえますか、地域の問題を考えていく必要があるような気がします。

亀地 信号七回待ちでも、やっぱり乗っていた

方が早いですね。

福岡 それでも東京に住んでいたいという人が多いですから。

——最後に一言だけ補足がございましたら。

地域発展のポイント

亀地 地方がもし東京に対抗しようとするんだつたら、対抗というのは、いろいろな意味で、東京より住みよい社会をつくらうとするんだつたら、その基本は地方の「人」なんです。私は、特に行政だと思っています。さきほども申し上げたように、行政は専門家です。県庁も市役所も町役場も、全部含めて、行政マンの役割というのは非常に大きいと思うんです。ところが、そのレベルがいま一つの足りないんです。どういうレベルの人が要るかというところ、中央の役人と対等にわたり合える、法律でも財政でもすべてがわかって、政策の立案のできる、計画のつくれる人間が地方に相当数いませんとダメなんです。

ところが、いま、大学を出て県庁なんかに入りますと、係長になるのに一五年、ところが国の官庁に入ったエリートは数年で係長になり、二〇代で県の課長です。一五年間ヒラでいるのと、きわめて短期間のうちに課長になる人との間につく力量の差が大きいです。一方は上司の言うとおりに一五年、一方は数年間のうちに

計画し、立案し、責任を取らなければいけない立場。この違いが、結局、地方の行政マンを骨抜きにして、中央が席卷していく原因をつくっているんじゃないかと思うんです。

これは非常にむずかしいことだと思っただけで、一つは地方にエリート制度を導入するが、もう一つは、J R というのはいい実験だと思っただけですが、ある時期に強引に、たとえば建設省の上級官僚すべてを地方に配分してしまうようなことを試みる。そういうことを強引にやらないと、多分、いつまでたっても地方と中央は同じ関係で行くんです。

福岡 僕は、地方の、特に公務員が相当勉強して、どこかで成功したケース、それがすべて利用はできないんだけど、それを解釈をしながら、変化をつけながら、自分のまわりの地域の独自性を生かして利用する、その積極性がまず

(——注)

大分県大山町は、そのN P C 運動によって、「一村一品運動」の先駆けとして注目されて以来、今も魅力ある地域の代表的存在である。

「ウメ・クリ植えてハワイへ行こう」は、第一次N P C (ニュー・プラム・アンド・ナッツ) 運動の有名なキャッチ・フレーズ。以降、人づくりをめざした第二次N P C (ネオ・パーソナリティ・コンビネーション) 運動、文化集積の向上を掲げた第三次N P C (ニュー・パラダイ

一点でしょうね。

もう一点は、これから第二の疎開の時代が来るだろうということ。もし週休二日が完全に定着をし、週休三日という言葉が、アメリカなんかでは徐々に出てきていますけれども、もうちょっと生活をエンジョイしよう。エコノミックアニマルではない。もうちょっと、山やスキーや、いろいろなものをやりたいんだという雰囲気が出始めてくるのが、それほど遠くはないと思うんです。そのときに、広大な土地を持っている地方が高速交通体系を生かしながら、都市に疲労した人たちに安らぎの場を提供する。

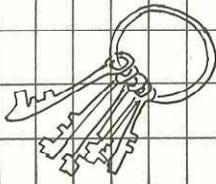
ただ今後、農業も、地方における活性化の最大の手段であった企業誘致というのも、ことごとく苦しくなるといので、本当に、地方はますます不満が募るといふふうに見えています。——どうもありがとうございました。

ス・コミュニティ) 運動へと連なる。

これらの活動は、矢幡治美氏を中心に繰り広げられてきたもので、九州の山岳地帯にありながら、さまざまなアイデアによる地域づくり、特に「へんづくり」に多くの力を注いでいる。

たとえば「世界を知ろう会」などを通じて活力ある若者が多く、彼らの海を越えた活動などにより、大山のブランドが国際化していることは本誌(41号)でも紹介している。

「定住」と「交流」



四全総においては、国土計画の基本的課題として、まず最初に、「定住と交流による地域の活性化」があげられ、以下「国際化と世界都市機能の再編成」、「安全で質の高い国土環境の整備」となっており、「定住と交流」の重要性が理解されよう。

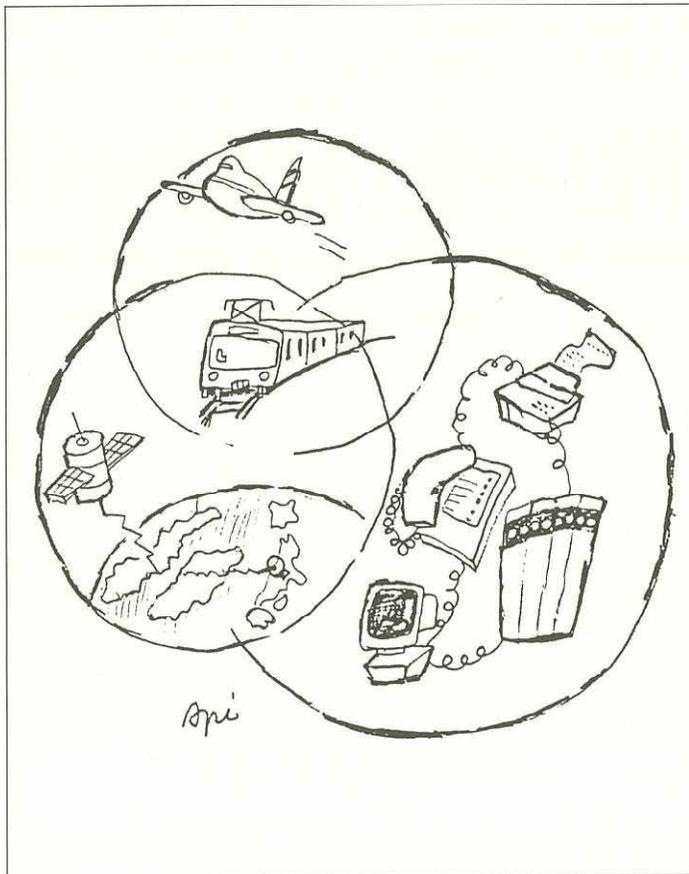
「定住」という言葉は、三全総において「定住構想」として提唱されたものである。「定住構想」とは、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地域を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ、人間居住の総合的環境の形成を図るという方式である。ここにいう人間居住の総合的環境とは、自然環境、生活環境、生産環境の調和がとれたものであり、居住の安定性を確保するために、雇用の場の確保、住宅および生活関連施設の整備、教育、文化、医療の水準の確保が基礎的条件とされている。特に、大都市圏と比較して定住人口の大幅な増加が予想される地方都市の生活環境の整備と、その周辺農産漁村の環境整備が優先して図られなければならないとされている。

四全総では、この「定住構想」を継承し、さらに「交流」が加わっているが、これは、近年地域において活発化している多様な交流の動きに注目しているからである。さらに、国際化、情報化の進展、自由時間の増大、交通利便性の向上などから、余暇活動の長期化、

広域化や複数地居住など人々の行動領域が拡大し、多様な結び付きを求めて交流が活発化する時代を迎えていることを強く認識しているためである。交流の活発化に期待される効果は、地域間に市場や資源を相互に活用することによって経済活動範囲を拡大、活発化し、自らの地域の持つ風土や歴史に培われた独自性への再認識から地域アイデンティティをかん養し、また、地域相互が個性豊かな異質なものに接触することによって、社会全体を活

性化、新たなものの創造を可能にすることなどである。

このように交流の意義と活用を認識した上で、四全総では、交流の拡大による地域相互の分担と連携関係の進化を図ることを基本とし、そのための基盤となる交通、情報・通信体系の整備と交流の機会づくりの拡大を目指す交流ネットワーク構想を推進することとしている。



全国一日交流圏

多極分散型国土形成を目指す四全総にとつて、交流は重要な課題である。

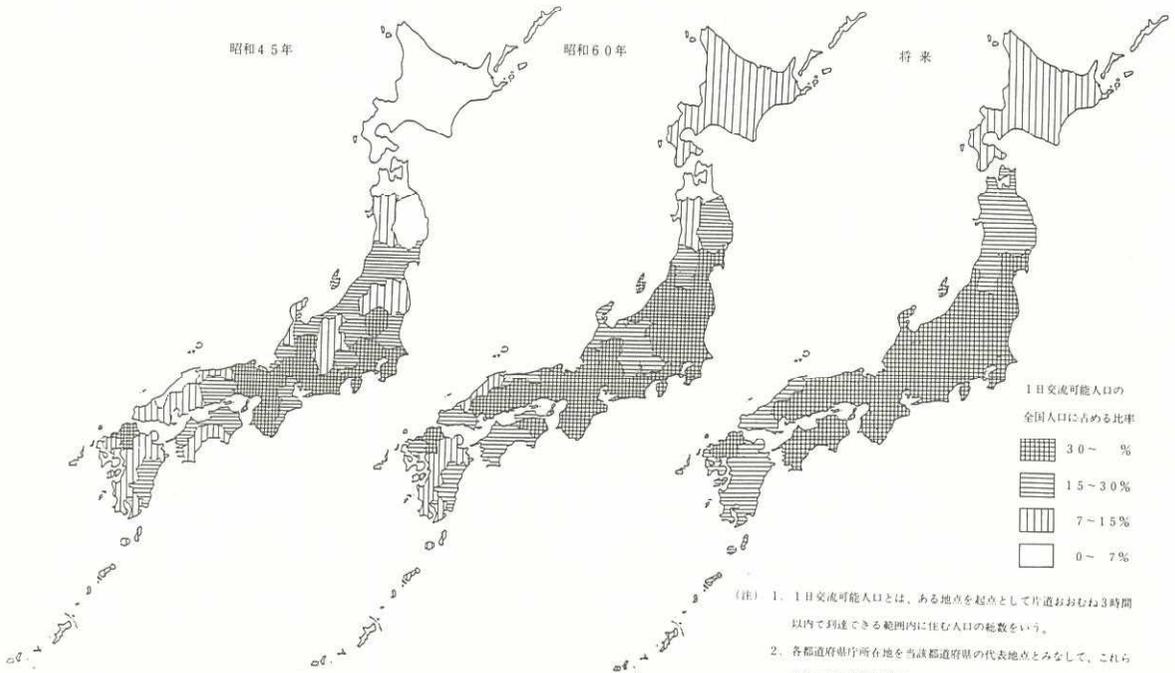
交流の活発化は、地域間の市場や資源を相互に活用することによって経済活動範囲を拡大し、自らの地域のもつ風土や歴史に培われた独自性への再認識から地域アイデンティティをかん養し、また、地域相互が個性豊かな異質なものに接触することによって社会全体の活性化、新たなものの創造を可能にする。さらに、地域間の交流活発化は、諸機能の分散を促す手段ともなりうるものである。

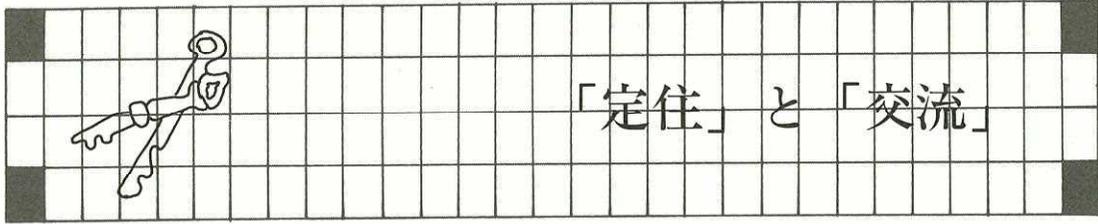
そのためには、都市相互間の連絡や地域の一体化を促す交通網の形成に重点を置きつつ、高速交通機関の空白地域を解消し、全国土にわたって高速交通機関の利用の便性を均等化するよう、全国的な交通ネットワークの形成を図っていく必要がある。

四全総では、これを実現させるため、全国一〇日交通圏の構築を高速交通施設の整備を進めるに当たっての目標として示している。

全国一〇日交通圏は、全国の主要都市間をおおむね三時間以内に移動することが可能であり、地方都市から複数の高速交通機関へおよそ一時間以内でアクセスできるような高速交

1日交流可能人口の推移





通ネットワークが整備されることを想定している。

この目標のための各交通機関の整備内容として四全総では、

①機動性、随時性を有する自動車交通の高速走行基盤であり、また、他の高速交通機関へのアクセス時間の短縮をも可能にする高規格幹線道路の全国的なネットワークの形成、

高規格幹線道路

全国一日交通圏の構築に向け、国内幹線交通体系形成の重要な柱となるのが高規格幹線道路網の長期構想である。高規格幹線道路網

の長期構想は、高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢・中核都市、地域の発展の核となる地方都市およびその周辺地域等からおおむね一時間程度で利用が可能となるよう、そのネットワークを構成することとし、全体規模および、〇〇〇kmの具体的な路線構成を明らかにしている。この長期構想は既定の国土開発幹線道路（約七、六〇〇km）および本州四国連絡道路（約一八〇km）の他に新たに四九路線、約六、六二〇kmを加えたものである。

高規格幹線道路網の長期構想が完成すると、

②大量輸送機関としての高速移動手段である高速鉄道網の形成、③最も高速な移動手段である、航空の利便性を享受できるよう、空港空白地の解消を目指した空港整備等をあげている。

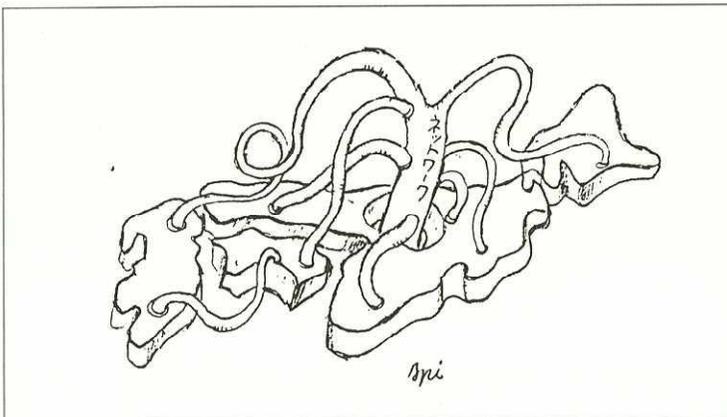
また、これらの整備に加え、高規格幹線道路を利用した高速バス等その地域の特性に応じたさまざまな手段を選択的に導入し、各種

国土のほとんど全ての地域が高規格幹線道路へ一時間以内で到達可能となり、また、人口一〇万人以上の都市はI・Cによって直結され、重要な空港、港湾とはおおむね三〇分以内で連絡されるなど、国土の交流基盤の形成は大きく進展する。

高規格幹線道路は、今後の高速交通体系の根幹をなすものであるとともに、地域開発の起動力となり、交流ネットワーク構想の展開を先導するものであることから、長期構想の可能な限りの早期完成が求められる。そこで、戦略プロジェクトとして確実な整備の推進を図ることとし、その整備にあたっては、国土開発幹線自動車道としての整備のほか、その他の道路事業の活用を図り、また、段階的な整備方式の導入、既存道路の活用等により、効率的な整備の推進を図ることとしている。なお、第一〇九回臨時国会において、国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律

の交通機関が、それぞれの特性を十分に発揮できる、相互補完的な交通体系を形成していくとしている。

これにより、全国平均での一日交流可能人口は、六〇年には約四、七〇〇万人であったものが、将来は約五、九〇〇万人と全国人口の約五割弱に達するとされている。



が成立し、高規格幹線道路の中から新たに二
二路線三、九二〇kmが国土開発幹線自動車道
の予定路線に加わることとなり、高規格幹線
道路の整備方針はいつそう明確なものとなっ
ている。

建設省では、昭和四四年以来、全国に一七
九の地方生活圏を設定し、都市と周辺農山漁
村とを一体としてとらえ、地域住民の生活環
境の総合的・体系的な整備を進めてきた。そ
の後、地域を取り巻く社会情勢は、高度成長
経済から安定成長経済への移行、都市化の進
展、モータリゼーションの発達による通勤・
生活圏域の広域化、産業構造の変化、情報化
・国際化の進展等大きく変化してきている。
今後、来たるべき21世紀に向かって、国土の
均衡ある発展と活力ある地域社会を形成する
ためには、地域の特性を生かしつつ、その自
立的発展基盤を形成・強化し、大都市圏、地
方圏それぞれの役割に応じた地域の振興を行
うことが重要な課題となっている。

こうした状況に対処するため、「地方生活
圏地域振興推進計画（STEP計画）」が策
定され、各地方生活圏の圏域内において、そ
の地方生活圏の振興・活性化のため最も効果

地方生活圏地域振興
推進計画

— STEP計画 —

的・戦略的なプロジェクトについて国の地域
開発施策に積極的に位置づけ、当該プロジェ
クトの推進に必要なかつ不可欠な基盤整備を推
進することにより、地方部における経済開発、
生活環境の整備等を推進し、魅力ある圏域づ
くりを進めることとした。

「地方生活圏地域振興推進計画」は、各地方
生活圏において、定住化を促進するとともに

地域産業の活性化を推進し、自立的な圏域発
展の骨格となる総合的・複合的なプロジェク
ト計画について、建設大臣の認定を経て、支
援措置を講ずるものであり、今後の地域の経
済・社会の活性化に極めて重要な役割を果た
すものとなる。

なお、六二年度においては、次の四地域が認
定されている。

地方生活圏名 (県名)	特定プロジェクト名 (所在地)	目的・内容
庄内 地方生活圏 (山形県)	庄内エアブリッジ計画 (鶴岡市、酒田市、 三川町)	庄内空港のインパクトを十分生かして、臨 空港地域の工業振興、農業構造の転換、海洋 性レクリエーションゾーンの整備及び鶴岡、 酒田両市の都市機能の充実など、地域の総合 的な整備と地域の活性化を図る。
東濃 地方生活圏 (岐阜県)	東海テクノハイランド (多治見市、恵那市、 土岐市、中津川市 及び周辺市町村)	研究開発型企業を中心とした進出企業と地 域産業との技術の交流を促進すると共に、核 融合研究所（仮称）を核として産学官の交流 を深め、高度な技術と人材の集積を図る。
徳島 地方生活圏 (徳島県)	徳島カルチャー・ゾーン 整備計画 (徳島市、神山町、 石井町)	県民の文化教養指向、自然指向に応えるた め、徳島市を中心とした本地域を「徳島カル チャー・ゾーン」として位置付け、都市活動、 産業活動と調和のとれた地域づくりを目指 す。
八代・芦北 地方生活圏 (熊本県)	県南拠点地域整備計画 (八代市、鏡町、竜北 町、宮原町、千丁町、 田浦町、東陽村、泉 村、坂本村)	県土の均衡ある発展を図るため、八代市を 県南における拠点都市と位置づけ、都市機能 の整備を進め、魅力的な都市の創出、企業の 立地の促進を図る。

ビジネスステージでの 自己実現を創造する人材開発

大成建設株式会社

人材開発部企画室課長

金 田 進

人材重視の 経営思想

「英知と技術の粋を集めて、最高の品質を追求し、豊かな環境を創造する」。これが当社の掲げている経営理念であり、英知といい、技術といい、これらは人材が生み出す経営資源である。この理念は、人材の開発こそ当社が企業責任を果たし、社会に貢献する上で欠かせぬものであるということを表現している言葉に他ならない。

なお、長期経営計画では、各部門および社員ひとりひとりが目指

すべきビジョンとして、「建設業を核として、あらゆる可能性に挑戦する国際的企業集団」をあげている。つまり、社会の変革を先取りして企業体質を改善、時代に即応した知恵を社会に提案していくソフトと、多くの実績に裏付けされたハードの建設技術を組み合わせた「知識集約型企業」へと大きく転換して、グローバルなスケールで、幅広いジャンルでの企業活動を行っていかうという意味である。当然、これまでとは変わった人材が求められるようになってくる。そこで、昨年の六月に人材開発部

を発足させた。これは、これから

は将来のあり方を見据えた人材の開発・育成が必要であるとの認識によるもので、この考え方に沿って今年度からは、教育研修体系も一新した。

このように、当社では人材育成を経営の根幹に据えて考えている。それは、建設大手の中で唯一の非同族会社であり、社員ひとりひとりの会社であるからである。従って、会社こそ社員ひとりひとりの「自己実現のためのステージ」であると位置づけ、教育研修は、そのバックアップを行うことが主目的なのである。

この姿勢は教育と連動する人事

制度にもよく表れている。

たとえば、ジョブローテーションであるが、これは部門にもよるが、入社三年間はさまざまな仕事を計画的に経験させるのが原則になっている。その過程を通じて各人の適性や特徴をつかみ、次のステップで最適な仕事について実力を十分発揮してもらうためである。

こうして自己の適性に合った職場、仕事を与えられて成長するわけだが、職級が上がっても本人の意欲や希望はつねに最大限尊重される。それは人事政策が、個人個人の自己申告をベースにした上で全社的なニーズと調整されているか



プロジェクトマネジメント

全社的階層別教育体系図

教育指針

- ・全従業員を意識改革に役立たせる
- ・経営環境の変化に敏感に対応する
- ・会社方針・戦略に対応する
- ・実効性のある内容とする

内容	人間関係 (個人・組織)		情報化	国際化 (重点項目)			
	人間開発 (個人+マネジメント)	組織開発		国際化	企画提案力		
管理者教育	1	・ビジネスの基本 (役割、行動、マナー、人権) ・相互理解 (自己理解・他者理解) ・一般教養 (政治、経済、社会、企業、技術 etc) ・感性 (問題意識の醸成) ・マネジメント	・チーム活動 ・コミュニケーション ・リーダーシップ [問題解決案型] [企画提案型]	・OJT推進 ・OJT推進者養成 ・評定者訓練	・情報とは (意味、種類……) ・情報の価値 (独り、恐ろしさ、凄さ) ・情報の現況・整理・活用 (主としてユーザー) ・国際化の意味 (急速・多様な国際化) ・異文化・伝統の理解 ・国際コミュニケーション能力 ・国際的視野での業務遂行 [全社的国際化]	・顧客・市場ニーズの把握 ・当社の特性 (強み) のアピール ・戦略思考 ・論理的な対応力 ・効果的表現力	
	2	部長マネジメント	問題解決・行動 (B)	情報 (経営) コース	国際化対応 (B)	組織開発 (D) PART II (企画提案)	
	3	中途採用者 (B)	問題解決・行動 (A)	情報 (一般) コース	国際化対応 (A)	海外留学 国際実務 (導入・配属者) 特別 ・外国新聞紙の読み方 ・外国労働者の国際マナー等	創造性開発 アイデアング ブレゼンション ビジネスブレゼンション プレゼンテーションスキル
	4	課長マネジメント	組織開発 (D) PART I (推進者)	情報 (管理) コース	国際化対応 (A)	情報特別コース ・有知な情報の収集と活用 ・フライング・新聞情報等	
	5	主任マネジメント	組織開発 (D) PART II (企画提案)	情報処理技術 ・システム設計 (I)・(II)			
	6	主任マネジメント	組織開発 (D) PART II (企画提案)				
	7	主任マネジメント	組織開発 (D) PART II (企画提案)				
	8	主任マネジメント	組織開発 (D) PART II (企画提案)				
	9	主任マネジメント	組織開発 (D) PART II (企画提案)				
	10	主任マネジメント	組織開発 (D) PART II (企画提案)				

らである。各人の自己申告目標へのアドバイスは上司が行い、配置、配属については本人の希望や個人の事情を勘案して、最も望ましい形が実現するように配慮されている。

教育の五つの柱

当社のダイナミズムは、広範で組織的・体系的な教育によって支えられている。このシステムを全社的に統括しているのは人材開発部だが、建築、土木、機械をはじめ営業、住宅、海外などの各部門にもそれぞれの教育担当組織を置いてきめ細かい教育を行っている。これらの組織を中心に立案される教育計画は大別して、①仕事を通じて行われる職場内教育(OJT)②本社および湯河原研修クラブで行われる職場外教育(Off-JT)③社外への派遣教育の三形式によって活発に行われている。次に職場外教育を中心にそのアウトラインを紹介しよう。

●人間関係(個人・組織)教育―

企業活動の原点ともいえる人間関係に「個人」「組織」「企業活動」の三つの視点からアプローチし、人間開発(HD)、組織開発(OD)OJT推進が実施される。

HDではビジネスの基本や一般教養はもちろん相互理解や、問題意識の醸成を目的としている。その上で、レベルに応じたマネジメント能力を磨く。ユニークと思われるのは「ライフ設計A・B」。四〇歳〜五〇歳という大きな節目に自分の過去のキャリアを見つめ直し、将来設計をし直すチャンスを与えている。

ODは支店・部門単位など小集団で実施され、変化対応型業務に即した組織風土づくりを旨としている。ケーススタディなどでは問題解決型、企画提案型の研修が中心である。なお、OJTをコーディネートするOJT推進者を各部門に養成するための研修も実施している。これは、教育風土の確立とムラのない教育水準の維持が目的であり、「職場を社員の自己実現のステージ」と考えていることによるものである。

●変化対応教育―

変化対応教育は、①情報化②国際化③企画提案力の三つで構成される。人間関係教育や部門別教育をタテ糸とすれば、この教育はそれぞれの教育のヨコ糸としてあつて実施されるもので、特別コース以外は各教育実施時にひとつの講座として組み込まれている。

情報化・情報化社会が喧伝される現在では、もはや情報は重要な経営資源である。業務密着型の教育で、レベルに応じて情報を使いこなせる人づくりを行っている。

国際化・当社が国際企業として今後ますますの成長を遂げるためにも、社員ひとりひとりが国際的な視点で業務遂行できる国際ビジネスマンに成長することが求められる。

企画提案力・環境の変化の激しい現在では、市場・顧客のニーズを把握するとともに、保有のハード・ソフトをフルに結集して、効果的なプレゼンテーションを行うことが大切になってくる。この教育では、こうした戦略思考や感性、発想力を磨く。

●部門別教育―

部門別教育の狙いは、①トップ企業としてのレベルの維持・向上②全社的なレベルの統一③必要な先端技術・知識の付与④部門戦略の周知徹底などである。階層別教育と各種スキルアップ教育の組み合わせによって部門業務処理能力の早期育成と将来展開に必要な能力・技術の取得をバックアップしている。

●社外派遣教育―

社外派遣教育は、社外研修制度に沿って実施され、毎年三〇人を超える社員が派遣されている。派遣先は、国内・外の企業、大学(院)、研究機関などである。この派遣教育の特徴は、自己希望による社外派遣に門戸が大きく開かれていることだろう。海外派遣先の多くは、アメリカの大学や民間企業だが、最近ではイギリスやイタリアなどのヨーロッパはじめ、中国やタイなどの東南アジアへの留学も実施されている。

●自己啓発―

自己啓発プログラムは、能力向上のための機会、場所、チャンネ

ルづくりに重点が置かれている。その代表的なものが通信教育制度である。例年、約二七〇講座を収録したカタログによって、通信教育を全社員に紹介・斡旋しているが、毎月二〇名〜三〇名の新規申込者が出るなど、大いに反響を呼んでいる。ちなみに、これまでの受講者は二、〇〇〇人近い。当社社員の向上意欲の旺盛さが十分窺われる数字といえよう。

新入社員研修

ここで季節がら、社員研修の出发点である新入社員研修について触れておこう。

当社の新入社員研修は、①受入研修②導入研修とで構成されている。

グローバルに活躍する社員育成を重視していることもあって、内定後の四か月は語学(英語)の通信教育を実施。語学力を身につけてから受入研修を受けることになる。受入研修は四日間と短期間だが、団体生活を通じて社会人としての

規律ある生活態度と協調性を養い、大成マンとしての自覚や、同期の仲間意識を培って、職務遂行の素地を体得させるという大きな目的がある。プログラムはもちろん当社の主体的運営だが、航空自衛隊第四術科学校(埼玉県熊谷市)の施設を借りて、同校の協力支援の下に合宿生活が行われるのが、特徴といえよう。

この受入研修の後、担当業務別に導入研修が実施される。

技術系の場合は、期間は三か月から最長は二年と長期間で、部門によって実施方法もさまざま。内容としては、作業所研修が中心で設計研修、支店研修、工場研修なども行われる。なお、昭和六三年からは国際化の趣旨にそって一週間〜二週間の英会話研修も全員を対象に実施されている。

事務系は、これからの大成建設の事務職員として要求される語学力(二週間)、情報処理(二週間)、不動産知識を中心とした実務(一週間)のプログラムを実施している。

なお、技術系、事務系の区別な

海外事業要員研修体系

	対象	研修名	研修内容	研修期間	実施場所
導入教育	他部門転勤者	※ (1) 国際コミュニケーション基礎研修	日常英会話(欧米文化、習慣)	4週間(200H)	湯河原研修クラブ
			基礎専門英語表現(契約、施工)		
		(2) 海外実務基礎研修	海外事業の状況	(1) 国際コミュニケーション研修の中で 毎週1回(計10H)	
			海外業務基礎知識 海外事情		
配属者教育	既配属者	※ (1) 国際コミュニケーション研修	建設プロジェクト管理コース	3週間(150H)	本社
			プロジェクト・マネージメントコース		
			プレゼンテーション・ネゴシエーションコース		
		(2) 海外実務研修	外国為替、資材調達、輸出入	3日間	
		(3) 国際法務研修	基礎コース(国際取引の基礎的法律知識)	3週間	
応用コース(クレーム処理を中心とした法律知識)					
※実務コース(クレーム処理のケース・スタディ)	10日間				
全対象社員教育	本支店配属者	※ (1) 常設英会話	本社・全支店	1回2H×2回/週×5ヵ月 (100H)	本社・支店
		※ (2) 第2外国語(中・仏・西国語)	本社		

※ 外人講師を外部機関へ委託

建築10級職員研修日課予定表

月 日	曜	8:30	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第一日目	月				開講	人権と 同和問題		オリエンテ ーション	「わたしの仕事」 —建築エンジニアの夢 発表質疑					同	左
第二日目	火	安全管理		仮設工事について				仮設物の構造計算				夕	部長懇談会		
第三日目	水	設備実務の基礎						設備実務の基礎				食	品質管理		
第四日目	木	建築積算基準 解説		数量積算演習				数量積算演習				休	同 左		
第五日目	金	数量積算演習						工程管理とネットワーク				憩	座談会		
第六日目	土	グループ・ ディスカッション		発表資料作成				パネル・ ディスカッション	感想文	(解 散)					

く全員に情報処理研修が課せられ、配属後すぐにパソコンの使用ができるようになってきている。これも全社的に情報化を推進している大成建設の特徴の一つであるといえよう。

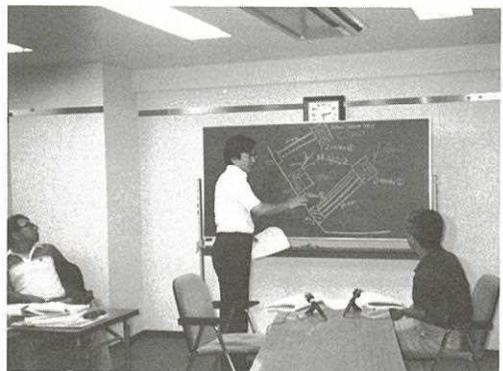
今後の課題

これまで当社の人材開発の新しい姿を小走りに、鳥瞰図的に眺めてきたが、ご理解いただけただであらうか。

いまだ企業経営が、人材育成の見通しがたない状況のなかで、それゆえに「人」が「人材」が脚光を浴びている時代はない。

大きな時代の流れの中で、いやが応でも社会の荒波は次から次へと押し寄せて、営々として築きあげてきた制度・慣習を押し倒し、新しい秩序・世界へと道を開いている。

ここにご紹介した当社の事例は、担当者としての我々が時代の変化を先取りし、燃える集団づくりの「仕掛け」として今後の人材開発の



方向を模索したもので、まだ端緒についたばかりである。

冷静な目で見れば、これだけ広範なプログラムをこなすには量的な課題(研修施設、教育予算)、質的な課題(各コースの内容、講師、フォロワーの仕方)が考えられる。しかしわれわれは、悲観的にも楽観的にもなっていない。「まずやってみよう」そして良く観察し、評価し、改善していこうと思っている。なぜならそれはベストな道ではないかも知れない。しかし現状よりは遙かにベターな道だと思われるからである。

```

rn int toint(); /* toint() takes a pointer to value structure
                * as an argument.
                * Returns the value (converted to integer)
                * of the value structure (v_int).
                */
rn long tolong(); /* tolong() takes a pointer to value structure
                  * as an argument.
                  * Returns the value (converted to long)
                  * of the value structure (v_long).
                  */

```

データベースって何？ 工事現場を読む

```

rn double todouble(); /* todouble() takes a pointer to value structure
                       * as an argument.
                       * Returns the value (converted to double)
                       * of the value structure (v_double).
                       */

```

実際に現場にいて、土木技術者としてどんな情報が必要とされているか、工事現場にとって、データベースは、どこまで役に立ち、どんなインパクトを与えるのか——そのアプローチ第1弾として、若手土木技術者の方々に聞いてみた。

```

rn long todate(); /* todate() takes a pointer to value structure (list are
                  *昭和63年 4月27日実施

```

データベース開発の背景

——当センターは昨年二五周年を迎えました。いままでに土木施工管理技士の研修用テキストを初めとして、土木関連の図書など、多くの知識データが蓄えられてきましたが、ただ蓄えておくだけではいけないんじゃないか。そのデータを容易に、迅速に土木技術者に提供して、土木施工管理技士としての知識の再確認とか、自己学習に役立ててもらえればということ、当センター内にデータベース開発についてのプロジェクトチームを設けまして、五カ年計画を立て

出席者

- 戸田建設㈱
- 青木正仁氏
- オリエンタルコンクリート㈱
- 石川善信氏
- 清水建設㈱
- 大川英一氏
- 山岸建設㈱
- 吉崎正昭氏
- （司会）五十音順
- 安孫子義昭
- （財）全国建設研修センター

て、いま、研究開発段階というところです。

昨今、いろいろな形のデータベースが日本でも多く出てきていると思うんですけども、アメリカなんかには比べると、一〇年ぐらいおくれていると言われておりまして、日本でもなかなか一般の人までには浸透していない。

特に建設分野にはいままでなかったのですが、昭和六〇年一一月に、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）が設立されました。ここでは、国が持っているいままでの工事実績や、白地図のデータなどを提供して行って、なおかつ、ほかの外郭団体や会社がつくっているものを取り入れて、JACICのネットワークに乗せて提供していくというゲートウェイ方式の形も、とっています。

その趣旨にのっとりまして、先ほど言った、当センターに蓄えられているデータもそのネットワークに乗せたらいいんじゃないかということ、システムの画面イメージ（図参照）、こういったケーススタディのところまでは、作成してきています。

見た情報を、見る本人が判断して処置を下すという技術者に判断を任せられる程度の情報までしか提供できない。そういった、一般的、普遍的なデータじゃないと、なかなか提供しきれないんじゃないか。

逆に、一般的、普遍的知識というのは、教科書で見ればいいやとか、人から聞けばいいやと

「知識ファイル」システムイメージ

**** 土木施工管理システム・技術知識****

コンクリート

選 択 段 - 打 込 み - 締 固 め

あなたの知りたい知識を下記のメニューから1つ選んでください。

1 選割計画	2 選割方法	3 打込み一般
4 締固め	5 打割目	6 表面仕上げ
7 -----	8 -----	9 -----

メニューの番号を入力してください。()
確認してよければOキーを押してください。()
コンクリートメニューに戻るときは キーを押してください。()

**** 土木施工管理システム****

* 土木施工管理データベース *

建設大臣官庁技術調査室監修
財団法人全国建設研修センター編集

データベース・ファイルメニュー

1 土木技術知識ファイル
2 土木施工管理知識ファイル
3 土木施工管理エキスパートシステム

ファイルメニューの番号を選んでください。()
確認してよければ キーを押してください。()

**** 土木施工管理システム****

コンクリート

選 択 段 目 田 形

練り上ったコンクリートは、材料の分離、コンクリートの凝固による損失、スランプの低下、空気量の減少などが最小となるように、取扱い、選割計画をたてる。そのため、工事の規模、構造物の種類、コンクリートの配合、選割距離、打込み速度などを考慮した、最適な選割方法とする。選割の都合で、コンクリートの品質を悪くするようなことをしてはならない。また、材料の分離を生じた場合、必ず練り直して均等質のものにしてから用いる。

関連事項

1. 材料の分離 2. スランプ 3. 空気量 4. 選割方法 5. 打込み一般

関連事項の番号を入力してください。() キーを押してください。()
メニュー画面に戻るときは キーを押してください。()
終了の場合はENDキーを押してください。()

**** 土木施工管理システム****

土木技術知識ファイルメニュー

1 主 工	2 土工作業と機械施工	3 コンクリート工
4 鋼構造	5 基礎工	6 建群機械
7 樹 風	8 河 川	9 掘 削
10 砂 防	11 ダム	12 電力施設
13 トンネル	14 道 路	15 施 装
16 橋 梁	17 橋脚・空堀	18 土木道
19 下水道	20 鉄 道	21 地下構造物
22 宅地造成	23 五十音索引	

ファイルメニューの番号を選んでください。()
確認してよければOキーを押してください。()

**** 土木施工管理システム・技術知識****

コンクリート

ス ラ ン プ の 選 定

スランプの選定は、コンクリート部材の形状・寸法・配筋状態、コンクリートの締固め方法によって選定する。また、コンクリートの選割時間が長い場合、気温が高い場合には、コンクリートの取替中のスランプ低下を考慮して、所定のスランプを定める。

打込み場所におけるスランプの標準値

1 振動機で締固める場合	一般の場合5~12cm、大きい断面2.5~10cm、無筋コンクリート2.5~8cm
2 振動機で締固めない場合	1) の値よりやや大きな値とする。
3) 木柵を穿するコンクリート	18cm以下、中層を穿す振動機締めを行わないときはやや大きな値とする。
4) 水中コンクリート	トレミー、コンクリートポンプを用いるとき13~18cm、底脚き吊又は梁の場合10~15cm、投込コンクリートの場合7~12cm
5) 人工軽量骨材コンクリート	一般の場合5~12cm

2 締装コンクリート	2.5cm (批下層で30秒)
3 ダムコンクリート	3~5cm

関連事項

1. 2. 3. 4.

関連事項の番号を入力してください。() キーを押してください。()
メニュー画面に戻るときは キーを押してください。()
終了の場合はENDキーを押してください。()

**** 土木施工管理システム・技術知識****

コンクリートメニュー

あなたの知りたい知識を下記のメニューから1つ選んでください。

1 良いコンクリートをつくる条件	2 性 質
3 材 料	4 配合設計
5 練り混ぜ	6 選割・打込み・締固め
7 養生及び型枠の取外し	8 鉄筋工
9 レデーミックスコンクリート	10 特別なコンクリート
11 品質管理及び検査	

メニューの番号を入力してください。()
確認してよければOキーを押してください。()
ファイルメニューに戻るときは キーを押してください。()

大川 私自身としては、端末を利用して、データベースシステムを扱うというのは、今後若い世代——まだ、私たちの時代はそうでもないのかもしれないですけど、必要になってくると思います。

何が本当に必要なのかと言われますと、ここにあるように、教科書的なことは、ある程度知

か、データベースとしてわざわざ流すほど価値があるかないかというところもなかなかわからない。その辺で、皆さんに集まっていたら、実際に現場において、土木技術者個人としてどんな情報が必要とされているか、もしくは、そういったものは必要ないよということでも構わないんですけども、いままでの経験とか、社内を見渡してもらった様子、そういったことから話を聞いていきたいと思っています。

まず、この「知識ファイル」システムイメージ」というのがありますけれども、これは土木研修用テキストの項目にのっとってつくつくつくシステムということを考えています。

まず、現場において、たとえばパソコンなり何なりの端末をたたいて、こういった情報が必要だったかどうか、大川さんからご意見をいただいたいんです。

データベースで必要な情報は

識として持っています。たとえば仮設工法の比較検討を行う際の判断材料を提供するシステムがあれば、非常に使いやすくないと思います。

——たとえば、仮設の場合、開削で管きよ布設工事があったときに、この土質は簡易鋼矢板でいいのか、それとも本格的に鋼矢板を打つのか、判断材料となるようなものがぱっと出たりということですね。青木さん、いかがですか。

青木 新入社員のときには最初、シールドの現場に行つて何をやったかといつたら、まずシールドの本を買つてきて、それから読み始めていった。次にまた違う工種になれば、とにかくまず本を読んで、一般的なもののだけは頭に入れて、一年、二年のときにはほとんど足手まといみたいなものですから。ただ、三年、四年になって、今度は引つ張つていかなきゃいけないようになりまして、自分の判断となつてきたときに、やはり大川さんが言われていたように、本に載っているだけの話ではできないんです。先輩にもよく言われたんですけども、「経験工学であつて、それを踏んでいなければ話ができないんだ」と。もし、先輩から言われた経験工学的なものをシステムに入れられれば——これは多分無理だと思えます。企業秘密になると思えますから。ただ、私たちがいま知っているノウハウが、もっと若い世代に、コンピュータからデータとしてぱんと与えられれば、その勉強期間が大変短くて済む。より早く一人前のエン



戸田建設株

青木正仁氏

——問題を解決しようとするときには、どうしても主任クラスの人とか、その会社のノウハウになつてくるから、一般的な知識の中に盛り込もうとするのは無理ということになりますね。大川 ただし、社内的には、少なくともある標準形、だれがつくつても同じものをつくれなければ、会社としての評価が変わってくるわけです。だから、そういう面においてはデータベースなり、キーを押せば同じような検討結果が出てくるようなシステムというのは、必要な時期になつていると思えます。

——発注者側が要求しているものは、最終的には同じなんだけれども、そのたどるプロセスの中にはノウハウがある。そのノウハウの標準形みたいなものも、中にはあるということですね。石川さん、どうですか、その辺。

石川 橋梁の場合はいく簡単な工法なもので、各個人にノウハウがあるんですよ。要するにそ

の人が、データベースを詰め込んでいる。だから、先ほど青木さんが言ったように経験工学で、経験を持った人はすぐに判断、結論が出る。若い人の判断は、幾ら知識を持っていても、役所や何かに言つても受け入れられない部分があるんですね。悪い方法だとわかりながら採用されていくことさえある。そういうのも、正しい知識と、正しいバックデータで「こうですよ」、「こういうふうにします」という方向に今後は持つていかなくちやいけなと思つてます。

——吉崎さんはどうですか。
吉崎 われわれの場合、設計者と施工者が会つたこともないような、そういう関係でしたからね。図面をもらつと、これはとにかく漫画だから、こういうものをつくるために、いわば責任施工をしなければならぬ。また一から十まで検討するわけです。そうしたら、鉄筋量がここは持たないからこうしなきゃいけないとか、そういうのが多々ありました。そのために、発注者側を納得せしめるための資料を揃えるのも大変ですからね。

——たとえば、集めるときの資料というのは、吉崎 やつぱり標準示方書や何かをかき集めたりということですよ。

——それはやつぱり時間がかかるでしょう。吉崎 かかりますね。それで、われわれ現場だけの人間じゃ、やり切れないですよ。うちなんかは、そんなに大きな会社じゃないから、外

注に出したりするわけです。

——青木さんは、お聞きするところによると、今度ダム現場に行かれるということ、いままでとは全然違う現場に行くわけですね。そうなる、あらかじめ自分にインプットしておかないといけないものがありますよね。

青木 たえば、今度ダムに行くことになって、ダムは、「写真では見たことがあるけれども……」という程度で、まず本は一冊買っていきまね。『ダムの本』みたいなものを。あとは、実際に現場の施工になってきますと、扱うものが土であるとか、コンクリートであるとか、これはある程度、自分がいままで持ってきた知識も使えるので、あとそれに足りない、ダムコンクリートはどうなのか、ダムの盛土はどうなんだというようなものが、簡単に手に入るようでしたら、これに越したことはないんです。ただ、多分そこまで行っていないでしょうから、こつこつ勉強していくしかないと思うんです。

——土木と言っても、対象分野がかなり広いから、専門家でも知らないことというのは多いと思うんです。青木さんが言ったように、土工だとか、コンクリートだとか、そういったものについては七年近く現場を回られてきているから、いままでの知識を応用していくと、適用できるというところはありますよね。

青木 そうですね。それから、どうしても自分の弱いところがありますので、そういうところ

がきたときには、とにかく本をひっくり返すか、先輩に聞くということですね。いまのところそれしか手がないんですよ。

情報に対する時間的要素は

——あしたまでにどうしても調べなければならぬものとか、一週間先、一カ月先で大丈夫なんだとかということになってくると、情報に対して時間的要素というものがかなり付加されてくることが多いと思いますが、切羽詰まっちゃったとか、そういったものは何かありますか。吉崎 だれに聞いてもわからないという八方塞がりなこともありますよ。そういうときは、自分の経験としては、とにかく発注者側に相談する。どうしていいかわからないからということ。それと、事前の具体例を見せてもらうとか、そういうふうにして、何とか切り抜けるという

ことですね。

標準示方書とかを見ても、通り一遍のことしか書いてないのが多いでしょう。もっと具体的なものがほしいわけですよ。

大川 時間的な要素で、特に問題になるのは、長い時間で考えていいようなものは、別段……。盛土工事をやっていけば、計算では持っていたのに、滑りを起こしたとか、そういうときに、対応策を考えなければならぬ。たとえば、何を打つてとめるとか……。いま吉崎さんが言われたけれども、役所の方と対応をとっている時間がないようなときは、その場で、何か手段を取りますよね。仮の処置になるか、本復旧として取るかは別なんですけれども。そういう段階で、個人個人の経験で持っているものよりも、コンピュータですぐ与えてくれるものがあるれば、現場を動かす人間は非常に楽なんです。個人的にもそういうときがありましたけれども。

あと、もう一つ思うのは、こういうデータベースというものは、どちらかというと一つ一つの工種を取り上げることが非常に多いような感じがするんですよ。

ところが、実際の現場というのは、一つの工種だけやるというのは、どちらかというと少ない。だから、その関連工事、造成だったら造成で全部の工種が一つの流れとして出てくるようなものになっていると、使いやすと思います。それは非常にむずかしいですけどね。



オリエンタルコンクリート(株)
石川善信氏

吉崎 大雨なんかで、川が見る見る上がってきちやうようなときは、自分らも逃げるでしょう。機械を逃がすでしょう、それだけで精一杯ですね。現場なんか、もう置き去りになっちゃいますよな。

道路陥没をすぐに直さなきゃいけないというときには、原因が幾つか考えられると思うんです。こうなった場合の原因としてはこれこれが考えられるといった、その原因がわかれば対応策も考えられる。

経験工学はデータベースに生かせるか

——原因と結果というか、アプローチの仕方として二通りあると思うんですな。これが起こらないようにするための予防的な措置と、起こったときに、それを究明してリカバリーするというような形があると思うんです。予防ということ、いままで何かありましたか。

石川 予防というのは、コンクリートが一番いい例だと思うんですな。養生をする、あるいは一番いいコンクリートを目指すために、夏一番暑いときには、コンクリートを冷たくする。寒いときはジェットヒーターをたいてあたたかくして、一番いい状態にしてやる。ジェットヒーターも、たき過ぎちゃやうと、コンクリートがおかしくなっちゃいますね。そういうのは、さ

つき吉崎さんが言ったように、示方書には寒中コンクリートは養生しなさい、暑中コンクリートは温度を冷やしなさいというだけであって、どの程度というのはいくらでもないですね。大体どのぐらいのコンクリートを打てば、どのぐらいのジェットヒーターが必要で、どのぐらいの煉炭が必要で、どういうことをしなければいけないかというように、それはみんな経験であってこのぐらいだから、煉炭を五個入れておけばいいとか、ジェットヒーター二台でいいとか。

——そのときどきによって、現場や地域によっても全然違うだろうから、そういった面は、やっぱりまだ多いんでしょうね。土木学会で出しているような標準示方書でも、ある意味で定量的な面が出せないところがある。その辺が、どうしてもいまままでの経験に頼らなければならぬとか、書ききれないところもあつたりするんでしょうね。

大川 いままで自分でやった中では、まず、最



清水建設(株)

大川 英一氏

初の段階で様子を見て工事を始めるというのが主ですね。テストケースでまず施工してみて、「こういう場合はこうなるんだな……」、そこから大体始めるんですよ。この段階を省けるようなものが、本当はできるんだと思うんです。本当はできるという言い方は、いままで同じような工事はさんざんやってきているわけですが、ただ、企業の製品や何かのパンフレットをよく見ると、うちのこういう製品はこういう工事で使われていますというのはいくらも出てきますよな。ところが、こちらとしては、それがどういう状態でどうよかつたのかというのを本当は知りたいたいんです。使いました、こういう結果が出ましたというのは、調べようと思えば、調べられるんです。ところが、工事段階でのプロセスがわからないんですよ。そこがわかるようなシステムがあれば、非常に楽だな、いいことだなと思うんです。

——いままで全然経験したことのないような現場に行かされて、本を探ったりとかということをしてない済むようなものとしては、こういった教科書的なものもいろいろ印象を受けたんですけども、いざ現場に入っちゃやうと、もつと自分の判断材料になるようなものまで突っ込んだ形でない、需要がないと受け取っていいんでしょうね。

たとえば、このシステム自体をねらっているターゲットの人たちが、大卒とか高卒というこ

とは全然抜きにして、現場に出て何年ぐらいというターゲットをしぼるような場合には、求められているものは、いままでの経験によってやっぱり違うでしょうね。

青木 いまの私の立場で言えば、もしこういうファイルがあれば、一番の「ダム」というのをもらって、すぐ見たい。本を読むよりは簡単かもしれない。逆に、さっきの緊急事態の話じゃないですけれども、本当の緊急というのは、まず現場で一秒二秒を争っていますから、そのときの社員の判断ですね。それで、とにかく第一段階、おさめるものはおさめて、じゃ、これからこれをどのように持つていこうかというのが検討になってくるわけです。そうすると、社員が事務所に集まって、じゃ、次をどのように検討していくか。そうすると、それぞれみんなあれはこうした方がいい、これはこうした方がいいという意見が出てきますね。その中でも、もしこういうシステムがあつて、それでも呼ばせれば、社員がたとえば二人しかいない現場だったら、二つしか意見が出なかった。そのほかに、コンピュータさんがいたら、もう二つぐらい出て、四つの中から選択ができる。そういうより客観的な判断に近づける。ただし、最終判断は私たちがするんだ。そういうことで使えるならば、結構利用価値があるんじゃないかなと思いますね。

——それは、たとえばガチガチにターゲットを

しぼっちゃうということでもなくでもいいわけですね。土木というのはかなり広い知識を必要としなきゃいけないから、そういうものじゃなくても、現場で対応できるようなものは、ある意味でつくっていきけるわけですね。

青木 だから、たとえば現場で、所長さんがいて、主任さんがいて、あるAという工事をするけれども、その所長さんは年が上でも、Aという工事が初めてであった場合には、一年生と同じ知識ですよ。主任の人がそのベテランであ



山岸建設㈱

吉崎正昭氏



(財)全国建設研修センター

安孫子義昭

れば、その人が上。だから、もし現場に置くとすれば、どの年代というのをしぼられちゃうとかえって使いにくくなりますよ。

現場と関係法規

——関係法規、実際の現場にいて、これはどうでしょうね。

青木 知らない部分が多いですね。大変むずかしい。あれが本当にきれいにまとまっていると、楽だなあと思うんですけどね。

吉崎 手すりの長さが何センチ以上とか、幅が何センチ以上なきゃいけないとか。

石川 最低の、安全通路のノウハウとか、そのぐらいは知っているけれども……。

——そういうのは必要ですか。

吉崎 絶対必要です。たとえば吊り足場の届け出なんかをするときに、図面をかくでしょう。それがわからないとかけないですよ。いいかげんなものを持って行ったら、そこで怒られちゃうだけだから。

——どうしても法規関係の文章というのはとつきにくいし、ポリウムもあるし、かなり広範囲にわたっているから……。

吉崎 絵か何か出ていけばいいんですけどね。

青木 そうすると、見てびんと来ますね。

——法律というのは、一本の体系になっていた

としても、たとえばこっちの法律も適用されているし、こっちの法律も適用されているということが多いから、素人ではなかなかわかりにくいところがありますね。一つ読んだだけじゃわからないというところもあるし。たとえば条文の中に、「この条を見ろ」「この条を適用する」とかいうことも入ってきているから、かなりむずかしいものですね。そういうものがまとまっていると、やっぱり使いやすいですよね。

石川 それは楽だと思います。だから、たとえば、知っててやったら悪いですけども、全く知らないでやっている場合もあるんですよ。全然知らないで、「いいよ」なんて作業員にやらせておいて、後でうちの会社の工事区の所長が何か来て、「おまえ何やってるんだ」とこずかれて、「知りませんでした、勉強不足で」というときもあるんですよ。

また、ああいうふうな法律の本というのは、なかなか読みづらいんです。表現がかたくて、よくわからないんです。ああいうのがわかりやすい画面か何かになっているといいですね。

大川 漫画か何かで、映画みたいになっていて、これが安全のあれですよみたいな感じであると非常にいいですね。

わかりやすいデータベースを

——たとえば映像のデータベースだとか、そういったもので見てすぐわかりやすいというのは、データベースのポイントとして重要だと思います。受け入れられやすいというのがあります。たとえば、文章ですと、画面でも一々読まなきゃならないというところがあるから……。

石川 たとえば、足場で「中棧入れなさい」、「〇〇しなさい」と書いてあるのが、絵でピッと出て、ここに「入れる」と書いてあれば、「あつ、あそこに入れるんだな」とわかりますしね。

大川 言葉の方がはるかに表現がむずかしいですからね。

吉崎 絵の方がいいですよ。見てパッとわかる。——研修センターという組織の趣旨にのっとれば、そういったビデオライブラリーみたいな形のデータベースでもかなりニーズはあったりするのかなという考えからきているんです。やっぱり見やすいというのは重要ですよ。

大川 文章よりも絵になると、定性的より定量的な面が出てくるんですよ。そうすると、「ああ、このぐらいの感覚でこういうのをやっておけばいいんだな」というのが読み取れると、非常に楽ですよ。

あと、字を読むことよりも、絵で見た方が頭の中に入っていますからね。その絵をそのまま入れればいいだけですからね。

——やっぱり画面で見るというのは、そういう

ことがあったりしますね。どうしても文章として提供しなければならない点は抜きにして、できるものは、図化したり、表でパッと見られたり、——もちろん、それが動いたりということであれば一番わかりやすい。

吉崎 音声は出ないんですか。いま、音声が出るやつがあるでしょう。

——ありますね。もちろん、テレビゲームだって、あれだけ複雑なことができるわけだから、図面を出して、音声を出して、機械を動かしてなんていうことは簡単にできるはずですけどね。

吉崎 赤い点か何か動きながら説明してくれるといいじゃない。(笑)

——最後に、データベースという言葉が与えるものについて、いままでの経験、それから社内を見渡したりとか、自分を含めた土木技術者の知識の再確認、自己学習、そういった立場に立つて一言だけ、何かご意見があれば。

現場にとつてデータベースとは何か

吉崎 いわゆる土木工学を外しても、本誌に連載されている「新人類型百科事典」というのはすごく的を射たいい表現だと思いますよ。いわゆる新人類にとつては、一々文献を調べてやるよりも、目で見てパッとわかるようなものがふさわしいのかもしれない。それに、こういうの

に合った人間がふえていつているような気がしますよ。パソコンでも何でも、私たちより下の人間の方が詳しくないですか。

石川 私たちは、ちよつととつつきにくいところがありましたからね。

—— コンピュータということ自体について？

青木 いまの若い人はみんな使っていますね。

大川 大学にいたころというのは、パソコンなんてなかったですよ。五年ぐらいたつてからですか、急に普及し出して、テレビゲームとか、そういうのが出てからでしょうね。

石川 研究室にワープロは何台かあったかもしれないけど、パソコンを置いてある研究室ってなかったですよ。いま話を聞くと、何かパソコンを置いてない研究室はないみたいです。—— そういった意味からすれば、とつつきやすい年代がかなり育ってきているということもありますね。特に、おくとれていると言われている建設分野についても、印象として、皆さんそういうふうには持たれていますか。

石川 いまの若い—— 自分も若いつもりでいるんですけども、入ってくる人は、みんなパソコンがいじれるんですよ。私の場合、最初に現場に出ていて、いまはまた設計に戻ったんです

けれども、最初、覚えるのに一苦勞したんですけど、まだ満足には使えないんですよ。

大川 まずは、現場現場でコンピュータがあることが前提になりますよ。それで、あれば使う。うちの会社なんかでも、一人現場みたいな

ものが非常に多くなつて、経理関係のものを、データベースと言つていいのかわからな

いですが、ただキーインするだけで処理できるようなシステムをいま開発中なんです。

だから、今後、私たちを含めてやるようにならないと、会社としては認めてくれないでしょう。というのが多分あると思うんですよ。ただし、個人的には、できればもう少し手書きの段階を踏みたいなというのがありますけどね。

—— アメリカのデータベースなんていうのは、たとえば一軒の農家にも端末が引いてあつて、日本でこういう品種改良された米がいっぱい出ている。これは人気がある米の種類だ。だから、うちの作付けはそういう米をやるということ、自分で端末をたたくて、検索して、今後の自分の仕事のために反映させようというふうな使われ方がかなりされてきています。日本は過渡期といつても、まだよちよち歩きぐらいだと思いますけれども、今後の展望からいけば、

いままで自分が図書館に行つて調べたとか、人に聞いたということよりも、自分の知識のバックデータとして、一つの道具としてデータベースというのが重要になってくるんじゃないかなとは思っています。

大川 それは必ず必要になるし、使うときがくると思っていますよ。ただ、その時期がちょっとでも伸びてくれればうれしいというのが、個人の希望なんですけど。

青木 やつぱりできてきてくれた方が、私も少しは使えるようになるんじゃないか。

ただ、あとは内容ですね。これはむずかしい話だと思いますけど。私も、もし使つてみて、「あつ、こりやだめだ」と思えば使わなくなつちやうですね。内容がいかに充実しているか。同時に、使いやすい—— その辺ですね。

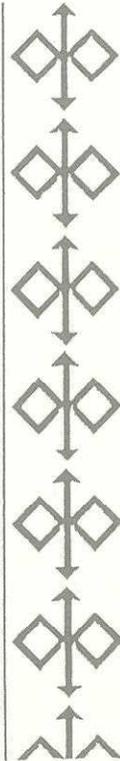
—— こういう座談会を企画したのも、現場の人たちに、じゃ、実際にどうなんだということを確認しながら、徐々につくつていこうとするために企画したものですから、きょういろいろお話を伺つて、プロジェクトチームの研究開発の参考にしていきたいと思います。また、こういつた会も、定期的に開いていけたらと思います。きょうはどうもありがとうございました。

スクランプル

A New Encyclopedia for Civil Engineer

新人類型土木工学百科事典開発考

第七話



データベースの活用はSBU

（戦略事業単位）を刺激するか――

（前回のつづき）

（財）データベース振興センターでは、「データベース台帳総覧」のデータベース化を図っている。

データベースのデータベースということになるわけだが、これをデータベース・クリアリング・システムと呼んでいる。

同センターでは、昭和六十年年度のデータベース台帳総覧の情報や関連情報のデータベース化を行ない、昭和六十二年一月より評価実験を行っている。

また、データベースに関するディレクトリー（図書目録のようなもの）も販売されている。

これの特徴は、データベース検索代行業務に実績のある会社が編集しており、基本的な必要事項はもちろんのこと、データベースの内容についての記述が充実しており、かゆいところに

手がとどくといった感じのものである。

このようなディレクトリーは、まだデータベースにアクセスする必要性に直面していないような人や、実務として自分ではデータベースにアクセスしなくてもその情報を必要とする管理職レベルの人などには、リファレンス・ブックとして座右において、パラパラめくる程度でも価値のあるものではなからうか。

データベースを利用し、あるテーマについて検索を行なう場合、求める情報がどのデータベースに収録されており、どんな方法で検索できるのかを知ることが先決である。

と言うのも、データベースにアクセスし利用するのは、当然タダではない。

むやみやたらと片っぱしから検索するというのは（ときにはそういう場合もあるかもしれないが）、お金と時間の無駄使いで、それこそ何のためにデータベースを利用しているのかわからなくなってしまう。

また、データベースも一つの商品として考えれば、それらに収録されているファイルも、需要の質と量に左右され、統合や分轄など更新が行なわれ、自然淘汰されサービス停止となったものも含めて、単にデータベース名やファイル名だけでは、その内容を的確に判断できないものも多々ある。

「情報化時代」という流行言葉に乗って、商品データベースが競って構築されていく中で、良いものだけが残っていくには、未だエンドユーザーの要望の波にもまれる期間が必要であろう。

前述二例で示したように、データベースが世の中に氾濫すればする程、どんなかたちによってもデータベース・クリアリングなるものが必要となってくることはまちがいない。

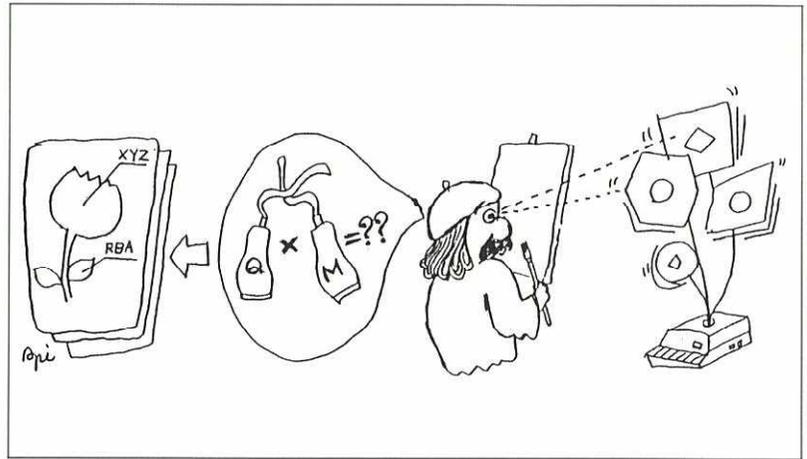
ある調査によれば、データベースを利用していない理由の上位に、「自分の利用目的に合ったデータベースの所在がわからない」ということがあげられていることから考えて、さらにデータベースの普及という意味からも、「データベースのデータベース」が必要であろう。

これと同時に、データベース検索代行という業務ももつとさかんになってくるはずである。

検索代行は、ある意味で求める情報の即時性という要因が弱い場合、すなわち二・三日、一週間、一ヶ月という期間で探し求める情報に適用されることが多いと考える。

社内に検索者がいたり、検索部門がある場合ではなく、それを業としている場合には、リア

スクランブル



ルタイムの検索ではなく、バッチサービスというかたちをとるであろう。

そのかわりに、依頼者にわかりやすいように検索結果情報を提供してくれるなど、単に検索代行だけという枠にとどまっているものではない。

「サーチャーの時代」と唱えている三輪女史（株エポックリサーチ社長）の言葉を代りれば、

「検索代行というのは、データベースを検索するという代行業ではなく、調査会社である。…代行検索というよりも、調査のシステム化、調査のO/A化と考えたほうが当たっている」ということになる。

データベース先進国アメリカ。第五話でも紹介したように、アトランティック・リッチワールドのような大企業では、独自に情報調査センターを設けている。

その名のとおりの情報を調査している部門であるが、図書室のたまたまいの一隅に、データベースアクセス用のコンピュータが数台設置されている。

ここは、図書室兼情報調査代行室とでもいうか、要するに主に社内からの情報調査依頼に対応するため、図書やマイクロフィッシュ、データベースを駆使しているわけである。

まさに調査をシステム化、O/A化しており、データベース検索代行は、その一段として位置付けられている。

このように、データベース検索代行は、先のクリアリングとは、エンドユーザーのデータベースへのかかり具合が若干異なるが、その役割はエンドユーザーの情報獲得の手助けという点では同じである。

さて、前回と今回で、「データベースを活用するには、世の中に出まわっているデータベースを愛用するに限る」手段について簡単に述べた。

ただし、愛用するということは、単にデータ

ベースにアクセスし、求める事項を探し出し列挙するだけではないのである。

データベースから得られる情報と言っても、その情報自体が示す事実は、誰の目から見ても変わるものではない。

確かに、データベースから得られる情報は、収録の質・量が充実しているほど、全体集合を走査した結果であるため、取りこぼしがなく、検索結果を前にしてより客観的な立場に立つことができる。

これは、データベース利用の大きな利点の一つであることにまちがいはない。

しかし、自然科学の実験データが、それ自体で何かを物語っている場合と比較すると、データベースの検索結果は、そのような発見ではないのである。

アクセスの許されるデータベースであれば、そこに収録されている情報は秘密ではなく、既に公開されているもので、それ以上のものではない。

個人の想像力を働かせ何かを創造して初めて検索結果をそれ以上のものに仕上げ、生かすことができたと言える。

データベースそのものは、決してSBUを直接刺激することはない。コンピュータ同様、道具として愛用することである。「個人の独創的な知恵しだい」は、いつでも変わらない。

参考文献

ビジネスインデックス社「マンスリーインデックス 昭和六十二年四月号及び十一月号」



▲生活活動農園のいも園で、自然や農業の営みへの理解を深める



▲マキノ「土に学ぶ里」の中核となる、土に学ぶ里研修センター

事例報告

『豊かで美しい田園』 マキノをめざして

—土に学ぶ里づくりを契機に—



滋賀県・マキノ町
企画係長

青谷 佐智男

はじめに

現在、全国各地で多種多様な地域活性化のための取組みが展開されている。

これらは、取組みの時期、課題、手法および成果等に多少の違いはあっても、その目的や目標は、地域おこし、むらづくり等といったものであり、それらの充実度あるいは関係者のご苦労等において、感銘深い先進事例が多い。

一方、それら地域おこし活動のいくつかは、さまざまな紆余曲折を経て、いま、大きな転換期を迎えているところも少なくない。

こうした中で本町の「土に学ぶ里」の整備事業を契機としたまちづくりもまた、さまざまな課題を含みながらさらなる地域活性化をめざして、いかに飛躍していくかが問われていると言えるだろう。

ここに掲げる事例の主題である土に学ぶ里は、昭和五三年当時、未だ数少ない「都市と農山村の交流」、「地域振興のための実験的な特認事業」として、国、県等のご支援をいただき、農山村振興の先駆けの事業として整備を図ったものである。

その後十年、本事業は、現在に至る本町のまちづくりに大きなインパクトを与え、さらにこうした模索は、今後、農山村における普遍的で長久のテーマの一方向として推移していくであろうとの思いから、その経緯をたどりながら、土に学ぶ里の意義や、本町における今後のまちづくり施策の一端を紹介させていただく次第である。

日本の四季・ふるさとマキノ町

古来、先人達は、自然と人文が織りなすふるさとの風情を秀れた詩歌に数多く託しているが、見事なまでの四季の移ろいと緑濃き山ふところに抱かれ、また水清き奥びわ湖を眼前に豊かな大地の広がりを見せる本町は、まさに日本のふるさとといえる。

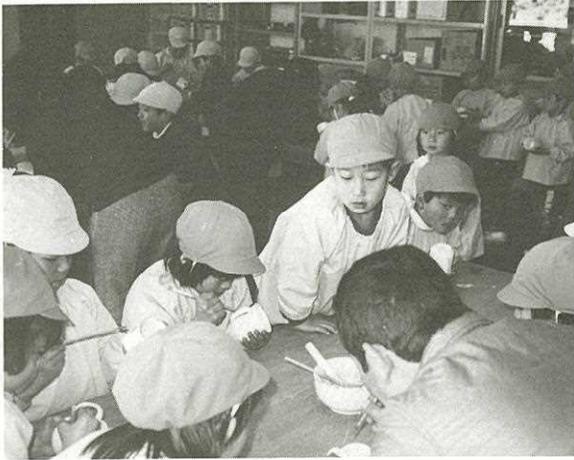
滋賀県の北西部、高島郡の北端に位置する本町は、東西一一・三七キロメートル、南北一一・五三キロメートルで、面積は七八・〇九平方キロメートル、人口は約六千五百人の小さな農山村である。

春は、琵琶湖八景のひとつであり県下有数の



景勝地である海津大崎の桜並木(七百本)、夏は、湖国随一の清らかな水と白砂青松のマキノ浜水泳場、秋は近畿最大のマンモス観光栗園(二六八ヘクタール)、冬は、初心者から中・上級者まで幅広く楽しめるマキノおよび国境の両スキー場、このほかテニス、キャンプ、サイクリングおよび登山等の野外活動や大崎寺、海津天神社および宝幢院等の史蹟、田蹟が散在する海津の街並み散策など本町へ来訪する観光入込客は、年間約五〇万人の多くを数えている。

ちなみに、カタカナ名を持つ町は、全国でも北海道ニセコ町と当マキノ町だけであり、両町は、これを縁に姉妹都市となっている。



土に学ぶ里研修センター、陶芸教室

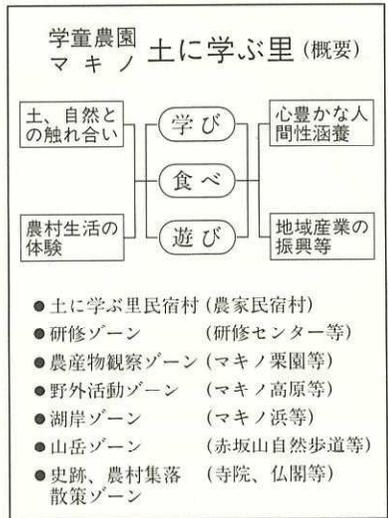
土に学ぶ里整備の背景と経緯

○自然休養村整備事業

水泳やスキーといった季節型の観光が中心であった本町にあって、年間を通しての国民保養基地の創出、すなわち通年型の農村観光地の形成の契機となったのが、昭和四九年に着手された自然休養村整備事業であった。

この事業は、当時、農林省所管の補助事業である第二次農業構造改善事業の一連事業として、農山村における国民保養機能の拡充や地域産業の振興等を図る目的で、全国各所の自然環境に秀れた町村等を地域指定し、農山村における生産基盤、近代化施設および環境保全等の整備を促進するものであった。

本町においては、昭和五〇年に自然休養村の指定を受け、翌五一年よりおおむね四カ年で茶園造成、連絡農道、養魚施設、栗園管理所およ



び自然休養村管理センター等について、総事業費約二億円をもって整備を図ったところである。

○土に生きる県民運動と土に学ぶ里

その当時、滋賀県においては、わが国における高度経済成長から安定経済への移行、物質偏重から人間尊重への価値観の転換等の変化の中で、「土」すなわち「自然」を通じて人間本来の心の豊かさを涵養するための運動、「土に生きる県民運動」が知事の発想のもとに展開されるところとなった。

そして、この間の昭和五三年、これが啓発活動の実践、交流の場として県内一カ所に、「土に学ぶ里」の設置を決められたものであり、地選定の結果、自然的・社会的条件に秀れているものとして本町への立地が決定された。そして同年、先の自然休養村整備事業を期間延長しての特認事業「学童農園施設」として実施計画を樹立し、農林水産省の承認を得、県の支援のもとに翌五四年より五六年までの三カ年にかけて、総事業費約六億円をもって、各種の生産近代化施設、研修施設および環境施設等の整備を図ったものである。

土に学ぶ里の概要

○土に学ぶ里の理念と整備方針

土に学ぶ里の整備理念は、まず第一義に、先の「土に生きる県民運動」を基軸とし、本町の恵まれた自然環境を生かし、年々「土」との関



土に学ぶ里研修センター、竹細工

わりが希薄になっている都市生活者、学童に「遊び」、「食べ」、「学ぶ」場として、いわゆる、ふるさとに代わるあるいは、ふるさとになり得る土に学ぶ里として、農家民宿を中心に農村生活の体験学習や野外活動等を通じて、心豊かな人間性の涵養を図ることとした。

また同時に、既存の資源を十分に活用する前提にたつてほぼ全町域を土に学ぶ里として位置づけ、地域の産業振興および生活環境整備等を促進し、あわせて精神環境の純化を図ることにより、「住んで良かった、また住みたくなるようなまちづくり」の一環として、「ゆとりと潤

い」を基調としたハードおよびソフト両面にわたる、総合的かつ継続的な事業であるとの整備方針のもとに展開することとした。

○土に学ぶ里のゾーン構成と施設概要

土に学ぶ里は、主に次の五つのゾーンと施設から構成され、これら以外に山岳および史蹟散策等の関連ゾーンとこれらのゾーンを連結するサイクリング道等で形成されている。

- ・ 土に学ぶ里農家民宿村（宿泊、郷土料理、催し物等）
- ・ 研修ゾーン（研修、工作、展示および多目的ホール等のセンター等）
- ・ 野外活動ゾーン（広場、テニスコート、自然遊歩道、水遊び場等）
- ・ 農産物観察ゾーン（果樹観察園、生産活動農園等）
- ・ 湖岸ゾーン（水泳、魚つかみ取り等）

なお、これら以外に既存の諸資源、施設等を組み合わせて総体としての「土に学ぶ里」を形成するものであり、あわせてより望ましい魅力あるリゾートエリアを創出するために、環境保全、まちづくり憲章、特産品開発およびイベント等のソフト事業の推進を提起するものである。

○土に学ぶ里の利用状況と成果

県内・外の都市生活者、学童を対象にして、年間入込者十万人を目標と昭和五七年にオープンした土に学ぶ里は、京阪神に近い地の利もあって、現在まで毎年ほぼ目標どおりの入込者で

賑わっている。

広々とした大自然の中での土との触れあいや野外活動、あるいは研修センターでの木工・陶芸教室等は好評であり、農家民宿村は一度に五百〜千人といった大勢の学童の歓声で活況を呈している。

もちろん、地域の産業振興への波及効果は大なるものがあり、同時に生活環境整備、イメージアップ等に寄与し、後述の本町における諸々の地域おこし事業展開の契機となった意味あいは甚大である。

マキノ町におきなまちづくりの動向

本町は、基本構想のテーマである「豊かであり美しい田園マキノ」の構築を目指して、町民憲章のもとに、「豊かなまち」、「美しいまち」、「住みよいまち」、「明るいまち」、「文化のまち」の創造による「誇り得る地域社会の建設」を図ることとしている。

その目標とするところは、「活力ある定住圏づくり」であり、本町のもつ自然・歴史、社会・経済および文化性、すなわち地域特性に着目しつつ二十一世紀を展望した「生活の場」、「生産の場」および「人づくり」を総合的かつ継続的に推進しようとしている。

農村下水道等をはじめとする農村総合整備、町の玄関、顔づくりとしてのマキノ駅前開発、マキノ工業団地への新規優良企業の誘致促進、



土に学ぶ里 民宿村、もちつき



生産活動農園、田植え

琵琶湖リゾートネットワークス構想に呼応した自然活用主体型のリゾート整備、生涯学習や高齢化社会に対応した総合的な教育、福祉施設等の体系整備等々を鋭意促進しているところである。これらの諸事業は、本稿の主題である土に学ぶ里と直接的な関わりをもつものではないものの、これらの契機として、また地域おこしの基軸・



野外活動ゾーン、水遊び

基調として、土に学ぶ里が本町のまちづくりに果たした役割はきわめて大なるものであるといえる。

おわりに

冒頭にも記述したように、全国至る所で土に学ぶ里と類似した施設づくり等が頻繁に行われており、県内においても「○○の里」あるいは「○○村」といった施設が随所で整備されつつあり、まさに地域間競争の様相が顕著である。こうした中で、これらの先駆け的、また一

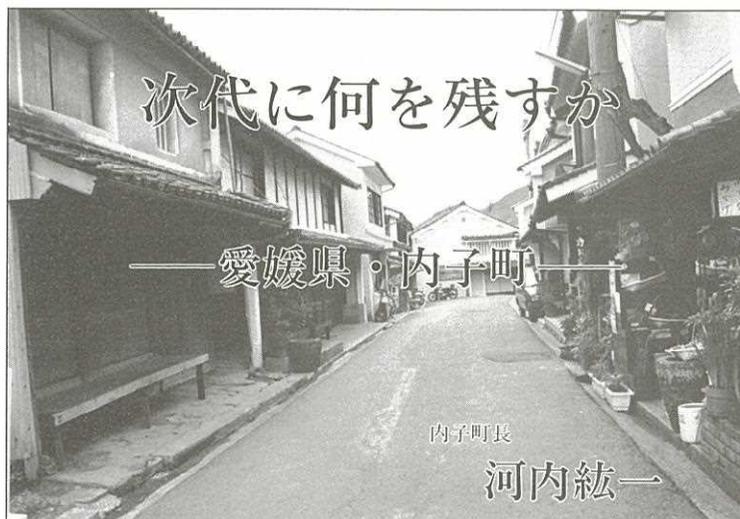
定の整備水準と一応の利活が図られている「土に学ぶ里」ではあるが、本来の目的達成度合いや類似施設とは一味違った特色の演出等といった課題も数多くある。

以上の流れを踏まえた上で、今後の問題提起としてあげられる第一点は、行政側の理念と町民の意識をどう結びつけ、地域振興へ向けていかに連帯し、継続していくかにかかっていると云える。

地域の振興にとってさまざまな理念をかかげ、前向きな姿勢を住民に示していくことは行政の使命だが、住民参加を前提としたまちづくりの積み重ねが、それらの成果である点において、その前に立ちはたかる意識の相剋は多い。

たとえば景観や文化面の充実と、産業および経済性との相剋。イベントの開催がまちづくりに与えるインパクトと、その開催定義や継続性の問題、あるいは都市化を求める方向と、地域独自のアイデンティティを形成すべく、地域の良さを追求していく方向性の相剋など。

いずれにせよ、本町における各種のまちづくりにとって、それぞれが有機的に連動し、土に学ぶ里の基本と理念を反映しつつ、住む者にとっても、また訪れる者にとっても、より魅力ある感動を伴うまちの創出を息長く図ることが本町に課せられた使命であると考えており、その具現化が行政と住民の適切な役割分担等により、着実に実現されることを望むものである。



「訪ねてみて、心が洗われるようです」。「自分をゆっくり見つけることができました」。資料館上芳我邸の記録帳には、歴史的町並を訪れた観光客がこのような感想を記している。

内子町は、県都松山市から国道56号線を南西に約四十二キロメートル下ったところに位置し、農業を主産業とした人口一万二千七〇〇人の町である。昭和三〇年の合併当時の人口二万一〇〇

〇人をピークに、以来減少の一途をたどり、最近では鈍化の傾向にあるものの高齢化や国民の多様な食生活への変化などによって農村部には「空洞化」が起きようとしている。

このような地域の状況を見据えながら、ソフト中心の、しかも地域資源を最大限に活用するまちづくりに取り組もうと、昭和五十七年十二月、内子町振興計画を策定した。本町の歴史的町並が、昭和五十七年四月に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、同時に、振興計画の中で施策の大きな柱の一つとして町並み保存を位置づけたことが、それまでの保存への取り組みにさらに拍車をかけることになったとも言える。

その後、この保存運動と有機的に連動する形で大正五年に創建された「歌舞伎劇場内子座」の復元、江戸時代の町家のたたずまいを再現した「町家資料館」、そして今年度完成予定の「歴史民俗資料館」の整備など、地域に根ざした資源づくりに取り組んでいる。それは、本町が、かつて江戸時代末期から明治・大正時代にかけて木蠟の生産で栄え、物的人的に様々な「交流」の場であったこと、そのことから内子独自の文化の醸成が図られ、今日のまちをつくりあげたという歴史的背景があるからである。その当時の面影が八日市・護国地区の商家群に現われている。本町は、これら歴史的町並みを保存する



とともに現代的に再生し、そこに新たな内子らしい文化を育てていこうとしている。

しかし問題がないわけではない。地域の人々の「生活」の論理と「保存」の論理をどう整合させるか、伝統的産業の振興をどう図るかなど、あげればきりが無い。このような古くて新しい課題を常に背負いながらも、その解決の糸口は、住民と行政との息の長い関わりを通じた知恵の出し合いの中からしか生まれてこない。このような一つ一つの積み重ねが、住む人の暮らしの質を高め、誇りをもって残すことのできる町をつくっていくことになるだろう。

基本的事項から応用、
実務まで大きな収穫

漁師 明

(株第一コンサルタンツ)

多少無理をしても、参加を決意したことは正解だったなというのが、まず感想である。やりかけの仕事を残して一週間上京するということは、会社の関係業務担当者に大変迷惑をかけることではあるが、それを考慮しても、やはり参加してよかったと思える。

その第一は、先生に恵まれたということだ。登記官としての経験と、現在の調査士としての立場との、両サイドからとらえられた野村先生の解説は、充実した内容であると同時に、

実務上の疑問を解決し
今後 to 自信

横尾 英雄

(前橋市)

建築の専門分野を歩んできた私にとっては、建築基準法や都市計画法は身についた感じがあるが、不動産登記法に関して、民法を基本とする「権利登記」関係についてまともに取り組む機会がなかった。一つの建築物でも不動

聞いていてひじょうに信頼感があり、安心して受講できた。基本的な事項から応用までの系統だった説明が、知識の片寄りがちなわれわれにとっては、有意義であった。一方、平林先生の講義は、実務・受験指導のプロとしての実感が伝わってきて、ひじょうに刺激になった。しかも、書式作成における細部のチェックポイントをいくつか発見できたことは、大きな収穫であった。

第二に、さまざまな立場の受講者からいろいろな話を聞くことができたことである。なかでも、開発申請に関するコンサルタントとしての立場にある自分としては、業務上の問題点に関して、開発を指導する立場にある公務員の受講者の話が聞けたことは、とりわけありがたかった。

産登記法と建築基準法ではとらえ方が異なり、用途上可・不可分の問題から分筆行為や所有権移転の謄本を許可申請代理者を通じて要求する場面が多くあるが、なかなか思うように手続が進まない書類にイライラしたり、出された結果が考えていたものと違うといったことに戸惑うことが多かった。

実務経験の中から生じたいろいろの疑問点について、自らが不動産登記法を学ぶことにより、理解が深められ、今後の業務に十分役立つと自信が持てたことはたいへんよかった。

大きな成果を職場に
活用する

宮前 卓司

(川西市教育委員会)

私は現在、教育委員会総務課で学校施設の計画、実施及び維持管理等の職場にたずさわっている。本市には、所有権移転登記が完了していない土地、境界明示が明確にされていない学校用地等が多くあり、種々の問題が発生し、その処理に苦慮している現状である。

今回の研修に参加して、不動産登記について多くの知識を得ることができたこと、また研修生の皆さんと討議する機会を得られたこと、さらに、演習等を取り入れた、たいへん理解しやすい講義内容であったことは大きな成果であった。

この研修で得た知識を職場において活用できることは幸いである。

宅地造成工事の増加による
登記を学ぶよい機会

及川 一晃

(株伊藤組)

工作上、登記業務と関わることもあるが、実際には、私の業務は、土木現業であるため、

直接的には、すぐに必要であるわけではなかった。しかし、今後、宅地造成部門の工事量増加に伴い、自社内での登記業務も必要になると考えられ、ますます重要性を増していくことになるであろう。そういう意味でもこの研修は、よい機会であったと思う。

今後、私自身の目標としては、登記の実務を知るだけでなく、ゆくゆくは土地家屋調査士の資格を取得できるよう努力してゆきたいと思っている。

**印象に残った区分所有
関係の講義**

片岡 徳郎
(広島県土地開発公社)

公社に入り初めての長期研修ということで、不安と期待が入り混じって上京したところ、親切な同室の方々、なごやかな教室の空気には、まずは一安心した。

正直なところ、土地家屋調査よりも司法書士的な内容が多い業務の関係から、土地の測量等技術的な話を中心になったらどうしようかと心配であった。ところが、登記関係を中心とした講義であったため、比較的理解できたと思う。特に印象に残ったのは、区分所有の關係の講義だった。これもマンションという、現在の時の流れの中での重要な一端を

持つものへの対応のしかたであろうと理解する。機会があれば再度このような研修に参加したいと思っている。

後輩の指導に自信

鶏冠井 尚
(フクヨツ建設コンサルタント)

今まで、日常業務において土地測量図一枚

を書くにしても先輩から聞いたり、すでに作成してあるものを見たりするだけで、どうしてこうなるかという疑問が実作業において出ても、本を読んで問題を解決していくといったことはなかなか時間的にも難しかった。この研修を受けて、なぜこうしなければならぬか、その背景と意味がたいへんよく理解できたし、今後、実作業の上で後輩に教えられる喜びを感じた。

日 程	午 前	午 後
	教 科 目	教 科 目
第1日	土地家屋調査士制度の概要	不 動 産 登 記 法
第2日	不 動 産 登 記 法	不 動 産 登 記 法 関 連 法 規
第3日	不 動 産 登 記 書 式	不 動 産 登 記 演 習
第4日	不 動 産 登 記 書 式	不 動 産 登 記 演 習
第5日	不 動 産 登 記 法 (総 ま と め)	質 疑 応 答

(注) 感想文の標題は編集部でつけたものです。
本研修に関する問い合わせは当センター研修局まで
電話 0423 (24) 5315

情報化社会と法 (3回連載)

— その1 —

成蹊大学 法学部教授

紋 谷 暢 男

昭和63年1月28日収録

はじめに

現在のように高度に発達した情報社会では、その原動力であったコンピュータ及びそれを動かさせるプログラム問題がかなり重要なものとなってきました。しかも、今度はそのプログラムを利用していろいろなデータをつくって送る、いわばデータベースの問題もかなり大きな問題になってきたわけです。

プログラムに關しましては、ご存知のように著作権法でかなりの程度保護されることになっておりますが、必ずしも著作権法だけに限られた問題ではない。これは広く特許法、民商法、あるいは不正競争防止法や商標法、半導体集積回路の回路配置に關する法律、さらには刑法等によっても保護されております。

さらに、データベースになりますと、主体は著作権法ですけれども、そればかりではなくていわゆるプライバシー保護としての問題、民法上の問題、片や表現の自由という角度からの憲法上の問題、あるいは流通経路の規制上から経済法の問題、さらに通信事業法など、いろいろ広い範囲の法律が関係してきます。

そこできょうは、ある程度範囲を限定してプログラム、データベースの問題を中心にして、ご説明してまいりたいと思います。

まず初めにコンピュータプログラムの問題からお話していくことにします。ご存知のとおり、すでに情報化社会においての情報処理がかなり重要な役割を演じている今日ですが、その

中で、一番中枢を成すのはハードウェアであるコンピュータ、及びソフトウェアであるプログラムということになる。このプログラムは、開発や保守にかなりの時間と費用と努力がかかる。しかし他方、それが開発されると他人によって即座に無断複製されるという危険性が常に存在する。きわめて簡単にコピーされるということです。このような無断コピーを防止してプログラムを保護し、かつ公正な利用を確保しようということから、わが国での著作権法が昭和六〇年に改正され、翌六一年から施行されてきています。

法律というものの考え方

そこでまず、著作権法を開いてみてください。その前に、一言申し上げておきたいのは、皆さん、理工科系の方が実験室に入るのに白衣を着ていることと同様に、法律の教室に入ったら六法全書をまず開いていない限り、これはもう法学部の学生としてのイロハが勤まっていないうのが常識なのです。まず必ず法律を開いて、それを根拠にいろいろなと見ていこうということをお心掛けてください。

それと同時に、理科系の方は、たとえば二足三といったら五以外に答えがないよと言うかもしれないですね。ところが、法律は一つの問題に対して幾つも正解があるのです。卑近な例で申し上げますと、自衛隊は合憲か違憲かということに関して、わが国では合憲だという説と違憲だという説が、同じ憲法九条を中心にして

展開されている。そして、わが国の政治的な立場としては合憲だという考え方をとる。裁判所はなるだけこれを政治的問題であるということ、でその判断を避けている。しかし、理論としては正しいのが二つある。あとは選択の問題になる。

このように、法律というものはいわゆる社会科学の一つとして、自然科学とは全く違う考え方、すなわちいろいろの解釈をし得る可能性があるんだということを、法律を社会科学の一つとして勉強する場合には心得ておいてほしいのです。もしも解釈が一つだということだと、世の中で裁判所に訴えて解決してもらわなければならない。争う必要はないのです。やはり法律の解釈というものは微妙な形で分かれている。それで、どれを取っても、理論的には正しい。しかし、それが一番妥当かという形で、価値判断を行う。そうなってくると、やはりそれなりにいろいろな考え方が出てくるということ、をまず念頭に置いておく。ですから、社会科学をする場合に、ある考え方を間違えとするのではなくて、そう考えるよりは自分はどういうふうに考える方が妥当だと思おうというような考え、これが社会科学の考え方なのです。法律を学ばれる前に、そういう心構えを一応養ってほしいと思います。

そこで、先ほど申しましたように、法律は条文を離れて成り立たないものですから、著作権法の規定を見ながら皆さんと考えていきたいと思えます。

一、プログラムの保護

改正の経緯

制定におきましては、わが国ではかなり以前から二つの見解が存在していた。一つは、通産省が中心となってプログラムにふさわしい保護を考えた方がいいのではないかとということ、俗にプログラム権法と称するものを提案していたわけです。それに対して、文化庁の方では、プログラムといえども〇と一であらわしている限りにおいては言語の著作物である。ですから、著作権法で保護ができるのではないかという形で考えていた。それが、制定前においてはかなり大きな形で対立を見たわけです。

そこで、わが国の裁判所はどういう立場を取っていたかという点、テレビゲームに関するコンピュータプログラム、例のインベーターというテレビゲームの事件ですね。あのプログラムに対して、東京地方裁判所はすでに昭和五七年一二月六日に判決を下しまして、広い範囲で一般論として、プログラムは著作物性がある。すなわち著作権法二条一項一号で定義する著作物に該当するという旨の判決を下している。続いて、翌年の横浜地方裁判所も、やはり同じくプログラムの著作物性を認めている。さらに、翌五九年の大阪地裁、あるいは六〇年の東京地裁というふうに、制定前に、すでに五七年からわが国の裁判所はこれを著作物として肯定し、し

かも全部テレビゲーム機用のプログラムの事件ですけれども、広い意味でプログラム一般に関して、著作権法上の著作物であるというような考え方を展開してきたわけです。

この昭和五七年の東京地裁の判決を契機として、通産省と文化庁とがお互いに対立するような形で方針を出し合っていたわけです。その特徴として、通産省の見解はコンピュータプログラムを経済財として位置づけたのに対して、文化庁の見解は、やはりそれも他の著作物と同じで、ただ、新しい特質を有しているにすぎない。だから、それなりの手当てをすれば著作権法でいけるのだという考え方を示したわけです。そこでこの二つの調整が難行して、おのおのの答申が出た昭和五九年には立法化されませんでした。しかし、その間、プログラム権法に関しては、アメリカを中心として、ヨーロッパ、すなわちEC諸国からも批判がなされていた。すなわち、それは一五年の保護期間を定めていたわけですが、一五年は短いよという批判。それから、公共の利益等の場合に裁定制度を使って強制的に使うことができる制度を設けていた。その裁定制度に対しても批判がかなり存在していたわけです。このような関係から、わが国としては、その意味では、対外貿易摩擦というようなものを考えながら国際的な調和を図ることを意図せざるを得なくなってきた。そこで、わが国の判例の蓄積を基調とし、国際的な調和ということとの関係もあって、最終的には著作権法の改正に落ちついたわけです。

改正時の国際的情勢

そのときの国際的な情勢はどうかという点、諸外国では、プログラムを著作権法で保護する傾向が生じていた。たとえばアメリカでは昭和五五年、一九八〇年に著作権法を改正し、プログラムを著作物という形で明確に規定した。昭和五八年には、ハンガリーが同じような形で規定しました。さらに五九年には、オーストラリアやインドがそのような改正を行った。そして、わが国が改正される昭和六〇年のころには、すでに西ドイツやフランス、イギリスなどにおいても、プログラムは著作物だという判決がたくさんありまして、わが国の立法と同時ぐらいに、西ドイツ、フランス、イギリス等も著作権法の改正をして、これを規定しました。

さらに、国際的には、一九八三年、昭和五八年に行われたWIPO主催の工業所有権に関するパリ条約サイドの会議では、次のような点を指摘しておりました。すなわち、先進諸外国において、すでに著作権法による保護の傾向が強まってきたから、これはベルヌ条約や万国著作権条約等の、著作権に関する国際条約と相まって、国際的にもプログラムの保護がかなり満たされていることが確認できるから、パリ条約サイドでは特別の国際協定の締結を検討するのは当分の間行うべきではないというような勧告を出しております。翌昭和五九年、すなわち一九八四年には、WIPOとユネスコ主催の著作権法サイドの国際会議が開かれまして、大多数の

国が、著作権法による保存が適当で、世界の大半もその方向にあることが確認されている。

このように、諸外国の動静及び国際会議等において、著作権による保護というものの国際的な位置づけがなされていた。

プログラムの保護をめぐる

このような経緯を経て、わが国もプログラムの保護が著作権法に規定された。ただ、注意して欲しいのは、プログラムが著作権法で規制されたというのは、全面的な規制ではなく、プログラムの保護の重要な部分が著作権法でなされるということです。

そこで著作物は一般にどういうものか。小説、絵画、彫刻、あるいは音楽等いろいろなものがあるわけです。プログラムはというと、〇と一という言葉で書かれたもの。ちょうどモールス信号で書かれた小説ぐらいに考えればわかりやすいです。人工語で書かれているもの。それが特定の媒体に定着している。すなわち、磁気テープだとか、磁気ディスク、あるいはRAMとかROMという媒体に定着しているということであって、ちょうど音楽がレコードという媒体に定着している、というような状態を考えるとかなりわかりやすくなっていくわけです。そういう点からみると、著作物という考え方が肯定される。

ただ、どこが違うかという点、ご存じのとおり、いままでの著作物というものは、機械に入れたら機械が動くわけではない。たとえば

料理の本を書いても、それを何か機械に入れると料理が出てくるというものではない。ところが、いわゆるプログラムとしての著作物は〇と一で書いてあって一定の媒体に入っているが、これを機械に組込む、それなりに機械が動いてくれる。そういった点においては従来のものと作用の面において違いがあるということ、その点を一応認識しておいてほしいのです。

それでは、プログラムをめぐってどういうところが改正されてどうなってきたかということを見ながら、条文との関係である程度ご説明してまいりたいと思います。

まず初めに、著作権法的一条をご覧になってください。ここでは、「この法律は著作物並びに云々の権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作作者等の権利の保護を図り、もって文化の発達に寄与することを目的とする」とある。この法目的に関して、実はかなりの批判があったのです。つまり著作物というのは文化的所産である。しかし、プログラムは産業的所産だ。だから、産業的な所産と文化的所産とは相入れないのではないかというような批判がなされていた。これはわが国独特の批判であったと言ってもいいと思います。

国際的に著作権法という著作物の「文化的所産」というのは産業と対立する概念ではないのです。すなわち、著作物はそもそも目的や内容と関係なしに認められる。創作物であれば認められることからすると、著作物は中立的、没価値的なものだ。そうすると、技術的な特徴があ

るようなものでも著作物になるのは当然。たとえば皆さんが書く科学論文や特許明細書にも著作権は発生する。あるいは新聞や何かに入ってくる広告やパンフレットのたぐい、あれは商業目的ですよ。ああいうものにも著作権があるわけです。

逆に、今度はレコード産業だとか、出版産業、放送産業、あるいは建築産業等、そういったものはすべて著作権法を基礎として成立している。このように見えてくると、著作権法でいう文化的所産とは文化的現象。別の表現で言うと、わが国の判例の表現を借りるならば、生活形式の総体だということ。だから、産業と対立するものではない、生活形式の総体なのです。ですから、産業の概念もこの中に含まれているということなのです。当然のことながら、コンピュータが出てくればコンピュータ文化というのが出てくる。これがまさにここで言う文化的所産なのです。ですから、一条は別に改正がなされておりません。

コンピュータプログラムとは何か

次に、コンピュータプログラムとは何かということなんですが、まず一二条の一項一〇号の二をご覧になってください。これは別に著作物であるかどうかを写している規定ではありません。プログラムというのはいくらも規定してあるか。すなわち「電子計算機を機能させて一定の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」

いわば表現だということです。〇と一で表わして、一定の機能を持たせるように表現したものということが書いてある。これはプログラムの定義を包括的に定めております。

従って、プログラムが、ソースプログラムであろうと、オブジェクトプログラムであろうと、あるいは基本的なプログラムであるか、応用プログラムであるかを問わず、全部ここで言うプログラムということになる。そしてさらに、最小構成単位であるところの、モジュールとか、ルーチン、あるいはサブルーチンや何かも全部ここに入ってくるわけです。

コンピュータソフトウェアとは何か

このプログラムとの関係で、皆さんはコンピュータソフトウェアという言葉が聞かれていると思います。これはハードウェアであるコンピュータに対して言う言葉であることはご存じだと思いますが、コンピュータソフトウェアというときには、それはプログラムだけではないのです。もっと広い。すなわち次の三つのものが含まれている。一つはこのプログラムです。二つ目はプログラム記述書、プログラムディスクリプションです。これはプログラムをつくるためにフローチャートで書いたり、あるいは言葉で書いたり、いろいろな、開発段階以前のものであります。そのフローチャートなり、言葉で書かれた説明を見ると、それがある程度抽象的なものであれ、具体的に書いたものであれ、それに対応する形でプログラムができるというようなもの

の、これが記述書です。このプログラムの記述書は、当然のことながら著作物ですね。これは従来からの著作物です。

三つ目は、ユーザーに対するマニュアルや何かを含むところのサポーターティングマテリアル、いわゆるサポーターティング資料です。これはプログラムの理解や運用を助けるための資料として文章で書かれたり、図面で書かれたりしていますから、これも従来からの著作物です。ですから、これも従来からの著作物です。最初の一つ目のプログラムが、著作物かどうかということが、最終的には問題になってくるわけです。

著作権法上の著作物とプログラム

著作権法の著作物というのはい体どのようなものか。すなわち著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と二条一項一号に書いてある。「思想又は感情を創作的に表現する」というのは、表現過程において創作性があればいいのです。たとえば特許の場合には、発明が保護されることになるが、それは思想自体に創作性がなければならぬ。それに対して、著作物は表現する過程において創作性が認められればよろしいということ、表現にウエートが置かれている。

またここで表現というのは、何も目で見える形に表現されていなくてもいいのです。耳で聞こえる形でもいい。たとえば、私がここで皆さんに講演している、これは著作物なのです。で

すから、皆さんがこれをノートに取った途端に著作権侵害だ……。どうしてそれが許されるかというと、著作権法三〇条を開くと書いてあります。「私的使用のための複製」、プライベートユースであるから許されるということです。このように、ここで表現というのは人間から出て、客観的な存在さえあればいいのです。絵は紙か布か板を媒体として表現される。小説は、大体紙を媒体にする。彫刻は石膏や何かを媒体にして皆さんの目に表現される。音楽は五線譜に書かれたり演奏されたことによって表現される。講演は耳によって感知される。表現というのはそういうものです。内心に秘めたアイデアでないということです。ですから、プログラムも当然〇と一で書かれている表現です。

次に「思想又は感情を創作的に表現する」というときに、一番注意しなければいけないのは、すぐ絵とか小説という高度のものを考えることです。先ほど言ったように、広告のチラシ、パンフレット、あの手のたぐいも創作性が認められればみんな著作物です。そして、ここで言う「創作性」とは、他人のものを盗まなければいいということです。他人のものをまねなければ創作性が認められる。ですから、たとえば、芭蕉が「古池やかわず飛び込む水の音」という句をつくった。「あつ、こいつはいいや。僕もこれにしよう」というので、私も「古池やかわず飛び込む水の音」という句を作ったら、これは著作権侵害です。これには創作性がない、盗んでいる。ところが、芭蕉と全然別個に、私も

「古池やかわず飛び込む水の音」という句をつくったら、これは私の著作物です。盗んでいないから。そういう意味で、著作権は盗まなければ無数に発生する。これが「思想または感情を創作的に表現する」ということであります。換言すれば、創作的に表現するというのは創作者の個性が表れているということです。そうだとすると、プログラムも独自でつくれば、これでもそこにおける創作性が認められます。

最後に、それが「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」と書いてある。そうすると、プログラムはきわめて技術的なものである。ところが、先ほど言ったように、技術的な論文も著作権法上の著作物である。皆さんが科学技術に関する、あるいは建築に関する論文を書いた。技術的なものというのは、ここでいう学術の範囲に属するということになる。したがって、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」というのは非常に広く、ベルヌ条約の関係からきています。

ベルヌ条約と万国著作権条約

著作権条約に関しては、ちょっと余談ですけれども、ベルヌ条約というのがありますね。ベルヌ条約にほとんどの先進国は加盟しています。それで、かなり高いレベルで保護しようとしている。それに対して加入できない、文化レベルの低い国々、あるいは低かった国々、あるいは特別の方式の著作権制度を持つ国々はこのベルヌ条約に加盟していない。していない国がアメリカやソ連、それから中南米の国々等たくさんあった。これでは困るというので、ユネスコが

中心になってこういう国々との橋渡しをつくるためにできた条約、これが万国著作権条約です。日本は当然のことながら、ベルヌ、万国著作権条約、両方に加盟しております。というのは、アメリカなどにおいても日本の著作物を保護してもらいたいから、万国著作権条約に加盟しているということです。

ですから、条約にはベルヌ条約と万国著作権条約がありますと言っても、別々に存在するのではないのです。いわゆるベルヌ条約に加盟していない国々においても、Cマークと最初の発行年月日と氏名を書くことだけで著作権の保護ができるような形で、橋渡しとしての条約、これが万国著作権条約なのです。ユネスコが中心になってつくった条約です。

このベルヌ条約ですけれども、ベルヌ条約によりますと、「文芸、学術及び美術の範囲」というのは、人間の精神的な創作すべてを含んでいるというように昔から説明されてきている。しかし、わが国では、プログラムはこの中の一体どれなんだという議論があったのです。諸外国では、そういうことはあまり問題としなかった。要は人間の精神的な創作はすべて入るということであるから。

わが国でも、最近の判断では、国際的なそういう見解を踏まえて、いま言ったように、それは広く、知的、文化的精神活動の所産全般を含むのだという解釈がなされているわけです。

ようは、機械の中味は目で見られないということなんですけれども、目で見られなくても表

現であればいいのです。目で見られないものは幾つもあります。モールス信号で表現されている信号自体、目で見られない。あるいは音楽が入っているレコードも目で見られない。しかし、かかるべき装置を使えば入っている表現がわかるのです。そういうことを考えてみると、先ほどの表現のところにもう一度戻りますが、この「表現」は、ほかの補助手段を使って、あるいは補助装置を使って感知し得るもの、こういうものは全部含まれているということです。これはレコードや何かを考えてみれば当然にわかることです。

わが国では、実はこの点も議論的になった。そもそもそんなものが見えないじゃないか。「それでは講演が見えるか」と言いたくなりますね。講演は見えない。これは聞けるだけ。それと同時に、レコードは補助手段を使ったらそのまま感知できる。こういうようにみえてくると、プログラムの著作物性を否定することはできない。

著作物の例示

そういうことで、一〇条一項では、この法律で言う著作物の例示規定が書いてあります。その一号のところに「小説、脚本、論文、講演、その他の言語の著作物」というのがあります。これにはお説教や詩歌、落語や講談や漫才なども「その他言語の著作物」に入る。また、ここでの言語は、自然語に限られるわけではないのです。人造語も含まれる。たとえばエスペラント語で小説を書いた。これも含まれる。

それからモールス信号で書いた。これも含まれる。ということになると、ここに当然、黙っていてもプログラムも入ってきます。ところが、やはり明確性を期するという法律の趣旨からして、九号に、「プログラムの著作物」と書いた。

ここで重要なのは、「プログラム」と書いていない点です。単なる「プログラム」と書く、盗んできたものも、創作性のないものも、みなそこに入ってしまう。要するにプログラムとして著作物性のあるもの、ということです。そういう意味でプログラムの著作物と書いてある。プログラムの著作物を九号で書いてあると、一号に含まれるものをわざわざ九号でまた加筆する必要はなからうということが問題となる。

しかし、例示はあくまでも例示で、ほかのところを見て、たとえば四号は「その他の美術の著作物」といって、全部美術の著作物が含まれるはずだが、建築の著作物は美術の著作物ではあるが、五号に書いてある。だとしたら、一号のほかに九号を書いても、別にどうということもなからう。明確性を期する趣旨からは、かえってよいのではないかということになる。

著作権法で保護されないものとは

そうすると、一〇条一項一号で、小説等言語の著作物はみんな著作物ですが、第二項で、「事実の伝達にすぎない雑報や時事の報道は著作物に該当しない」。これは具体的に、「〇月〇日〇〇が死んだ。〇〇歳。葬式は〇〇で行う」というような事実の伝達です。そういうような

ものは、いわば創作性がない。表現に作者の個性が認められないということです。ですから、そういうものは言語の著作物に含まれないという意味で、著作物でないものを二項で書いています。

それと同じような形で、一〇条一項九号のプログラムに対して三項で、「第一項九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語規約及び解法には及ばない」と書いています。これは著作物でないと思われる約束事やアイデアは保護しないという意味で書かれているのです。まず初めに「プログラム言語」。たとえば日本語の小説において、その言語たる日本語やその文法には著作権が及ぶはずがない。それと同じ意味で書いている。「プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう」。ここでの体系というのは、文法ということか、言語の使い方です。これは保護されないということになります。

次に二号で「規約」というのがある。これは、たとえばINS（インフォメーション・ネットワーク・システム）をつくるときにおいて、ほかのプログラムと接続するために必要となる約束事です。俗に言う、インターフェースやプロトコルというようなものですね。そういうものは、接続するためには必然的にそのプログラムが決まってくる。そういうものは保護されないということになります。

最後は「規約」と書いてあります。組み合わせ

せの方法。これは俗にいうアルゴリズム。プログラムを作成するためのアルゴリズムです。こういうものに保存は及ばない。これらは著作物でないんだという考え方が根底にあります。

リバーエンジニアリング

たとえば夏目漱石が『わが輩は猫である』という小説を書いた。この小説の背後に漱石流の思想があるわけです。これがある意味ではプログラムの表現に対するアルゴリズムです。つまり、この『わが輩は猫である』をよく読んで、この背後の思想に至って、同じ思想に基づいて別の表現で、『あたしや猫ですよ』という本を書いたとします。これは自由です。著作権の保護は、その背後の思想は及ばないのだから。同じ思想に基づいて同じ表現に書いたら、これは盗んだことになりません。しかし、その本を読んで、背後の思想までいって、同じ思想で別の表現をとったら、著作権は及ばない。そういった意味で、リバーエンジニアリングと俗に言いますが、そういうものも自由だということになります。

職務上作成する著作物

次に、著作権法で問題となったのは一五条の「職務著作」の規定です。まず一五条一項に、会社や国または地方公共団体というような「法人等の発展に基づき、その法人の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の名義の下に公表するもの」の著作物は、別段の定めがない限り、その法人等とする」という規定がある。

ここで重要なのは、法人等が「さあ、プログラムをつくらう」という形で発意した。その次に、従業者がプログラムをつくるわけですが、それを法人等が「自己の著作の名義の下に公表する」場合と規定してありますが、プログラムの場合には、一般に公表しないのです。そこに問題がある。しかし、ここで「公表する」と書いてあって、「公表した」とは書いていない点に注意してください。「名義の下に公表したものの著作物」と書いてなくて、「公表するもの」の著作物」ということは、公表はまだしていないけれども、もし公表するとしたならば、企業や地方公共団体等の法人の名前で公表するようになるものは、この一項に当たるわけです。

これはご存じの通り「新潟鉄工事件」というのがあった。元従業員が、企業秘密であるプログラムを持ち逃げした事件です。あの場合に、まだ公表されていなかった。そして、公表されていないので、ここでいう「職務上の著作物」ではないから、会社に権利はないではないかという抗弁が出された。これに対して、地裁及び高裁ともども、ここで言う公表というのは、「するもの」と書いてあって「したものの」とは書いていない。プログラムがもし公表するとしたならば、会社の名前で公表するような性質のものも一項に入るといって判決があります。したがって、そのようなものはこの一項でいけるわけです。問題は、名義を書かないで、無名で公表したり、他人名義で公表した場合は、この一項に当たらない。

そういうことを考えて、プログラムの場合の公表というのは、とにかく削ってしまおうというので、第二項ができた。そして、「法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作人は……別段の定めがない限り、その法人等とする」という規定が設けられました。

同一性保持権の問題

次に、二〇条第二項の三号という規定が設けられています。二〇条は「同一性保持権」の規定です。一七条をご覧になってください。著作権法上、著作者はどういう権利があるかということ、一九条から二〇条までに書いてある「著作人格権」と、二一条から二八条までに書いてある「著作権」という二種類の権利があると規定している。だから、われわれが通常著作権と言っているけれども、著作権というのは財産的な権利しか意味しないのです。人格的な権利は著作人格権という言葉で表現されている。その著作人格権の中に、さっき言った同一性保持権と同時に、公表権や氏名表示権というのがある。これらの中で同一性保持権の問題が一番クローズアップされてきた。しかし、初めに、そもそもプログラムは産業的財貨であるから、人格権の保護になじまないのではないかという問題がわが国では提起された。しかし、それが人間の精神的な創作を対象とする限り、このような考え方は妥当ではない。たとえば、特許に関するパリ条約という条約がある。その条約の

中に、「発明者掲載権」という権利がある。発明者は名前を書かれる権利がある。これはまさに人格権です。特許はまさに産業的財貨でしよう。ですから、産業的な財貨は人格権はなじまないというところは誤りです。もつともこの発明者掲載権というのも、国によって、たとえば西ドイツやフランスでは、自分の名前を書けと言う権利があると同時に、自分の名前を書いてはいけない、書かないでくれと言う権利も発明者に認めている。なおかつ、一たん書くなどと言っているから、それを撤回してまた書けと言うことも自由にできるという形でこれを規定している。人格権ですから。そういう国が多いのです。ところがわが国の特許法は、出願するときに発明者の名前を書かなければならない。日本の法律は義務的に規定している。ですから、経済的な財貨において人格権を問題にするのはなじまないという議論が平気で出てくるのですが、これは国際的な理論ではないのです。

そこで、一番問題となった、同一性保持権というのは何かというと、二〇条一項に「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」とある。勝手に変えてはいけないということですが、ですから、「わが輩は猫である。名前はまたない。どこで生まれたか」と見当がつかない」などという文章を、「あたしや猫ですよ。どこで生まれたかわからねえ」というような形で、勝手に言葉を変えたりすると、もうこれはいか

んというんですね。同一性を変えるから。ただ、これには例外規定が置かれている。第二項「次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。」と書いてある。そして一項は、教科書などに小説や講演などを持つてくるときには直していいと書いてある。たとえば昔の小説などには「てふてふが飛んでいます」、「どぜうが泳いでおります」というようなのがありました。「ひこうき」が「ひかうき」とかね。そういうのをいまの子供に教える教科書では、やっぱり「どじょう」、「ちようちよ」、「ひこうき」に直してもよいというようなことです。二号は、建築物の増改築、住むことが目的だから、同一性を変更しても構わないというようなのが書いてある。そして第四号（旧三号）のところで、「著作物の性質並びにその利用の目的及び対応に照らしてやむを得ない」改変は許される旨規定している。

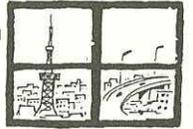
元来、同一性保持権は人格権だ。人格権ならば名譽や声望が害されるような場合以外は、元来改変してもかまわない。この点は先ほどのベルヌ条約にも「名譽、声望を害するような」改変はだめだという規定になっている。これを受けたのが日本の同一性保持権です。

しかし、実はこの点が日本だけが問題とされた。どういう形の問題となったかというと、プログラムというのは年じゅうデバッグとかバージョンアップが必要である。デバッグというのはバグという悪い虫を取り除くことで、いわゆる間違っているところを直すこと。それが

ら、バージョンアップというのは、いろいろな機種に合わせる形でプログラムを変えたり、性能をよくすることですが、こういったデバッグやバージョンアップが、同一性保持権を著作権法で認めているので、できなくなるのではないかとという素朴な疑問です。しかし、そういうものは果たして名譽、声望を害するか。デバッグやバージョンアップは名譽、声望を害することは一般的にはないですね。しいて言うならば、数分で仕事ができるプログラムを、バージョンアップだと称して、わざと一時間ぐらいの時間がかかるように直す。これはやっぱり名譽、声望を害するから同一性保持権の侵害になる。そういうことを考えてみると、デバッグとかバージョンアップは二〇条の問題から当然に外れてくる。それはちゃんと、四号（旧三号）の規定で全部読めるわけです。

ですから、現行法で入れた三号の規定、すなわち、特定の電算機においては利用し得ないプログラムの著作物を、当該電算機において利用し得るようにするため、またはプログラムにより著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変は自由ですよという規定は、必要でなかった。このような行為は名譽、声望を害さないから当然に認められる。いままでの三号（現四号）で当然に認められる行為だったのです。ですけれども、日本はあまりにもこの点を誤解する人が多過ぎたものですから、明確性を期する趣旨で、三号の規定が設けられた訳です。

（つづく）



話の広場

いま、ビジネスマンが抱える悩みと対策

ストレスの早期発見と専門家の援助を



国谷 誠朗

(財)日本交通公社
能力開発室室長

心理的悩みをじつと我慢している人が、「強い」と見なされる日本の社会

昨年の十月二日号から、四十回にわたって週刊朝日に「サラリーマン・ヤル気相談室」という紙上の質疑応答を中心にした連載記事の執筆を担当した。心理臨床の専門家として、日常、カウンセリングなどの場面で得た知見に加え、質問内容をおおして、日本のサラリーマンの最近の悩みごとの傾向がつかめたような気がするの

で、思いついたことを記して、対策を提案したい。
改めて痛切に感じた所見は、日本のサラリーマンもOLもきわめて我慢強いということである。とくにサラリーマンは「強い」。強い

というコトバをクオーテーション

マークで記したのは、それが良い意味を含まないことを示す。日本

のサラリーマン社会には、心理的な悩みを訴えたり、心理的ストレスを専門家に相談したりするこ

とは、女々しいこととして、批判するムードがある。相談しように

も、相談をもち込む受け皿がないという説もある。しかし、産業カ

ウンセラーや相談室を設置しても、そういう所へ駆け込むのは恥とす

る風土があり、現に、そういう機能が無用の長物になっている会社

も多いのである。

同じような理由で、ストレスに起因する病気にかかっているも、

心療内科や精神神経科の外来にはなかなか出かけない。結果的に、

手おくれになってから医師のもとに現われるか、職場で、バタリとたおれて病院にかつきこまれるケースが多くなる。こうして、実に多くの前途有為のビジネスマンが天寿を全うしたとは言えない若さで世を去ることになる。

また、あの人が、と思う人が突然、自殺したり、女性の下着を盗んで新聞記事になったりする。すべて、「くさいものに蓋」で、感じて当然のストレスへの感受性を鈍化させた結果である。しかも、それが「強い」とこととされる。これは人間性尊重の立場から見ても、企業としての有能な人材の保全という立場から見てもきわめて危険な状況である。

対策として声を大にして叫びたい。心身のストレスの早期発見と、専門家による援助を求めることは、多くの場合、生命を危険から救うものであることを周知徹底する必要がある。とくに、次に述べる「うつ状態」の症状の早期発見と緊急な手当ては、恥も外聞もなく重要である。

(1)不眠または睡眠過多、(2)気力

減退または慢性的な疲労、(3)無力感、(4)職場での能率、または生産性減少、(5)注意、集中力、または明晰な思考力の減退、(6)社会的ひきこもり、(7)快楽的な活動への興味または享楽の喪失、(8)易怒性または過剰な怒、(9)ほめられても喜べない、(10)平生より非活動的、あるいは無口になる、あるいはのろくなつたとか落ち着かないと感じる、(11)将来に対する非観的態度、または過去の出来事の思い煩い、(12)涙ぐむか泣くこと、(13)死または自殺についてくり返し考えること (DSM IIIと呼ばれる米国式の診断基準では上記の中、三項目以上あればうつ状態だという)。

どんなことが心理的ストレスの原因になっているか

何よりも目につくのは急速な環境の変化について行けないことによるストレスである。テクノストレスというコトバがあるが、オートメカされた単純作業がストレスになるといふより、急激に方式やシステムが変わるので、いやになつてしまふというのである。具体



話の広場

的に言う、せっかくマスターしたあるオートメーション方式が変革された。新しい方式を覚えるのは若い人の方が速い、自分はそのこされる——そういうバターの心理的ストレスが多くのサラリーマンやOLをとりこにしている。若い二十代の層にも意外にこのバターの悩みが多い。

対策としては、あらゆる変化、変更についてのコミュニケーションと参加意識に配慮すること、十分な根回しと、変化によるショックをやわらげる研修や討議の実施以外に特効薬というものはあるまい。

次に多いのは急速な高齢化社会の中での不可避の問題、「老い」にまつわる悩みである。端的には、身体的には「老い」を感じないのに定年で職場を去ったり、後進に場所をゆずらねばならない、ハリキリ・ビジネスマンの切なさがある。間接的には、それらの人々をどう処遇するかという経営サイドの悩みがある。もつと間接的には、この問題を、「明日はわが身」と見守っている、中年、若年のサラ

リーマンたちの不安がある。

定年とは職場生活の終焉を意味する。定年の接近とその後の生活プランの不確実性は、多くの中高年ビジネスマンが言わず語らずして感じている大きな心理的重圧となっている。ある会社では定年後の再出発にそなえ、経理実務、ひとりてやれる職業、人生設計などの講習を実施したが、自発的に参加する者がきわめて少なかったという。自分だけは何か役員になれるとか、自分の「老化」を直視したくない心理が働いているのかもしれない。「老化」を直視することは、その後にくる死の直視を意味する。そして死は、すべての人に例外なく訪れる。このような「覚悟」をきめることが、中高年齢のビジネスマンの悩みを根本的に解決する唯一の対策である。

人生の実存的所与の有限性を覚悟した時、はじめて与えられた時間を有意義に活用し、与えられた肉体を養生しようという決意が生まれる。このような面の教育を徹底させると、精神的な悩みを専門家に相談することもやりやすくな

る。人間の肉体は不死身で常に健康であるという誇大妄想の存在に気づき、できる範囲のことを、着

々とやる人が人生の勝利者なのである。

もつとゆとりを



佐橋 慶
(株)アイディア・バンク社長
(伝承塾 塾長)

私の経営するアイディア・バンクが今年二十五周年を迎えた。その記念行事として十二時間トークインを各界活躍の人々と行なった。参加者は各企業の企画・開発

・営業・人事などを担当する男性・女性四百五十数名。中には地方から会社を休んで自前で参加した人もあり、熱気あふれる十二時間となった。

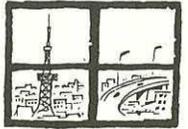
当初、十二時間通して参加する人は三割ぐらい、あとはマラソントークインでいれかわり出入りが多いとみたが、九割近い人が十二時間ぶつ通して、九〇年代を語り合ったのは主催する私やスタッ

フがびつくりした。

このごろ、日本人は脆弱になったというが、いいや、どうしてどうして健在、生きる情熱も確かなものだというのが実感であった。むしろ、もう少し遊びがあってもいいのでは……という気がしないでもなかった。

そう、心のゆとり、ぜいたくさがまだ日本人の中には欠けていると思う。社費で二万円も出したのだから、ひとつ洩らさず聞こうという食欲さと生まじめさがややや気になった。

そこには熱心にメモをとる、受け手としての姿勢があり、ムダを



話の広場

好まない小粒な優等生感覚が見えかくれしていた。

勤勉さが美德とされる価値観の中で、時間のゆとりをこれからどう身につけていくかが、私は九〇年代の日本人の課題ではないかと思っている。そのことを私はこれからのテーマとして、自社におい

て四月から週休三日制を実施し始めた。

週四日間、精いっぱい仕事をす一方、時間に追いかけられずにゆったりと心を豊かにするひとときをもつための新しい生き方(働きと遊びと学び知・遊・働)を模索し始めたのである。

帰り道



岩橋 邦枝
(作家)

私の住んでいる東京郊外と副都心をむすぶ私鉄電車は、利用客が年々ふえて、朝夕の通勤ラッシュの時間をはずれてもかなり混んでいる。

その日私が都内に出かけ、夜おそく乗った帰りの私鉄急行の車内もほぼ満員だった。机の前で徹夜してそのまま外出した疲れて、吊皮につかまっただま顔を閉していると、「眠ってもいいよ」という

男のひくい声が、となりにから耳に入ってきた。おもわず私は目を開いた。彼の言葉は、前の席に坐っているつれの女へ向けられたものだった。あたりまえだ、見ず知らずのくたびれたオバさんにそんな甘いせりふを囁く物好きな男はいない。上目づかいの笑顔で彼に答えている女は、私の娘よりも幾つか年上の二十代後半に見えた。ふたたび顔を閉じると、その二人づ

れの小声のやりとりがしぜん聞こえてくる。どちらか会社勤めで、親密な間柄らしい。三つ目の駅で私の前の席が空き、坐るついでに見ると、男はまなざしの明るい中年紳士だった。彼が私と同じ駅で降りるまで、二人の甘い会話は続いた。遠出をせがむ女に、彼は機嫌よく優しく応じていた。

改札を出て構内タクシーの乗り場の行列にいた私の目に、彼が公衆電話をかけている姿がうつつた。背広姿を猫背にまるめ、電話口でぼそぼそと喋っている顔が疲労の色をむき出しにして陰気くさい。自宅に電話しているのだろう、と思いがら私は老けこんだ彼の姿を眺めやった。

■新聞スト休刊

昭和二十一年七月十三日、新聞社が組合のストライキのために休刊するという珍しい事件が起こりました。その新聞社は、いま世界一の発行部数を誇る読売新聞社。戦後の混乱した世相を背景に労働争議の盛んな時期でしたが、読売

■国鉄の三等車廃止

昭和三十五年七月一日、現在のJR、かつての国鉄は、これまでの一等車、二等車、三等車の区別を廃止し、一等車、二等車の二クラス制採用に踏み切りました。現在では普通車、グリーン車と、その呼び名が変わつ

七月の出来事

従業員組合は六月の鈴木編集長解雇反対闘争をきっかけに七月十三日から十六日まで新聞を休刊させるほどの攻勢を展開したのです。反ストライキ派の結集によって、四日間の休刊に終止符を打つことはできたものの、この歴史に残る新聞休刊を招いた労働争議は、ざっと百日間もつづきました。

ていますが、現実的には同じ等級になつたといえるでしょう。このような等級改正は歓迎されるべきものではあるでしょうが、累積赤字を重ねる国鉄としては、何とかアイデアを絞って、それを運賃値上げに結びつける苦肉の策でもありません。

わが国の道路整備は、昭和二十九年からの第一次道路整備五箇年計画以来、九次にわたり五箇年計画が策定され、計画的に実施されてきている。

このほど策定された、昭和六十三年度から昭和六十七年度を計画期間とする、第十次道路整備五箇年計画においては、「多極分散型国土の形成」、「活力と魅力のある快適な都市」、「地域の振興・活性化」、「道路サービスの向上」をめざし、道路整備の立遅れに適切に対応するため、当面の五箇年間に緊急に整備すべき事業を推進することとしている。

土地区画整理事業は、「活力と魅力ある快適な都市をめざし」のなかに位置づけられており、その概要は次のとおりになっている。

(一) 良好な環境の市街地の整備

市街地の拡大に対応して、健全な市街地を形成するとともに、既成市街地における良好な居住空間を形成するため、密集市街地における防災性の向上、中心市街地の活性化に資する事業を重点に、土地区画整理事業、市街地再開発事業、居住環境整備事業等により、八百五十平方キロメートルの健全な市街地の形成を図る。

(二) 都市防災空間の確保

幹線道路と併せて避難地、避難路の整備を推進するため、防災土地区画整理事業・防災市街地再開発事業を推進することとし、道路整備五箇年計画においては、木造家屋が密集した地域を重点に整備する。

(三) 住宅地開発を支える道路の整備

新市街地において、土地区画整理事業等の面的整備手法により、道路整備と一体となった良好な住宅地の供給を図るとともに、住宅地開発に必要な不可欠なアクセス道路の整備を推進する。道路整備五箇年計画においては、総宅地供給量五百八十平方キロメートルのうち、約四十パーセントにあたる二百三十平方キロメートルを面的整備手法により整備する。

(四) 国鉄跡地等の大規模空間地を活用した新しい都市拠点の形成

大都市圏における業務核都市の育成、定住圏の中心となる地方都市の活性化等のため、新たに生じた国鉄跡地等の大規模空間地を活用し、都市整備に資する新しい都市拠点の計画的な形成を図るとともに、関連する道路の整備を推進する。

土地区画整理事業が、既成市街地を改善し、都市構造の再編、都市の防災構造化、良好な住宅環境の形成と住宅地の供給、更にこれら

に不可欠な道路、公園等の公共施設の整備改善を推進していく市街地開発事業の中心的事業として期待されていることが、この道路整備五箇年計画でも明らかであり、土地区画整理事業が果たすべき責務は非常に大きいと言える。

少し資料が古く恐縮だが、昭和五十五年三月末現在、千八百六十五の市町村が、都市計画法の適用を受けている。このうち土地区画整理事業を経験している市町村は八百九十三しかなく、九百七十二、率にして五十二パーセントの市町村が土地区画整理事業の経験をしたことがないことになっている。この実態は、土地区画整理事業に関する知識をもった技術者がいない、面的整備の必要性と土地区画整理事業の効果が十分に理解されていない等に帰因するものと思われるが、今後全国的に事業を普及させるためには、土地区画整理技術者の育成が先づ必要である。

本学院において設置している土地区画整理専科及び都市工学科では、これらの点を反映させるとともに、ますます多様化・複雑化する事業に対応できる土地区画整理技術者の育成に努めている。

未経験市町村を零に近づけるためにも本学院の土地区画整理教育課程の活用を、大いに期待している次第である。

快適な東京をつくるために

エコノミストの分析と提言

「東京問題」の解決策

目良浩一・宮尾尊弘・坂下 昇 著

HBJ出版局／一、五〇〇円

東京は、いま再成長期に入っている。このなかで、いつそう激化している問題は何か。通勤地獄、ウサギ小屋、ノロノロの首都高速

に示される交通混雑。これらは、巨大都市東京の日常の風景であるが、何ら抜本的な対策がとられることなく、ますます激しくなるばかりである。このような問題に対しては、さまざまな対策がいろいろな主体から解決策が提示された。しかし、これらの中には、問題の本質をとらえるのではなく、それから派生する問題に対症療法的に解決策を示すにとどまり、かえって議論を混乱させている。

この本は、東京の土地問題を解決し、快適な東京をつくるための

解決策を、問題の根本を経済的なアプローチで考えることにより提示している。

土地も財であるかぎり、その需給バランスで価格が決まるものがあり、いたずらな規制により、需要を抑制しようとするれば、問題の解決をますます困難にするとしている。土地の供給を増やすことが土地問題を解決するための基本であり、このためのデイレギュレーションを提示している。それは、たとえば市街化区域内の土地利用規制の緩和、借地借家法の見直しなどである。

また、この本は、土地の供給を増加させるための税制のあり方に言及している。一言でいえば、固

定資産税の強化ということか。

いずれにせよ、この本は、東京の土地問題に対し、土地の公共性による私権制限の強化といったような抽象的で、多分にムード的な解決方策(?)に対し、現在の制度を

経済的な観点から見直し、洗い直している。それも、より具体的な形で解決策を提示している点で、

きわめて説得力の高いものとなっている。

繰りかえす歴史のなかで

古典でたどる

「日本サラリーマン事情」

山口 博 著

PHP研究所／一、一〇〇円

古典の時代、作品を創る者も、作品に登場する者も、そのほとんどは律令政府の官僚や幕府政権の武士たちで、定められた給与を支給されている。彼らは、まさにサラリーマンではないかと著者。

出世を願い、名譽を追い、サラリー不足を嘆き、借金をし、アルバイトに精を出し、不倫に走り、ギャンブルに狂う古典サラリーマンは、現代とあまり変わりがないと著者はいう。

そんな古典サラリーマンの生活を懐具合までも現代に換算し、公表したのが本書である。

万葉集を代表する歌人でもある山上憶良も、古典サラリーマンの一人である。

本職は、役人であり、歌人はアルバイトである。彼の給与は、実に年収一千四百万円という高額所得者。住居は敷地二千百八十坪というのだから驚かすにはられない。

これでも彼は、臨終の床で、「名を挙げられなかった」と悔んだという。

一方、同時代、箱根の山中で路傍に行き倒れた人は、日当六百元であった。

実は、この人、発見された時にはすでに遅く、身元不明のまま命尽きたのだが、著者が生きかえらせて話をさせている。

それによれば、強制雇用によって政府の役人になり、三年間日当わずか六百元という低賃金で働いていた。山上憶良の年収と比較してあまりにも落差が大きい。

奈良時代には、すでに現代でもサラリーマンの問題である単身赴任問題が起っていたという。前述の強制雇用の役人もそうであるが、九州の守りにあたっていた防人である。彼らは、法律により婦女を伴うことを禁じられていた。ただし、親同伴はかまわず、老母を連れて赴任した者もいた。その中の一人は、妻が恋しくなり、ついには親の喪に遭えば、一年間防人の勤務から解放されることを利用しようとしたという。単身赴任は甘

受の範囲にあらずであつたわけである。

現代においても土地転がしは、社会問題であるが、平安時代にはすでに存在していた。

京の都の湿地帯を捨て値で買いいい加減な宅地造成で上流貴族に売って儲けた者がいたというのである。今日の悪質不動産屋の元祖のようなものだと著者の弁である。

この悪質不動産屋も実は、都城警備を職としたサラリーマンである。土地転がしは、アルバイトと

いったところか。

本書には、奈良時代から江戸時代までのサラリーマンたちのエピソードが綴られているが、そこに並んだ内容は前述のようにほとんど現代のサラリーマン社会にあてはまることばかりである。

著者が、現代とあまり変わりが無いと言うのもっともで、歴史は繰り返すという言葉そのままである。基本的なサラリーマン社会は不変なのかもしれないと思ってしまう一冊である。

「損益分岐点」という言葉を聞いたときは、宇宙遊泳でもしているような気持ちだった。——原子力開発技師からマッキンゼー社に転進した時、大前氏は、そう思ったそうである。

『正・統企業参謀』、『新・国富論』など経営戦略や分析、政策提言などを書き続け、多分野にわたって問題提起を行っている大前研一氏が、二九歳の時のことだ。

そして今や、農業問題や土地政策など鋭敏な視点で論じる大前経済学は、国境を超えて斬新だ。

それら広範囲にわたる氏の活動イメージから、本のタイトルとなっている『遊び心』を想起することとは、ちよつととまどいを禁じ得なかつたが、一気に読まされて受けた印象は、なるほど、大いなる

パワーの源を垣間見た思いだった。読後の知的なる興奮。しかし同時に浮上してくる何とも言えぬやるせなさは、「日本は：日本人はどうして……」という歯がゆさ。それは、氏の言う「遊び心」の欠如、すなわちセンスある余裕のなさから生まれる悪循環。そして過ごしにくい日本、生きづらい日本、まして経済大国と言われながら国際社会でリーダーシップをふるえない日本人、誤解されつづけ、ますます孤立化する日本。ゴルバチョフの言う改革が必要なのは、まさに日本であるという危機感。

氏の余暇の過ごし方、日常のもののお考え方、受け取め方などを通して、いま日本に、日本人にとって一番必要なのは、価値観の改革であることを、この本は、間接的に示唆している。そして人生は、エンジョイするためにあるのだと。

Don't forget playful mind

「遊び心」

大前研一 著

学習研究社 / 1,300円

納税者番号制

マル優制度が四月から廃止され、小口の預貯金の利子にも課税されるようになり、株式売却益（キャピタルゲイン）への課税はバランスを欠き、不公平税制の象徴となっている。株式売却益への課税は、原則的には非課税であるが、一年間の株式売買が三十回以上で、かつ十二万株以上か、一銘柄で十二万株以上の売買をする大口売却などに限り、課税される。そこで、株式売却益に課税するには、複雑な株式売買の利益を把握するため、各投資家に番号を付け、個人別利益をつかむというのが、政府税調が協議している納税者番号制である。同制度は、売却益ばかりか、資産内容まで把握されるとしてプライバシーの侵害であるとの批判もある。預貯金の利子や株式の配当に課税するため、昭和五十五年に導入を決めた「グリーンカード制度」も納税者番号制であったが、資産家や金融機関の反対に会い、日の目を見ないまま、六十年に廃止が決定されたいきさつがある。

NICS株ファンド

NICSという略語が「新しく工業化の進んだ国々」を意味することは、広く知られているだろう。アジアNICSといえば、韓国・台湾・香港・シンガポールなどの諸国を指す。各国とも経済活動が活発と伝えられるところから、財テクの一環としてそれらの国々への株式投資を希望する人もいる。そうした希望に応じて、証券会社でも「NICSの株式を組み込む投資信託」を設定する動きが出てきた。いまのところは、野村証券の「アジア・デベロップメント・エクイティ・ファンド」だけで、韓国・台湾は直接投資が規制されているため、当面は資金の七〇％を香港・シンガポール・フィリピン・マレーシアなどの株式市場に投資することになっている。対象とする市場の見通しもやや不明であり、ドル建てというリスクもあるが、それだけに大きな成功をおさめるかもしれず、「財テクの新品」として注目されている。

サムタイム

大手百貨店の伊勢丹が、この六月から本格的に導入すると決めたパートタイムの新制につけた名称で、英語の「サムタイム（とくに応じて）」をもじった新語。募集対象は四十歳以下の男女、原則として一年契約だが、本人が「働きたい職場」のほか、「働きたい曜日、時間帯」を申し出て、そのニーズがあれば採用するというのが新しい点である。この新制度の背景には、営業時間の延長で一日八時間が原則になったため、これまでの一日八時間勤務体制では人員のやりくりがむずかしくなったこと。また、働く側にもプライベートな生活プランを優先させたいという人が増えたことなどがある。伊勢丹の場合、実際には次のような三つのタイプが予定されている。週十二〜二十八時間勤務のⅠ型、週二十八時間以上のⅡ型、さらにⅡ型のなかで専門能力などが認められた場合に選ばれるⅢ型で、処遇もその順によくなるよう設定されている。

業務案内

● 研修部門の業務

研修部門で行なう研修は、国および地方公共団体、公団公社等の職員を対象とした行政研修、ならびに建設業界等の職員を対象とした一般研修によって編成されております。行政研修は、建設省建設大学の行なう研修を補完するものとして建設省により位置づけられており、一般研修も、関係機関等の協

議に基づきカリキュラム等を作成し、時代に即応した各種の研修を実施しております。さらに、最近の研修需要の拡大に対応するため、関係機関の協力により、昭和五十八年十二月新たな研修施設（新館）が建設されたのに伴い、今後一層、研修内容の拡大強化をはかることとしております。

昭和六十三年 度 研修実施予定表

研修名	期日・人数	目的および対象者
建設行政管理者セミナー	八月 三〇名 五日間	地方公共団体本庁課長補佐以上、公団公社本社の課長、その他同等の職員を対象に、管理者として必要な知識情報の交換、意思決定過程への認識をはかる。
* 用地一般（Ⅰ）（Ⅱ）	五月十一月 各五〇名各十二日間	地方公共団体（人口十万人以上）等の実務経験二年未満の職員を対象に、用地取得等の実務について基礎的知識の修得をはかる。
用地事務（土地）	一月 四〇名 五日間	地方公共団体（人口十万人以下）の職員または委託による用地業務にたずさわる職員を対象に、用地取得等について基礎的知識の修得をはかる。
用地事務（補償）	二月 四〇名 六日間	地方公共団体（人口十万人以下）の職員または委託による用地業務にたずさわる職員を対象に、損失補償等について基礎的知識の修得をはかる。
用地専門	八月 四〇名 五日間	起業者または委託により用地業務にたずさわる職員で、用地補償の基本的知識のある者を対象に、特殊な補償における専門的知識の修得をはかる。

*印＝行政
◇印＝民間
無印＝行政・民間

研修名	期日・人数	目的および対象者
不動産鑑定	十月 四〇名 六日間	土地評価業務にたずさわる職員を対象に、不動産鑑定および公共用地等の評価にかかわる基本的知識の修得をはかる。
土地家屋調査 <small>―不動産登記実務―</small>	七月 五〇名 五日間	不動産登記、土地家屋調査にたずさわる者となる者を対象に、その業務に関し基本的に必要な知識および実務の修得をはかる。
不動産有効利用実務	六月 四〇名 四日間	土地に関する業務にたずさわる職員を対象に、不動産有効利用の事業手法とそれに関する税務等について、実務的な知識の修得をはかる。
コンフリクト <small>―紛争アセスメントと合意形成―</small>	九月 四〇名 四日間	建設事業に相應の経験を有する者に、建設事業の遂行にあたり、地域社会との合意形成に必要な対応力等の実践的な向上をはかる。
環境アセスメント	六月 六〇名 六日間	環境アセスメントに関する業務にたずさわる職員を対象に、建設事業に伴う環境アセスメントに関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
宅地造成技術	六月 五〇名 六日間	宅地造成工事の設計施工・監督・許可事務等を担当する職員を対象に、宅地造成技術の専門的知識の修得をはかる。
*大規模開発相談員	七月 五〇名 六日間	「大規模開発相談員」に相当する職員を対象に、審査手続の進行管理促進の方策、関係法令の調整方法等の知識の修得をはかる。
*土木工事監督者	六月 七〇名 七日間	地方公共団体等の工事監督業務の実務経験三年程度の職員を対象に、土木工事の施工管理・監督について知識の修得をはかる。
*土木工事積算	六月 六〇名 五日間	地方公共団体等の土木工事積算業務担当の職員を対象に、積算および設計業務委託の積算体系の知識の修得をはかる。
工事管理演習	六月 四〇名 五日間	建設業務にたずさわる職員を対象に、演習を通じて施工管理に関する必要な知識・手法の修得をはかる。
土木構造物設計 <small>(橋梁)</small>	八月 五〇名 十三日間	橋梁の設計業務にたずさわる実務経験三年程度の職員を対象に、橋梁の計画・設計に必要な理論および設計手法などの専門知識の修得をはかる。
長大橋	九月 四〇名 五日間	橋梁の設計・施工に関して基礎的な知識のある者を対象に、長大橋に関する基本的な知識の修得をはかる。
橋梁維持補修	十一月 四〇名 五日間	橋梁の管理業務にたずさわる者を対象に、橋梁の維持・補修について基本的な考え方から現状診断、補修方法までの知識の修得をはかる。
港湾工事	七月 五〇名 四日間	港湾工事にたずさわる実務経験五年未満の者を対象に、港湾工事に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。
*実地検査	五月 五〇名 四日間	国庫補助事業の実地検査に関し経験の浅い者を対象に、検査に必要な基本的知識の修得をはかる。
建設工事紛争処理	十一月 四〇名 六日間	建設事業にたずさわる職員を対象に、建設工事請負契約にかかわる紛争処理および未然防止の対応力の向上をはかる。
建設ロボット	七月 四〇名 四日間	建設事業にたずさわる者を対象に、建設工事にかかわるロボットについての最近の知識・情報の修得をはかる。

研修名	期日・人数	目的および対象者
研修企画	九月 三〇名 三日間	組織における研修を企画する職員を対象に、職員研修の企画に関する基本的知識の修得をはかる。
国際協力	八月 二五名 二九日間	公団、地方公共団体ならびに民間企業の職員を対象に、国際協力活動に対応するため、英会話能力ならびに国際感覚の向上をはかる。
国際交流	一月 二四名 六日間	国際協力活動のため、これに必要な英会話ならびに国際的感覚の修得をはかる。
海外研修	七月 三八名 十三日間	都市社会問題または海外事情に関心の深い者を対象に、ケンブリッジ大学で、都市社会問題に関する最新の知識・情報の修得をはかる予定である。
電気工作物	六月 四〇名 六日間	電気工作物にたずさわる者を対象に、電気工作物の工事・維持・運用に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。
特殊無線線技士 (多重無線設備)	十一月 四五名 十六日間	特殊無線技士(多重無線設備)の資格取得に必要な、郵政大臣が定める実施基準に適合した講習を行い無線従事者を養成する。
* 建築指導科(監視員)	五月 六〇名 十二日間	建築指導行政を担当する職員を対象に、建築監視員としての必要な実務知識の修得をはかる。
住環境	十一月 五〇名 五日間	住環境整備事業にたずさわる職員を対象に、住環境整備にかかわる専門的な知識の修得をはかる。
建築新技術	九月 四〇名 三日間	建築業務にたずさわる技術者に対し、最近の建築新技術についての基本的な知識の修得をはかる。
建築構造(S構造)	六月 五〇名 八日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築構造にたずさわる者を対象に、建築構造に関する必要な知識の修得をはかる。
建築(設計)	十月 四〇名 十日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築業務を担当する職員を対象に、建築設計に関する必要な知識の修得をはかる。
建築防火設計	七月 四〇名 四日間	建築の計画、設計(設備設計も含む)、審査または建物の管理等に従事する者を対象に、建築物の防火設計に関する必要な知識の修得をはかる。
* 建築(積算)	九月 四〇名 六日間	地方公共団体等の職員を対象に、建築積算の実務に必要な専門知識の修得をはかる。
建築施工監理	十一月 五〇名 六日間	地方公共団体、民間建築業界で建築業務を担当する職員を対象に、建築施工監理(設備工事を除く)に必要な知識・技術の修得をはかる。
建築設備(衛生)	九月 四〇名 六日間	地方公共団体、民間建築業界で建築設備を担当する職員を対象に、建築衛生設備に関する必要な知識の修得をはかる。
建築設備(電気)	二月 四〇名 十日間	地方公共団体、民間建築業界で建築設備を担当する職員を対象に、建築電気設備に関する必要な知識の修得をはかる。
建築保全	十一月 四〇名 五日間	地方公共団体、民間建築業界で建築保全業務を担当する職員を対象に、建築保全に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。

研修名	期日・人数	目的および対象者
都市計画一般	六月 五〇名 十二日間	地方公共団体、都市計画コンサルタント業界等で、都市計画業務経験二年以下の者を対象に、都市計画事業の基本的知識の修得をはかる。
* 都市再開発一般	十月 五〇名 六日間	地方公共団体等の都市再開発業務にたずさわる職員を対象に、都市再開発に関する基本的に必要な知識の修得をはかる。
民活都市開発	七月 五〇名 六日間	都市開発業務にたずさわる者を対象に、新しい手法を用いた民活都市開発について基本的に必要な知識の修得をはかる。
商業空間開発	七月 四〇名 五日間	都市開発または商業施設運営にかかわる職員を対象に、商業空間の開発ならびに運営に関する専門的知識・技術の修得をはかる。
都市計画街路一般	十月 五〇名 十二日間	地方公共団体・都市計画コンサルタント業界等で、都市計画街路業務経験二年以下の者を対象に、街路事業の基本的知識の修得をはかる。
都市農地	六月 四〇名 四日間	都市農地に関する業務にたずさわる職員を対象に、都市およびその近郊における農地に関する課題について都市計画上必要な基本的知識の修得をはかる。
下水	八月 五〇名 六日間	下水道に関する計画、設計、施工にたずさわる職員（日本下水道協会会員を除く）を対象に、基本的に必要な知識・情報の修得をはかる。
* ダム管理	十一月 三五名 十一日間	国および地方公共団体等のダム管理業務にたずさわる中堅技術職員を対象に、ダム管理に必要な知識の修得をはかる。
* ダム管理	四月、十二月 各六名・四回 計一四名・各四日間	国および地方公共団体等のダム管理所において、ダム操作に従事している職員に対してダム操作の技術の習得をはかる。
河川一般	十月 四〇名 六日間	中小流域の河川にかかわる業務にたずさわる職員を対象に、中小流域の河川に関する業務に必要な知識の修得をはかる。
河川技術（演習）	六月 四〇名 六日間	河川業務にたずさわる職員を対象に、河川の調査・計画・設計等に関する必要な知識・技術の修得をはかる。
河川総合開発 ―ダム設計―	五月 六〇名 六日間	ダム事業にたずさわる中堅技術職員を対象に、最近のダム課題に対応するために必要な調査・設計に関する総合的な知識の修得をはかる。
水資源	十月 四〇名 六日間	水資源計画に経験の浅い職員を対象に、水資源計画に関する専門的知識の修得をはかる。
砂防一般	七月 四〇名 六日間	地方公共団体、公団、公社、コンサルタント等の職員を対象に、砂防にかかわる最近の課題に対応するために必要な知識の修得をはかる。
砂防等構造物設計演習 ―砂防・地すべり・急傾斜地・雪崩―	十月 四〇名 十日間	砂防・地すべり・急傾斜地・雪崩施設の調査設計業務に関し、実務経験二年程度の者を対象に、各構造物の調査・計画・設計の専門知識の修得をはかる。
斜面安定対策工法	八月 五〇名 四日間	建設事業にたずさわる職員を対象に、のり面の崩壊防止、保護工等の安定対策工事についての調査・設計・施工の専門的知識の修得をはかる。
* 災害復旧実務	一月 五〇名 六日間	地方公共団体等の災害復旧業務を担当する実務経験三年以下の職員を対象に、災害復旧の実務に必要な知識の修得をはかる。

研修名	期日・人数	目的および対象者
* 災害復旧実務中堅技術者	五月 五〇名 六日間	地方公共団体等の災害復旧業務を担当する実務経験三年以上の職員を対象に、災害復旧の実務に必要な専門的知識の修得をはかる。
河川構造物設計一般	五月 四〇名 十一日間	河川構造物の設計業務を担当する職員を対象に、河川構造物等の機能設計に必要な知識の修得をはかる。
道路計画一般	十月 五〇名 十日間	道路等の調査・設計業務にたずさわる経験の少ない者を対象に、道路の調査・計画および設計に関する知識の修得をはかる。
* 道路舗装	七月 六〇名 六日間	地方公共団体等の職員で道路工事（舗装）業務にたずさわる実務経験三年程度の職員を対象に、舗装に関する知識の修得をはかる。
* 道路管理	九月 六〇名 十一日間	道路管理業務を担当する職員を対象に、道路管理に必要な知識の修得をはかる。
市町村道	十一月 五〇名 六日間	市町村道業務を担当する職員を対象に、市町村道に関する総合的な専門知識の修得をはかる。
* 地価調査担当者等	五月 一〇〇名 十日間	都道府県ならびに指定都市の地価調査関係業務担当職員を対象に、土地評価に関する基礎知識の修得をはかる。
* 土地調査員	九月 九〇名 六日間	都道府県ならびに指定都市の土地調査員を対象に、土地調査員に必要な基礎知識の修得をはかる。
◇ 補償コンサルタント (用地基礎) I・II	四月・五月 各五〇名・各六日間	補償コンサルタント業務を行う者の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する基礎的知識の修得をはかる。
◇ 補償コンサルタント (営業補償・物件部門)	六月・七月 各五〇名・各六日間	補償コンサルタント登録部門の専任管理者または、これに準ずる者を対象に、補償に関する専門知識の修得をはかる。
土木積算体系	六月 五五名 五日間	公団、公社および建設事業関係者で土木工事積算業務を担当する職員を対象に、土木工事積算に関する基礎知識の修得をはかる。
◇ 実行予算	六月 六〇名 三日間	建設工事の実行予算業務にたずさわる者を対象に、建設工事の実行予算にかかわる考え方とコストの基本についての修得をはかる。
◇ 建設市場開発戦略セミナー	十一月 四〇名 三日間	建設関連事業における営業・開発活動を中心に今後の需要の創出、新分野への進出等に関する諸対策に必要な知識・情報等の修得をはかる。
仮設工事	七月 五〇名 五日間	土木建設工事にたずさわる職員を対象に、土留、仮締切、仮棧橋、型枠、支保工の設計に必要な知識・技術の修得をはかる。
土木構造物(くい基礎)	五月 五〇名 六日間	土木構造物の設計関連業務にたずさわる者を対象に、くい基礎の構造理論、設計手法等の専門知識の修得をはかる。
英文契約仕様	四月 四〇名 四日間	国際業務にたずさわる者を対象に、英文契約仕様に関し必要な英文知識の基本的な修得をはかる。
国際財務戦略	六月 三〇名 三日間	国際業務にたずさわる者を対象に、国際業務の遂行にあたり必要な為替リスク対策と海外資金調達に関する基本的な知識の修得をはかる。

研修名	期日・人数	目的および対象者
海外プロジェクト実務者	五月 三〇名 十三日間	海外の建設プロジェクトにたずさわる実務者を対象に、プロジェクトマネージャーとしての人材養成をはかる。
国際契約実務	十月 三〇名 五日間	国際業務にかかわる職員を対象に、国際契約に関し実務的な知識の修得をはかる。
地質調査業現場管理者認定講習	十月 一二〇名 三日間	地質調査技士を対象に、地質調査業者登録規程における現場管理者の認定に必要な資格取得のための講習を行う。
地質調査 (土質・地下水・岩盤コース)	四月・五月 五〇・四〇名を各六日間	国・地方公共団体および業界等において地質調査業務に従事する技術職員を対象に、地質調査の専門的な知識の修得をはかる。
補強土工法	十月 四〇名 四日間	建設事業にたずさわる者を対象に、補強土工法に関する専門的知識・技術の修得をはかる。
建設技術 (地盤処理工法)	七月 五〇名 五日間	建設技術職員で実務経験三年程度の者を対象に、土木建設工事にかかわる軟弱地盤改良工事に関する技術・知識の修得をはかる。
地すべり防止技術	五月 五〇名 九日間	地すべり調査および防止対策に従事し一定の実務経験年数を有する技術職員を対象に、有効な災害防止を行うために必要な知識・技術の修得をはかる。
近接施工	十月 五〇名 四日間	建設事業にたずさわる技術職員を対象に、各種既設構造物に対しての近接施工について調査・設計手法・対策工法などの専門知識の修得をはかる。
工程管理 (基本)	七月 六〇名 三日間	建設事業にたずさわる職員を対象に、工程管理に必要な考え方を理解するとともに、演習を通して、その手法と利用法の修得をはかる。
電算利用 (I)(II)	七月・十月 各四〇名を各二日間	建設事業の現場におけるパソコン利用・意思決定支援システムに関し、必要な知識・情報の修得をはかる。
データベース	十月 四〇名 三日間	データベースユーザーを対象に、建設事業関連データベースの構築と活用に関する最近の知識・情報の修得をはかる。
建設パソコン実習 (初級)	四月 二五名 五日間	建設事業にたずさわるパソコン未経験者を対象に、建設技術におけるパソコン利用について実習により初歩的知識・技術の修得をはかる。
建設パソコン実習 (中級)	七月 二五名 五日間	建設事業にたずさわる職員で、簡単なプログラミングができる者を対象に、ケーススタディと実習により知識・技術の向上をはかる。
建築計画 I —計画各論—	二月 四〇名 四日間	建築の一般計画に関して、一級建築士相応の知識を必要とする者等を対象に、建築計画に必要な基本的知識の修得をはかる。
建築計画 II —環境工学—	七月 四〇名 四日間	建築環境に関して一級建築士相応の知識を必要とする者等を対象に、良好な室内環境の計画に必要な基本的知識の修得をはかる。
建築基礎構造	五月 四〇名 四日間	建築構造に従事する者を対象に、建築基礎構造に関する必要な知識の修得をはかる。
ダム管理主任技術者 (学科1回・実技12回)	学科七名 四月六日間 実技各六名 五月七日間 各四日間	河川法第50条にもとづくダム管理主任技術者またはその候補者を対象に、ダムの安全管理に必要な知識・技術の修得をはかる。

研修名	期日・人数	目的および対象者
◇ ダム工事技術者一般	一月 五〇名 十二月間	土木建設工事に従事するダム工事の実務経験三年以下の職員を対象に、ダム工事に関する基礎的知識の修得をはかる。
◇ ダム工事技術者中堅	一月 四〇名 四月 七〇名 七月 七〇名 十月 七〇名 一月 七〇名 四月 七〇名 七月 七〇名 十月 七〇名	土木建設工事に従事するダム工事の実務経験三年以上の職員を対象に、ダム工事の専門的技術・知識の修得をはかる。
◇ 道路技術一般	四月 八〇名 七月 八〇名 十月 八〇名 一月 八〇名 四月 八〇名 七月 八〇名 十月 八〇名	道路建設工事に従事する業界技術職員で、一定の資格を有する者を対象に、主任技術者養成に必要な施工技術の修得をはかる。
◇ 道路技術専門	六月 四〇名 九月 四〇名 十二月 四〇名 三月 四〇名 六月 四〇名 九月 四〇名 十二月 四〇名	道路建設工事に従事する業界上級技術職員で、一定の資格を有する者を対象に、舗装に関する専門的な高度の知識の修得をはかる。
◇ 舗装技術	四月 四〇名 七月 四〇名 十月 四〇名 一月 四〇名 四月 四〇名 七月 四〇名 十月 四〇名	道路工事に従事する技術職員を対象に、舗装に関する知識の修得をはかる。
建設技術 (透水性舗装)	八月 五〇名 十一月 五〇名 二月 五〇名 五月 五〇名 八月 五〇名 十一月 五〇名 二月 五〇名	建設事業にたずさわる技術職員を対象に、透水性舗装についての理論および設計・施工などの専門知識の修得をはかる。
建設技術 (シールド工法一般)	四月 四〇名 七月 四〇名 十月 四〇名 一月 四〇名 四月 四〇名 七月 四〇名 十月 四〇名	シールド工事(下水道シールド工事)に従事する技術職員を対象に、シールド工事の施工に関し、基本的に必要な技術・知識の修得をはかる。
建設技術 (シールド工法中級)	十月 五〇名 一月 五〇名 四月 五〇名 七月 五〇名 十月 五〇名 一月 五〇名 四月 五〇名	シールド工事に従事している者を対象に、シールド工事の施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
建設技術 (推進工法)	九月 六〇名 十二月 六〇名 三月 六〇名 六月 六〇名 九月 六〇名 十二月 六〇名 三月 六〇名	推進工事に従事する技術職員を対象に、推進工法の設計・施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
推進工法積算実務	四月 五〇名 七月 五〇名 十月 五〇名 一月 五〇名 四月 五〇名 七月 五〇名 十月 五〇名	下水道推進工事の設計・積算業務に経験の浅い職員を対象に、下水道推進工事の施工計画から積算についての基本的な知識の修得をはかる。
建設技術 (ナトム中級)	七月 五〇名 十月 五〇名 一月 五〇名 四月 五〇名 七月 五〇名 十月 五〇名 一月 五〇名	土木建設工事に従事する経験の少ない現場技術職員を対象に、ナトム工事の設計・施工等に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
建設技術 (ナトム)	七月 五〇名 十月 五〇名 一月 五〇名 四月 五〇名 七月 五〇名 十月 五〇名 一月 五〇名	土木建設工事に従事する実務経験二年以上の技術職員を対象に、ナトム工法の設計・施工等に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
ナトム (契約・積算)	七月 五〇名 十月 五〇名 一月 五〇名 四月 五〇名 七月 五〇名 十月 五〇名 一月 五〇名	ナトムの契約、積算、設計の業務に従事する職員に対し、契約の基本的な考え方、積算についての施工計画、積算手法についての知識の修得をはかる。

研修問合せ先

研修局 下187

東京都小平市喜平町二一一二

電話 〇四三三(二四)五三二五

●試験部門の業務《技術検定》

試験部門で行なっております試験及び研修は、建設業法（昭和二十四年法律一〇〇号）第二十七条第一項及び土地地区画整理法（昭和二十九年法律一一九号）第七十五条第二項に基づき、建設大臣が行なう技術検定試験にかわるものとして、当センターが建設大臣の指定をうけて実施しているものです。

建設大臣の指定をうけた試験の合格者及び

研修の修了試験の合格者は、国の行なう検定の全部または一部の免除を受けられます。

また、浄化槽法に基づくものとして、昭和60年から実施することになった浄化槽設備士に係わる試験は、財団法人浄化槽設備士センターが行なう浄化槽設備士試験の実施事務の一部を当センターが受託して実施するものです。

昭和六十三年 技術検定関連試験・研修実施予定表

試験・研修名	受験・受講資格	試験・研修日	試験・研修地	受付期間
一級土木工事 技術者試験	高専卒以上の学歴で、学歴により所定の 実務経験年数を有するもの。 二級土木施工管理技士で所定の実務経験 年数を有するもの。 〔昭和63・64年度に限り〕 高校の指定学科卒業後15年（指導監督的 実務1年以上含む）以上の実務経験年数 を有するもの。20年（指導監督的実務1 年以上含む）以上の実務経験を有するもの。	昭和63年7月3日(日)	札幌、釧路、仙台、東京、 新潟、名古屋、大阪、広島、 高松、福岡、那覇	昭和63年3月18日から 4月1日まで
二級土木工事 技術者試験 (土木・鋼構造物塗装・薬液注入)	学歴により所定の実務経験年数を有する もの。	昭和63年7月17日(日)	右記に同じ ただし、種別・鋼構造物塗 装・薬液注入については、 札幌、東京、大阪、福岡	右記に同じ

<p>一級管工事 技術者試験</p> <p>第一部(学科)試験</p>	<p>高専卒以上の学歴で、学歴により所定の 実務経験年数を有するもの。 二級管工事施工管理技士で所定の実務経 験年数を有するもの。 職業能力開発促進法による管工事関係の 一級技能検定合格者。 【昭和63・64年度に限り】 高校の指定学科卒業後15年（指導監督的 実務1年以上含む）以上の実務経験年数 を有するもの。 20年（指導監督的実務1年以上含む）以 上の実務経験を有するもの。</p>	<p>昭和63年9月4日(日)</p>	<p>札幌、仙台、東京、新潟、 名古屋、大阪、広島、高松、 福岡、那覇</p>	<p>昭和63年5月20日から 6月3日まで</p>
<p>二級管工事 技術者試験</p>	<p>学歴により所定の実務経験年数を有する もの。職業能力開発促進法による管工事 関係の一級または二級の技能検定合格者。</p>	<p>昭和63年9月18日(日)</p>	<p>右記に同じ</p>	<p>右記に同じ</p>
<p>一級管工事 技術者試験</p> <p>第一部(実地)試験</p>	<p>昭和63年度・昭和62年度一級管工事技術 者試験第一部(学科)試験の合格者。 技術士法による本試験のうち等工事関係 の合格者で、第一部(学科)試験の受験 資格を有するもの。</p>	<p>昭和63年12月4日(日)</p>	<p>札幌、東京、名古屋、大阪、 福岡</p>	<p>昭和63年10月19日から 11月2日まで</p>
<p>一級造園工事 技術者試験</p>	<p>高専卒以上の学歴で、学歴により所定の 実務経験年数を有するもの。 二級造園施工管理技士で、所定の実務経 験年数を有するもの。 職業能力開発促進法による造園の一級技 能検定合格者。</p>	<p>昭和63年9月4日(日)</p>	<p>札幌、仙台、東京、名古屋、 大阪、広島、福岡</p>	<p>昭和63年6月3日から 6月17日まで</p>
<p>二級造園工事 技術者試験</p>	<p>学歴により所定の実務経験年数を有する もの。 職業能力開発促進法による造園の一級ま たは二級の技能検定合格者。</p>	<p>昭和63年9月18日(日)</p>	<p>右記に同じ</p>	<p>右記に同じ</p>
<p>土地区画整理 技術者試験</p>	<p>学歴により所定の実務経験年数を有する もの。 不動産鑑定士および同士補で所定の実務 経験を有するもの。</p>	<p>昭和63年9月4日(日)</p>	<p>東京、大阪</p>	<p>昭和63年5月20日から 6月3日まで</p>

試験・研修名	受験・受講資格	試験・研修日	試験・研修地	受付期間
二級土木施工管理 技術研修	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	6月中旬 沖縄・九州 6月下旬 沖縄・九州・中国 7月中旬 沖縄・九州・四国・中国 7月下旬 四国・中国 9月上旬 近畿・中部 9月下旬 近畿・中部・北陸・関東 10月上旬 近畿・中部・北陸・関東 10月下旬 東北 11月上旬 近畿・関東・東北・北海道 11月中旬 近畿・関東・東北・北海道 昭和63年6月5日(日)	都・道・府・県庁所在地等 仙台、東京、名古屋、 大阪、福岡	昭和63年3月18日から 4月1日まで
浄化槽設備士試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 職業能力開発促進法による配管（建築配管作業）の一級または二級技能検定合格者。 建設業法による一級または二級管工事施工管理技術検定合格者。	昭和63年6月5日(日)	仙台、東京、名古屋、大阪、福岡	昭和63年4月1日から4月15日まで

(注) 二級土木施工管理技術研修の研修期間は4日間である。

技術検定関連試験・研修問合せ先

- 二級土木施工管理技術研修
- 土地区画整理技術者試験

業務第一局

〒100 東京都千代田区永田町一―十一―三三五
 全国町村会館五階 ☎ 〇三(五八二)〇一三八(代)

- 一級土木工事技術者試験
- 一級管工事技術者試験 第一部・第二部
- 一級造園工事技術者試験

業務第二局

〒102 東京都千代田区平河町二―一六―二
 ランディック平河町ビル四階 ☎ 〇三(二三〇)一六二(代)

- 二級土木工事技術者試験
- 二級管工事技術者試験
- 二級造園工事技術者試験
- 浄化槽設備士試験

学校教育法による専門学校、建設大臣指定校

学校法人
明倫館

国土建設学院



本学院は、創立者上條勝久名誉理事長の信念「明倫」を教育の基本理念として、国土建設事業の推進に役立つ実践的専門技術者の育成に努力を重ねています。

開校以来25年、約14,000名にのぼる卒業生は確かな技術をもって各方面で活躍中であり、他にみない独自の教育は高く評価されています。

工業専門課程(昼間・高卒男女)

◎測量科(1年制)
(4月生・10月生)

測量技術者として現場第一線で独立任務を遂行できる実践的技術者を養成する。

製図科(1年制)

地図製図技術を主軸に、土木、建築等を含む広範な製図技術をもつ専門技術者を養成する。

◎測量工学科(2年制)
(測量調査専攻
地図専攻)

第1年次では建設大臣指定基準に従い基礎から専門へと各種測量について幅広く学習し、第2年次では学生各人の選択により測量調査専攻、地図専攻の専攻別に、さらに濃度の高い専門性を付与し、多様化・高度化の進む測量界で活躍できる専門技術者を養成する。

◎測量土木技術科(2年制)

測量、土木の両分野にわたり現地作業に役立つ最新技術を修得し、測量士または土木施工管理技士として現場第一線で活躍できる専門技術者を養成する。

◎都市工学科(2年制)

都市の建設に必要な十分な測量技術と都市計画、土地区画整理の専門知識を修得した技術者を養成する。

◎土木工学科(2年制)

しっかりした幅広い測量技術の素養の上に土木工学を専攻させ、土木工事に係る測量・調査・設計を担当し、また土木工事の現場主任技術者として活躍できる専門技術者を養成する。

◎土木地質工学科(2年制)

土木工学、測量技術の素養の上に土木地質工学に関する幅広い知識と技術を身につけた新時代に生きる土木地質調査の専門技術者を養成する。

造園緑地工学科(2年制)

現代造園に関する理論と造園の計画・設計・施工・管理の専門技術を修得させ、新時代に即した実践的技術者を養成する。

上下水道工学科(2年制)

上下水道工学に関する専門学科ならびに施設の設計・施工・維持管理についての知識と技術を修得させ、実際に役立つ専門技術者を養成する。

設備工学科(2年制)

給排水衛生・空気調和等建築設備とその周辺技術について、その知識と技術を修得させ、給水装置技術者、排水設備技術者、管工事技術者等として活躍できる専門技術者を養成する。

研修課程(昼間)

測量専科(10月入学)
(6ヵ月間)

法務省の指定研修コースで、毎年50名の登記官等が派遣されるほか、一般からの受講者も引き受けている。

土地区画整理専科(5月入学)
(2ヵ月間)

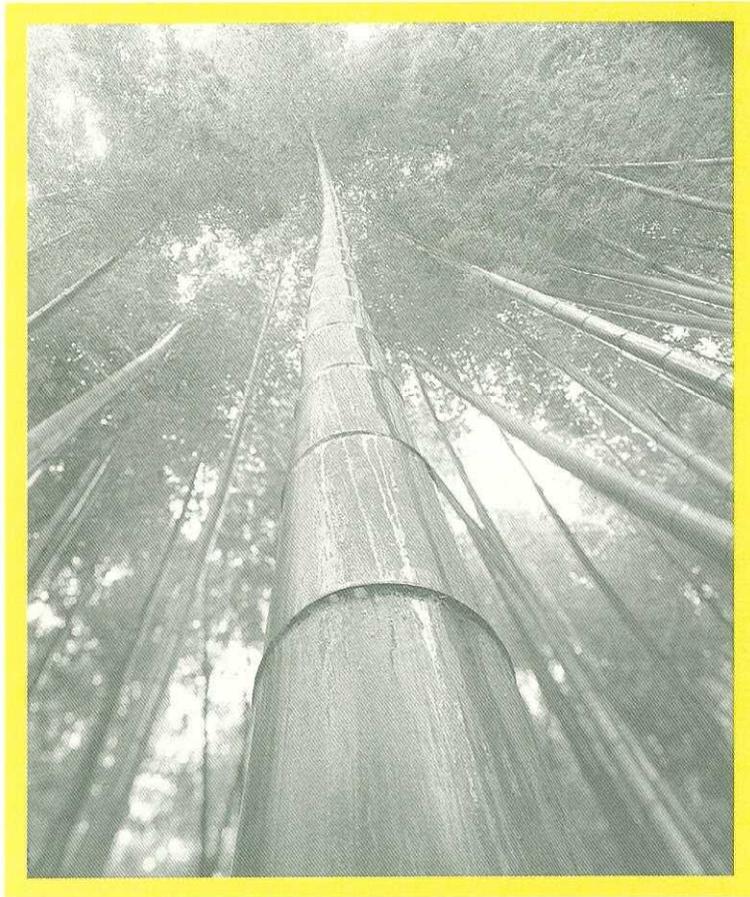
地方公共団体や民間企業等から職員研修の場として好評をうけている。

卒業生の特典

◎印の科は卒業時測量士補(無試験)の資格が取得できる。このほか科により土木、管工事、造園各施工管理技士の受験資格、地図製図士(2級)の資格付与等特典がある。

◆詳細は下記にお問合せください。

〔〒187〕東京都小平市喜平町2-1-1 TEL 0423-21-6909(代)



国づくりの研修